

# 水源開発問題全国連絡会

## 第26回総会 資料

2019.11.17 長崎県東彼杵郡川棚町

### =目次=

事務局からの報告	第一部 この一年間の報告	1
	第二部 私たちの課題 新年度の活動方針	9
各地からの報告	目次	11
当別ダム周辺環境を考える会、成瀬ダムをストップさせる会、思川開発事業を考える流域の会、 栃木県南地域の地下水をいかす市民ネットワーク、ハッ場あしたの会、ハッ場ダムをストップさせる 市民連絡会、STOPハッ場ダム・市民ネット、霞ヶ浦導水事業を考える県民会議、スーパー堤 防取消訴訟を支援する会、溪流保護ネットワーク・砂防ダムを考える、長良川市民学習会、設楽ダ ムの建設中止を求める会、NPO法人 伊賀・水と緑の会、天ヶ瀬ダム再開事業差止弁護団、安威 川ダム反対市民の会、美しい錦川を未来へ手渡す会、城原川を考える会、瀬戸石ダムを撤去する会、 子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会、立野ダムによらない自然と生活を守る会、石 木ダム建設絶対反対同盟		
討議資料	目次	43
	I、ダムをめぐる経過と現状	44
	II、利水問題	52
	III、治水問題	
	1、2019年の台風19号豪雨問題	60
	2、ダムによる治水の幻想	77
	3、今後進めるべき治水対策の柱	79
	IV、水道民営化問題	84
	「日本のダム問題の経過と現状」	90
第26回総会決議	「ダム偏重の治水から人命最優先の治水に転換を求める決議」(案)	96
石木ダム建設早期断念を実現させる総会決議(案)		97

# 事務局からの報告

(電子版で見える場合用に、インターネットにリンクされているところはアンダーラインを付してあります)

## 第1部 この1年間の報告

### 1. 全国の状況

#### 1) 石木ダム

- この一年も、石木ダム予定地の地元の皆さんは、「石木ダムの必要性についての説明が先！」と、付け替え道路敷設工事阻止行動の毎日でした。
- 2019年5月21日、長崎県収用委員会が13世帯皆さんの住居も含め、ダム予定地すべての収用明渡裁決を決定しました。地権者全員が補償金受け取りを拒否したため、長崎県は補償金を法務局に供託し、収用期日とされた9月19日には所有権が国に移管されました。住居と工作物がある土地以外の土地の明渡し期限も9月19日でした。住居と工作物がある土地については、11月18日が明渡し期限とされています。明渡し期限以降はこれまでの生活を続けることが違法行為となり、長崎県と佐世保市が長崎県の収用担当部門に対して行政代執行を申請する手続きに入ることが可能になってしまいます。
- 福岡高等裁判所の石木ダム事業認定取消訴訟控訴審は7月3日の第3回期日で裁判長が、原告側の証人申請、継続審理を拒否して、「本日を以て結審。11月29日判決」と突如宣告しました。あまりの暴挙に法廷内はしばし静まりかえってしまいました。長崎地方裁判所佐世保支部での石木ダム工事継続差止訴訟は、11月18日が結審とされています。
- 9月19日、石木ダム建設絶対反対同盟の皆さんは長崎県庁で中村法道知事と面会し、無駄な石木ダムによって生活の場を追い出されようとしている苦しみを伝え、ダムの中止を訴えました。その様子がユーチューブにアップされています ([https://youtu.be/vzcd1\\_Jr\\_PE](https://youtu.be/vzcd1_Jr_PE))。マスコミ報道等もご覧ください (<http://suigenren.jp/news/2019/09/20/12295/>)。「ほたるの川のまもりびと」とともに、石木ダム問題の本質がしっかり伝わってくる映像です。2時間近くありますが、是非、じっくり観ることをお勧めします。
- 長崎県は、2019年9月30日に2025年度までの石木ダム工期3年延長を「長崎県公共事業評価監視委員会」に諮り (<http://suigenren.jp/news/2019/10/02/12386/>)、同委員会は僅か1時間ばかりで「承認」と、意見をまとめて閉会してしまいました。長崎県は、同委員会からの正式な答申を得たのちに、石木ダム工期3年延長を決定します。
- これを受けて、佐世保市も石木ダムの利水分の再評価を行う必要に迫られています。佐世保市が事実に基づいた再評価をするならば、人口減少と節水機器の普及で、「石木ダムの水源開発が不要」となるのは確実です。佐世保市が「事実に基づいた再評価」を実施するよう働きかける必要があります。

#### 2) 鬼怒川氾濫 国家賠償請求訴訟

- 2015年9月の関東・東北豪雨では鬼怒川下流部で堤防が決壊し、無堤地区で大規模な溢水があって、その氾濫が茨城県常総市の鬼怒川左岸側のほぼ全域におよび、大変な被害をもたらしました。

- 国家賠償法により、被災者22世帯の方が2018年8月7日、国に対して損害賠償を求める裁判を起こしました。私たちはこの訴訟の勝利に向けて支援します。
- この裁判の口頭弁論の開催状況は次の通りです。
  - 第1回口頭弁論 2018年11月28日(水)15:30 水戸地裁下妻支部
  - 第2回口頭弁論 2019年7月12日(金)15時30分～ 水戸地裁本庁
  - 第3回口頭弁論 10月18日(金)14:30～ 水戸地裁本庁

### 3) 台風19号豪雨災害 ハツ場ダムに利根川が助けられたというフェイクニュース

- 10月12-13日にかけて東日本を襲った台風19号は広範な地域に深刻な洪水被害をもたらしました。静岡県以東の各地で記録的な雨量が降り、多くの河川が氾濫しました。
- 10月31日時点の死者は91名(10月25日からの大雨による被害を含む)にもなりました。また、堤防決壊箇所は140か所にもなりました。
- 試験湛水中のハツ場ダムについて「ハツ場ダムが利根川の決壊を防いだ」というフェイクニュースが流れました。
- 台風19号豪雨災害問題の詳細については、討議資料の「Ⅲ 治水問題 1 2019年の台風19号豪雨問題」をご覧ください。

### 4) 水道法「改正」施行

- 水道法の一部を改正する法律案が2018年12月の臨時国会で可決され、2019年10月1日に施行されました。この改正は「水道民営化」の道を開くものです。
- ほとんどの水道事業者は水道民営化に積極的ではありませんが、宮城県が民営化の先鞭をつけようとしています。
- この問題については、討議資料の「Ⅳ 水道等の民営化問題」をご覧ください。

### 5) 国会公共事業調査会（準）

- ダムや幹線道路等の大規模公共事業が強権的に進められている実態を国会議員と共有して、市民と国会議員との連携で公共事業の在り方をさぐることを目的にした調査会です。市民側は水源連も参加している「公共事業改革市民会議」が担い、国会議員側は「公共事業チェック議員の会」が中心になって参加議員を呼びかけています。
- 2019年3月以降の取組を記します。
  - ◇ 3月28日(木)16:30～
    - テーマ:環境影響評価制度
  - ◇ 4月25日(木)16:30～
    - テーマ:公共事業評価制度
  - ◇ 5月23日(木)16:30～
    - 参院選前特別企画  
公共事業を正常化するために  
～説明責任ある制度、参加型意思決定の実現へ～

### 6) 残念ながら、全国各地で反対の声を無視して有害無益なダム等の事業が強行されています。

- 本年10月、八ッ場ダムは試験湛水開始となりました。貯水域周辺の地質脆弱地、とりわけ30mも土盛りした代替地の安全性がきわめて心配されます。湛水開始直後の台風19号による豪雨により八ッ場ダムは一晚で洪水調節容量6500万m<sup>3</sup>を1000万m<sup>3</sup>も上回る7500万m<sup>3</sup>が貯留されました。八ッ場ダムが本格運用されていたならば、緊急放流は免れず、同ダムの下流一帯は深刻な事態になっていたに違いありません。あまりにも急激な水位上昇が湛水域周辺の地下水位を急上昇させています。それによる影響がどう出るのでしょうか。10月15日から試験湛水は後期となり、貯水位の低下が徐々に行われています。それによって地すべりが引き起こされないのか、代替地に異変が生じないのか、私たちもしっかりと監視しなければなりません。
- 九州地方整備局は白川水系河川整備計画(変更原案)を公表し、白川の流下能力を2,000m<sup>3</sup>/秒から2,400m<sup>3</sup>/秒に引き上げるとしましたが、整備計画の中には、現在建設中の立野ダムも含まれています。「危険な立野ダム建設は整備計画から外すべきだ」との意見をたくさん出す必要があります。
- 時がいたずらに経過しています。川辺川ダムは球磨川水系河川整備計画が策定されるまで川辺川ダム建設基本計画が存在しています。九州地方整備局は川辺川ダムの代替案として、全く実現性のない河道改修案しか提示しません。中部地方整備局は、長良川河口堰開放問題、木曾川水系連絡導水路問題について無駄に時間を経過させ、解決にはそっぽを向いたままです。市民サイドからの指摘を無視し続けることで、周りの多くの人の関心が薄くなること、反対派が疲れ切ることを待ち続けています。

## 2. 2019年度 事務局の取組み

事務的には、水源連の皆さん相互の情報交換のツールである「水源連だより」、水源連ML、水源連ホームページの発行・運営に務めました。

ここでは特に事務局が取り組んできた問題について報告します。

### 1) 石木ダム事業中止に向けて

石木ダム現地を中心にした経過報告は、別掲の「各地からの報告 石木ダム」を参照願います。

#### ① 現在の状況

- 事業地現地では、石木ダムの必要性についての話し合いに応じることなく、付け替え道路工事を続けている長崎県に抗議し、その停止を求める阻止行動が続いています。
- 収用明渡裁決により明渡期日とされている11月18日を過ぎると、長崎県と佐世保市は行政代執行を長崎県の収用担当部門に申請することが可能になります。
- 一方で、長崎県は9月30日に工事の遅れを理由に、工期3年延長を長崎県公共事業評価監視委員会に諮りました。同委員会は追認の意向でまとめて、当日の審議を終えました。事業認定処分後3回目の工期延長で、合計9年もの延長になります。このことは、石木ダム事業の緊急性は皆無であることを長崎県自身がさらけ出しているのです。工期3年延長が正式に決定するのは、同委員会が工期3年延長を容認する答申を出してからになります。それが出るのは年末と言われています。
- 長崎県の3年延長は石木ダムの治水面に対してのことなので、利水面については佐世保市が判断しなければなりません。佐世保市は事業認定後合計9年もの工期延長であるから、石木ダムへの水源開発が不要になっているのか、継続すべきなのかを判断しなければなりません。その判断

は科学的根拠に基づいて行わなければなりません。佐世保市民の皆さんは佐世保市に、しっかり現実を見据え科学的裏付けのある再評価実施を強く求めています。

- 長崎県と佐世保市に対して収用撤回、事業中止を求める広範な行動が、こうばる現地での工事阻止闘争とともに取り組まれています。
- 水源連としても、長崎県と佐世保市による行政代執行申請ができない状況作りに取り組んでいます。①石木ダムは不要であることの科学的裏付け、②二つの訴訟の支援、③国会議員への協力要請、とりわけ国土交通省と厚生労働省からのヒアリング開催要請と実施、④共有地権者になっている皆さんへの行政不服審査請求のよびかけ・・・などに取り組んできました。
- 行政代執行は絶対にできない状況をつくり上げることが私たちに課せられています。

## ② 事業認定取消訴訟控訴審と工事差止訴訟

- 私たちは、事業認定取消控訴審と工事差止訴訟で、治水・利水両面で長崎県と佐世保市が主張している必要性は「石木ダムありき」のつじつま合わせでしかないことを明らかにしてきました。
- 長崎県と佐世保市は、①石木ダムの必要性は事業認定で認められていること、②公共事業においては財産の補償がされるので財産権の侵害にならないこと、③公益性のもとに私権が制限されるのは受忍すべきであると主張しています。
- 私たちは、①石木ダムには必要性が全くないのであるから、②公益性のない人格権侵害であるとして争っています。
- 事業認定取消訴訟控訴審
  - 2019年7月3日の第3回口頭弁論で、控訴人側は意見書提出者である法政大学教授伊藤達也氏と岐阜大学教授富樫幸一氏2名を利水面での証人として採用するよう裁判所に求めましたが、被控訴人側が反対し、裁判所は採用しませんでした。そのまま「これで審理終了、判決は11月29日」と裁判長が一方向的に宣言しました。
- 工事差止訴訟
  - 2019年7月17日の第12回口頭弁論で、治水問題について意見書を提出した嶋津暉之氏への証人尋問、生活の場を追われることになる「こうばる住民」6名と受益予定者とされる佐世保市住民1名への原告本人尋問が実施されました。「石木ダム不要」を誰もが実感する素晴らしい内容でした。裁判所は次回で審理終了とし、11月18日第13回口頭弁論で結審としました。

## ③ 石木ダム問題を東京圏に知らせる取組み

•2019年度は

- 2019年2月7日ヒアリング 2018年7月18日の国側担当者からの説明者との意見交換で不十分であった事項について、「公共事業チェック議員の会」による再度のヒアリングが2019年2月7日に開催されました。国交省、厚労省共に曖昧な回答でした。詳しくは水源連ホームページに掲載した「2月7日 14時から 国交省・厚労省へのヒアリング 予告と報告 石木ダム関係」(<http://suigenren.jp/news/2019/01/31/11289/>)を参照願います。
- 4月5日 厚生労働省水道課ヒアリング 2月7日の水道課回答を確認したうえで、質問を進めました。今回も、曖昧な回答に終始しました。佐世保市による2012年度再評価を「本体工事等の着手前評価」と見なした経緯等については、「記録文書なし」の連続でした。
- 2月7日ヒアリング、4月5日ヒアリングについては、水源連ホームページに掲載した2018年東京行動の帰結(石木ダム) (<http://suigenren.jp/news/2019/07/14/11898/>)を参照願います。

9月17日、衆議院議員会館内で、公共事業チェック議員の会が国交省と厚労省の担当者から「石木ダム予定地の強制収用問題に関する国会ヒアリング」  
(予告 <http://suigenren.jp/news/2019/09/11/12255/>) と、(報告 <http://suigenren.jp/news/2019/10/10/12416/>)を行いました。両省は、「行政代執行に関しては、長崎県と佐世保市が判断することなので、国交省担当部署、厚労省担当部署が口を出すことではない」という回答で終始しました。進行役を務めた「公共事業チェック議員の会」事務局長・初鹿博明衆議院議員は、「長崎県が石木ダム事業自体を再考し、当該用地の収用を断念することを強く求めます。同時に、長崎県と佐世保市が公開の場で、石木ダムが本当に必要であるかについて地権者等と徹底した議論を行うことを求めます。」とし、国には「起業者に対してどうして石木ダムが必要なのか公開討論会を開催して説明責任を果たすよう求められたい」と要請しました。

- 9月18日、「公共事業チェック議員の会」は石木ダム収用明渡裁決について、上記の初鹿事務局長の発言を趣旨とした声明 (<http://suigenren.jp/news/2019/10/10/12416/#seimei>)を公表しました。

#### ④ 東京アースデイ(代々木公園)に出展

- 昨年度に引き続き、4月20日～21日には東京代々木公園の東京アースデイにハッ場あしたの会、東京の水連絡会と共同で出展しました。
- 今年は3団体で一つのテーマ、「ダム依存は危ない」と題するチラシを作成して展示すると共に、配布しました。水源連は石木ダムの問題を取り上げてアピールしました。
- 「はたるの川のまもり人」のチラシと石木ダム問題を知らせるチラシを作成して展示・配布すると共に、こうばるグッズの販売や署名なども行いました。

#### ⑤ 水源連による石木ダム建設絶対反対同盟への支援

- 石木ダム問題に関して水源連の多くの皆さまには、2013年の石木ダム事業認定告示以来、共有地権者、事業認定不服審査請求者、事業認定取消訴訟原告、工事差止仮処分申立とその本訴の原告、事業認定取消訴訟控訴人を引き受けていただいています。
- おおよそ150人の皆さんと事業認定不服審査請求を提出したのは2013年10月のことですが、いまだに審査結果が示されていません。その状況は水源連ホームページに掲載した「石木ダム事業認定への行政不服審査請求の現状(2019年9月末)」 (<http://suigenren.jp/news/2019/09/29/12381/>) を参照願います。
- 事業認定取消訴訟の原告108名の皆さんが、2018年7月9日の長崎地方裁判所が下した不当判決に対抗して、7月23日に控訴しました。
- 今年の5月21日に長崎県収用委員会が残地すべての土地と家屋について収用明渡裁決を出しました。この収用明渡裁決の取消を求める審査請求を共有地権者89名と、こうばる現地地権者とその関係者24名、合計113名が連名で、7月3日付けで、執行停止を求める審査請求を8月10日に提出しました。それらの補充・修正版を9月5日に提出しました (<http://suigenren.jp/news/2019/09/05/12240/>)。

#### ⑥ 2018年西日本豪雨災害対応

- 事務局は西日本豪雨災害の情報が入ると、直ちにマスコミ情報と国交省のダム管理データなどを調べ上げ、豪雨災害が引き起こされた原因究明にあたりました。その結果を下記の3部作としてまとめ、「水源連だより81号」 (<http://suigenren.jp/wp-content/uploads/2018/09/7a8af7469b2db66d13214d059a73c9d5.pdf>) に特集しました。是非、参照ください。

- 西日本豪雨災害の全容「西日本豪雨災害を踏まえて 治山治水行政の転換を！」

- 岡山県・高梁川水系の氾濫  
「高梁川支流・小田川(岡山県真備町)の付替事業を半世紀も先送りした国土交通省」
- ダムの緊急放流問題  
「西日本豪雨で明らかになったダムの限界と危険性」
- 治水問題のパンフレット「ダム依存は危ない」を発行しました。
  - 2018年7月の西日本豪雨では、野村ダム・鹿野川ダムの放流が愛媛県・肱川の大氾濫を引き起こし、多くの家々を水没させ、人命をも奪いました。  
ダム建設に河川予算を集中し、河川改修を疎かにする歪んだ河川行政が引き起こした大水害でした。
  - また、2015年9月の鬼怒川水害では上流に巨大ダムが4基もありましたが、その洪水調節効果は下流部では大きく減衰し、大氾濫が起きました。  
鬼怒川の氾濫もダム建設ばかりに力を入れ、下流部の無堤防地区を放置し、決壊の危険がある堤防の改善を怠ってきたことによるものです。
  - このようにダム建設に傾注する現河川行政の危うさを訴えるため、パンフレット「ダム依存は危ない」(<http://suigenren.jp/news/2019/05/25/11662/>)を八ッ場あしたの会、鬼怒川水害検討会議、水源開発問題全国連絡会の3団体でつくりました。活用いただけると幸いです。
  - A4で4ページの範囲に収める必要がありましたので、進めるべき治水対策は次の二つに絞って記述しました。
    - 堤防の決壊を防ぐ安価な耐越水堤防工法の普及
    - 氾濫の危険性のある地域の建築規制・立地規制(滋賀県「流域治水の推進に関する条例」)
  - 進めるべき治水対策はほかにもありますが、それらはパンフレットの第二弾で取り上げたいと思います。
  - 次は都市部の住民にとって身近な問題である内水氾濫問題なども取り上げたパンフレットを作ることを予定しています。
- 事務局は「流域の自然を考えるネットワーク」稗田一俊氏と共に2018年9月2日から9月6日にかけて、ダム放流量の急増により死者を出した愛媛県西予市・大洲市を流れる肱川、ダム上流域の山地崩壊を引き起こした広島県呉市安浦町の野呂川、「洪水浸水想定区域図」通りの広域かつ甚大な災禍に見舞われた岡山県倉敷市の高梁川水系小田川を調査しました。被害状況、川の流れ方を視覚的にとらえるためにドローンを使って空中映像もとらえました。これら映像からの情報と、既存のデータから、それぞれの災禍が起きてしまった原因を追究し、その対策を考えるため、目下、報告を作成中です。時間がかかっていることをお詫びいたします。

### 3) 台風19号豪雨災害

- 「台風19号豪雨で利根川は八ッ場ダムに助けられたというフェイクニュース」に対して、嶋津氏がいち早くデータ収集と解析を行い、その誤りを明らかにしました。
- インターネット記事紹介

- ・ **【特別寄稿】台風 19 号で続出した堤防決壊の原因は!? 国交省が省益のためにダムを優先し、堤防強化を後回しにしたためという驚くべき真相!? 2019.10.18** (INDEIPENDED WEB JOURNAL) (<https://iwj.co.jp/wj/open/archives/459232>)
- ・ **台風 19 号による水害 堤防決壊と耐越水堤防** (ハッ場あしたの会) (<https://yamba-net.org/49185/>)
- ・ **台風 19 号、利根川におけるハッ場ダムの洪水調節効果** (ハッ場あしたの会) (<https://yamba-net.org/48931/>)
- ・ **ハッ場ダムが本格運用されていれば、今回の台風で緊急放流を行う事態に** (ハッ場あしたの会) (<https://yamba-net.org/48964/>)
- ・ **ハッ場ダムは本当に利根川の氾濫を防いだのか?** (嶋津暉之)(朝日新聞 論座) (<https://webronza.asahi.com/national/articles/2019102100008.html>)
- ・ **西島和氏「ハッ場ダムが利根川を守ったというのは誤解」** (日刊ゲンダイ) (<https://www.nikkan-gendai.com/articles/view/news/263717>)

#### 4) 各地の河川開発事業反対運動等への支援活動

次に示す反対運動等への支援活動を引き続き行いました(順不同)。

- ・ 安威川ダム差し止め住民訴訟(大阪地裁)
- ・ 霞ヶ浦導水事業の工事差し止め訴訟(東京高裁)和解条項遵守の監視
- ・ 江戸川スーパー堤防の工事差し止め訴訟(東京高裁)控訴審と上告審
- ・ 天ヶ瀬ダム再開発差し止め訴訟(京都地裁)
- ・ 川上ダムに対して伊賀市水道の自己水源を守る運動
- ・ 思川開発に対して栃木県の県南三市町水道の自己水源を守る運動
- ・ 当別ダムに対して札幌市の水道行政を問いただす取り組み
- ・ 2015年鬼怒川水害の原因を究明するプロジェクトと国家賠償訴訟(水戸地裁)
- ・ ハッ場ダム事業の行く末を見据え、その不合理性を追及すると共に、湛水後のハッ場ダムの危険性の警鐘
- ・ 荒川第二・第三調節池建設計画の是非を問いただす取り組み(埼玉)

#### 5) 「水源連だより」、水源連ML、水源連ホームページの発行・運営

相互の情報・意見の交換水源連の重要な役割です。

- ・ 特に水源連MLには臨場感あふれる情報が投稿されています。1年間で900通がアップされました。なお、MLはfreemlを使っていましたが、12月で終了となりますので、Googlemlに移行します。
- ・ 水源連だよりは82, 83, 84号を発行しました。
- ・ 水源連ホームページは共有を図るべき情報の更新を心掛けています。

### 3. 水源連関係団体の活動

- ・ 完成したダム事業、完成間近な事業、現在進行中の事業、これから本格的に事業化されようとしているダム等、ほとんどが私たちにとって非常に厳しい状況が続いています。皆様からの情報をもとに、全国の様子を見てみます。

#### 1) 反論・提訴を無視して完成したダムの実態

- ・ 北海道の当別ダム:当別ダムの開発水を供給するための当別浄水場で、札幌市のための「第2期創設事業」が進められようとしている。
- ・ 徳山ダム:ダム開発水が全く使われていない。徳山ダム事業に参画した自治体は、使用先がないまま、建設負担金を水資源機構に支払い続けている。

- 長良川河口堰：開門を求めているが、国は調査そのものを拒否し続けている。
- 新内海ダムに参画した小豆島町は、基本料金を8m<sup>3</sup>/月あたりとしていたが、6m<sup>3</sup>/月に変更。実質的値上げである。

## 2) 住民側が敗訴したが事業中のダムへの取組み

- ハッ場ダム：従来から問題になっている地すべり等の安全性の問題に取り組んでいる。得られた情報に基づいて「ハッ場ダムの湛水後の危険性」を伝えるパンフレットを作成する。
- 思川開発(南摩ダム)：栃木県の「県南広域的水道整備事業計画」の進行にストップをかけるべく様々な活動を展開している。
- 木曾川水系連絡導水路：徳山ダムの開発水を木曾川、長良川で使うための計画であるが、必要性が皆無であるため、完全にストップしている。

## 3) 係争中のダム等事業への取組み

- 天ヶ瀬ダム再開発事業：京都府水道が天ヶ瀬ダム再開発に参画する必要性は皆無であり、さらに放流能力を増強する天ヶ瀬ダム再開発の治水目的は机上の話に過ぎず、琵琶湖後期放流1500m<sup>3</sup>/秒は実現性もなければ、必要性も疑わしいので、京都地裁で差し止め訴訟が行われている。
- 安威川ダム：致命的な断層・破碎帯が出現し、ダムの本体建設＝堤体盛上は事実上ストップしている。安威川ダム建設費公金差止裁判(2014年2月提訴)は、裁判所が年内結審を目指している。
- 江戸川スーパー堤防(東京都江戸川区北小岩一丁目)：現場は工事が終了し、地耐力不足への対応が完了したとして、地権者への引き渡しが行われた。控訴審では国と区が住民側の主張への具体的反論を示さないまま、東京高裁は棄却の不当判決を行った。住民側は、7月に上告して上告理由書を9/13に提出した。

## 4) かけがえのない自然や地質遺産を守る取組み、環境アセスをたただす取組み

成瀬ダム、鳥海ダム、設楽ダム、立野ダム、……

## 5) ダムサイトおよび周辺の地質地盤に問題があるダム

平取ダム、ハッ場ダム、設楽ダム、安威川ダム、立野ダム、天ヶ瀬ダム再開発、平瀬ダム……

## 6) 地域が育んできた「流域治水」の発展的活用を提案

城原川ダム：毎月1回の定例会と毎週1回の月曜勉強会、定例会には県の砂防課から職員2～3名の参加があり、大規模災害に対して、国が無くそうしている不連続堤(霞堤、野越)の活用は不可欠であるということを共通の認識にしていこうと働きかけている。

## 7) その他の工事中ダム

平瀬ダム 事業費740億円から860億円に120億円増額

山鳥坂ダム 昨年7月の肱川豪雨災害を検証するなかで必要性の是非を求める必要がある。

## 第2部 私たちの課題 新年度の活動方針

○住民の意見に基づく河川行政への転換を求めます。

### 1. 石木ダムを中止に追い込むことと、各現地での闘いに勝利すること、進行中のダム事業の中止獲得を目指します。

- ① 石木ダム中止に向けての取り組みの強化と、明渡期日11月18日以降のこうばるにおける安定した生活の確保が最重要事項です。それには、行政代執行による取壊しを断念させ、石木ダム中止を起業者に決断させるしかありません。行政代執行を絶対に許さず、石木ダム即刻中止を勝ち取るべく、その状況づくりを全国の皆さんと共に展開します。
- ② 立野ダム、城原川ダム、安威川ダム、川上ダム、天ヶ瀬ダム再開発、木曾川水系連絡導水路、設楽ダム、思川開発(南摩ダム)、成瀬ダム、鳥海ダム、平取ダム、山鳥坂ダム、平瀬ダム、荒川第二・第三調節池などの建設反対運動が互いに連携を取り合い、中止に向けて取り組みます。
- ③ サンプルダム、最上小国川ダム、ハツ場ダムなど、反対を押し切ってまもなく完成となるダムについては、湛水による貯水池周辺の地すべり、自然環境破壊等を監視すると共に、自然回復とダムによる危険性排除に向けて、各団体の皆さんの活動を支援します。

### 2. 石木ダムを中止に追い込むには

工期が3年延長となったことは二つの意味があると考えます。

第一は、簡単には本体工事には入ることができないことを知らしめた、運動の成果としての評価です。

それは、現地阻止闘争の継続が今後も必須であることを示しています。

第二は、石木ダム事業の緊急性がないことの証明になっていることです。とりわけ、利水面での現実を見据えた科学的根拠がある水需要予測を実施させることで、利水面での石木ダム不要が明確になります。

以上の2点を踏まえて、今後の活動を記します。

- ① こうばる現地の阻止行動の意義を広範に知らせましょう。
- ② 現地運動を支援する動きを大きくして起業者が事業を断念せざるを得ない状況に追い込みましょう。現地の皆さんが闘い続けられるように、支援者の皆さんとの連携の上で、現地見学会を催して励ましましょう。
- ③ 工期を2022年度から2025年度への3年延長は、佐世保市の2012年度予測の目標年度(2024年度)予測値(40,000m<sup>3</sup>/日の水源が必要)と実績の大幅な乖離が結果として明白になります。佐世保市民の皆さんは、佐世保市に現実を見据えた科学的根拠に基づく水需要予測実施を求めています。
- ④ βが必ず実現するよう、佐世保市民の皆さんと連携を取り合って、佐世保市、厚生労働省への働きかけ方を考えます。
- ⑤ 厚生労働省への働きかけを、「公共事業チェック議員の会」を始めとした国会議員と共に進めます。

### 3. 下記の課題の克服を目指します。

- ① 河川行政への住民参加の道がほぼ完璧に閉ざされている状況
- ② 土地収用法において事業認定申請が強制収用に直結している実態
- ③ 審査請求中および行政訴訟中において、事業執行不停止原則により、工事が進行してしまう問題

- ④ 司法が機能せず、行政裁量権がほぼ無限大に容認されている現状

#### 4. 河川行政の抜本的な改善

- ① 2015年の鬼怒川水害、2018年7月の西日本豪雨災害、2019年10月の台風19号豪雨水害で、ダム偏重の河川行政、河道整備の遅れ、治山行政の誤りが明らかになりました。
- ② ダム・スーパー堤防に河川予算を投入する河川行政を根本から変え、耐越水堤防の普及など、洪水から生命を守る真に有効な治水対策を緊急に進めることを求めています。

#### 5. ダム等により破壊された地域社会・自然環境の復活を目指します。

- ① とりわけ不要性が明確で、地域社会・自然環境に弊害をもたらした路木ダム、新内海ダム、太田川ダム等について、水抜き空っぽ運用を目指します。
- ② 瀬戸石ダムの撤去、諫早干拓の開門、長良川河口堰の開門、利根川河口堰・霞ヶ浦常陸川水門の運用改善など、河川の遮断によって自然環境が壊されたところの回復を目指す運動と連帯する。
- ③ 自然環境の回復を目指すために、必要性が希薄となったダムリストを作成し、公表につとめます。
- ④ 必要性が希薄となったダムを広く知らせるとともに、失われた自然と地域社会の回復に全力を投入する時代であることをパタゴニアなどと連携して、広くわかりやすくキャンペーンします。

#### 6. 公共事業改革市民会議と連携した国会・政府対応

- ① 「公共事業チェック議員の会」に対して、各地が抱えている問題を理解するための現地視察と、関係機関へのヒアリングを要請します。
- ② 国会議員との情報共有を図り、公共事業計画決定・再評価への市民参画を目指す「国会公共事業調査会」(準)の強化を図ります。

#### 7. ダム問題を広く知らせるために

- ① ダム事業の徹底見直しを実現するには問題意識を広く共有できるツールの活用が必要です。これまで通りの「水源連だより」、水源連MLの活用、水源連ホームページの充実を図っていきます。
- ② 水源連ホームページは水源連仲間だけではなく、全国の皆さんへの情報発信・情報交換の場として活用していきます。皆様からの情報提供をよろしくお願ひします。
- ③ これからもパタゴニアと連携して、ダム問題と、川の望ましい姿について多くの方と語り合えるように努めます。

#### 8. 今年度の運営体制 (案)

- ・ 顧問 藤田 恵
- ・ 共同代表 嶋津暉之 遠藤保男
- ・ 事務局長 遠藤保男
- ・ 会計 和波一夫
- ・ 会計監査 川合利恵子

# 各地からの報告

## 目次

当別ダム周辺の環境を考える会	12
成瀬ダムをストップさせる会	13
思川開発事業を考える流域の会	15
栃木県南地域の地下水をいかす市民ネットワーク	16
ハッ場あしたの会	17
ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会	18
STOPハッ場ダム・市民ネット	19
霞ヶ浦導水事業を考える県民会議	21
スーパー堤防取消訴訟を支援する会	22
溪流保護ネットワーク・砂防ダムを考える	23
長良川市民学習会	25
設楽ダムの建設中止を求める会	27
NPO法人 伊賀・水と緑の会	29
天ヶ瀬ダム再開発事業差止弁護団	31
安威川ダム反対市民の会	33
美しい錦川を未来へ手渡す会	35
城原川を考える会	36
瀬戸石ダムを撤去する会	37
子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会	39
立野ダムによらない自然と生活を守る会	40
石木ダム建設絶対反対同盟	41

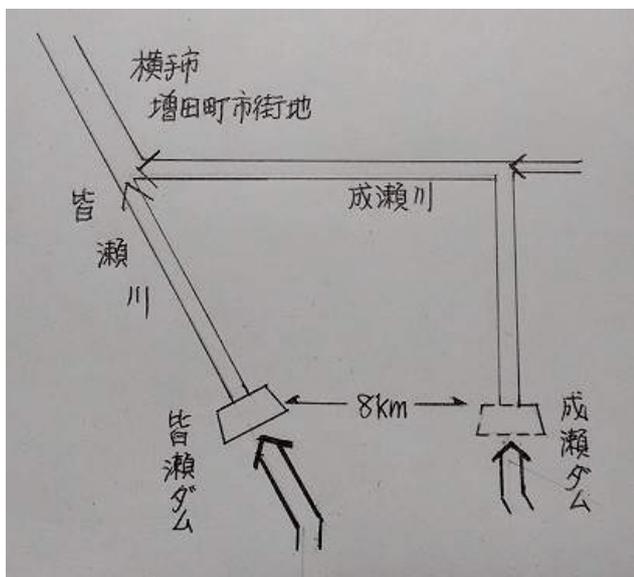
## 活動報告用紙

<b>団体名</b>	<b>当別ダム周辺の環境を考える市民連絡会</b>				
<b>対象事業名</b>	<b>当別ダム</b>				
<b>事業地名</b>	<b>北海道石狩郡当別町</b>	<b>事業者</b>	<b>北海道</b>		
<p>                       当別ダムは、2012年に完成し2013年から小樽市、石狩市、当別町へ水道水が供給されている。                      札幌市へは、2025年度から供給予定になっている。しかし、札幌市はダム完成後の2014年度に中期計画を示し、2035年度の一日最大給水量872,000m<sup>3</sup>/日を618,000m<sup>3</sup>/日に約250,000m<sup>3</sup>/日も大幅に下方修正した。つまり、札幌市の水源は十分余裕があるということだ。だが、一度計画されたダム事業は見直されることなく、水源が豊平川に一極集中しているので災害対策としても水源の分散化が必要だという理由を持ち出して、引き続き石狩西部広域水道企業団に参画することを決めた。札幌市が、2025年度より企業団から44,000m<sup>3</sup>/日受水することで毎年約20億円支払うことになり、ムダな公共事業によるツケは次の世代に負の遺産として残される。                        今後予定されている、札幌市のための当別浄水場「第2期創設事業」は、多くの市民と問題を共有してムダな公共事業をストップさせるための活動を進めていきたい。                      当別浄水場「第2期創設事業」(2019~2024年)                      事業費：201億円(当初計画165億円) 対象施設：浄水処理施設、5号送水管(10km)                 </p> <p>&lt;活動報告&gt;</p> <p>○2018年7月～当別ダム定点調査(2012年のダム完成後から定点調査を行なっている。)</p> <p>○2018年10月～豊平川水道水源水質保全事業(事業費：187億円)現地見学                      水道局から、想定以上の地下水の湧出があり掘進作業に遅れが生じているという報告を聞いた。私たちは、現地へ赴き責任者から現場を案内していただき説明を受けた。                      この事業は、通常時にはヒ素などを含む湧水を白川浄水場の下流に流し、災害時には水の流れを切り替えてきれいな水を10kmの導水管で浄水場へ運ぶ事業である。しかし、この事業により130,000m<sup>3</sup>/日の水源が減らされ、当別ダムに参画する理由が作り出された。</p> <p>○2018年12月～北海道自然保護協会と共催でシンポジウムを開催した。                      札幌市水道の将来を考える一縮小社会へ進む現実を踏まえて                      講師：嶋津暉之氏(水源開発問題連絡会共同代表)</p>					
<b>問い合わせ先：</b>					
<b>氏名</b>	安藤 加代子	<b>電話</b>	778-6855	<b>メールアドレス</b>	<a href="mailto:kayo0727@hotmail.co.jp">kayo0727@hotmail.co.jp</a>

団体名	成瀬ダムをストップさせる会		
対象事業名	成瀬ダム		
事業地名	秋田県・東成瀬村	事業者	東北地方整備局・成瀬ダム工事事務所

この一年の活動報告

- 成瀬ダム工事の現状…国内最大級の CSG ダムとして本体工事へ（烏海ダムも CSG ダム）写真左上
- 成瀬・皆瀬ダム同時放流問題などについて公開質問状（省略）を提出（次ページに記事と回答）
- 成瀬ダムの農業水利権 30 m<sup>3</sup>/s に対し、取水実績は大幅に下回ることが判明 写真右下



区間	皆瀬頭首工/M75									
	皆瀬		皆瀬a		皆瀬b		皆瀬c		皆瀬d	
	M1幹線 上流	水位	M1幹線 上流	流量	M1幹線 上流	流量	M1幹線 上流	流量	M1幹線 上流	流量
河川水位	[ELm]	[ELm]	[m <sup>3</sup> /s]							
1日	88.88	87.13	2.615	3.326	3.310	2.498	2.228			
2日	88.84	87.18	3.103	3.367	3.045	2.504	2.166			
3日	88.86	87.22	3.579	3.438	2.953	2.471	2.148			
4日	88.87	87.24	3.568	3.282	3.062	2.018	2.065			
5日	88.86	87.22	3.759	3.248	3.203	2.048	2.048			
6日	88.86	87.28	6.252	7.136	6.551	6.209	4.219			
7日	88.87	87.36	6.364	12.305	9.439	8.976	6.905			
8日	88.88	87.38	8.902	16.487	12.612	12.229	11.072			
9日	88.85	87.54	11.804	19.690	16.313	16.247	14.166			
10日	88.87	87.58	13.720	21.762	19.292	17.936	14.001			
11日	88.88	87.59	17.060	22.894	20.794	19.785	13.956			
12日	88.87	87.73	20.818	22.969	22.424	21.139	14.343			
13日	88.87	87.82	22.860	23.186	20.848	21.231	14.192			
14日	88.86	87.85	23.714	22.751	21.823	19.273	14.133			
15日	88.86	87.86	23.991	21.748	22.019	18.626	16.126			
16日	88.87	87.87	24.159	22.029	20.687	18.674	17.154			
17日	88.86	87.87	24.163	21.929	20.498	18.474	15.448			
18日	88.85	87.85	23.891	19.596	19.302	18.246	5.896			
19日	88.86	87.85	23.864	18.985	18.864	16.611	7.538			
20日	88.86	87.86	23.997	16.841	16.836	14.713	15.180			
21日	88.87	87.75	20.732	14.793	14.337	14.295	16.421			
22日	88.87	87.56	16.083	14.520	13.783	14.188	16.187			
23日	88.85	87.71	18.841	14.773	13.638	14.216	15.443			
24日	88.87	87.71	18.855	14.377	13.692	14.317	15.170			
25日	88.86	87.70	18.825	14.048	14.126	14.220	14.796			
26日	88.86	87.71	18.940	13.911	13.357	13.623	13.612			
27日	88.87	87.67	18.215	13.663	13.560	12.540	13.736			
28日	88.86	87.63	17.420	13.845	12.648	14.261	13.602			
29日	88.87	87.62	17.367	13.852	10.619	13.856	13.232			
30日	88.89	87.62	17.559	13.721	9.605	13.560	13.562			
31日	88.86	87.52	15.661	13.703	9.014	13.726	13.595			
最大	88.89	87.87	24.163	23.186	22.424	21.231	17.154			

皆瀬ダムと成瀬ダムは近接しており、豪雨時には下流の氾濫が予想される

水田の転作などにより、年ごとに取水実績が減少している実態が明らかに。

問い合わせ先：

氏名	奥州光吉	電話	090-66235279	メールアドレス	oshu@rnac.ne.jp
----	------	----	--------------	---------	-----------------

成瀬ダムをストップさせる会

## 豪雨時放流は妥当か

湯沢河川などに質問状

成瀬ダム(東成瀬村)建設に対する反対運動を行ってきた「成瀬ダムをストップさせる会」(横手市、奥州光吉代表)は12日、「豪雨災害時の成瀬ダム運用に関する公開質問状」を国土交通省湯沢河川国道事務所と成瀬ダム工事事務所に提出した。

質問状は、昨今の豪雨災害ではダムの放流が危険リスクになっているとして▽県南東部への集中豪雨により成瀬ダムと皆瀬ダム(湯沢市)を同時放流せざるを得ない場合の基本的な考え方と対応策▽両ダム同時放流を想定した洪水対策、住民への周知・避難方法▽成瀬ダムの洪水調節容量と利水容量との調整をどうするか―の3点を来年1月末まで回答するように求めている。

上流に成瀬ダムが建設されている成瀬川は、上流に皆瀬ダムがある皆瀬川に横手市増田町で合流し雄物川に注ぐ。西ダムは直線距離で約8キロ。

奥州代表(66)は「成瀬ダムは規模が大きく、皆瀬ダムと同時放流されると皆瀬単体の放流とは比較にならない量が流れ込む。西日本豪雨で放流による犠牲があったのは人ごとではない。今のうちから対策を取っておく必要がある。質問状提出をきっかけに議論が進むことを期待したい」と話している。

湯沢河川国道事務所は「成瀬ダム工事事務所と話し合い、質問状への対応を検討していきたい」としている。

(森元季人)

国土交通省 東北地方整備局

湯沢河川国道事務所 所長 岡本 弘基

成瀬ダム工事事務所 所長 村山 英俊

「豪雨災害時の成瀬ダム運用に関する公開質問状」に対する回答について

標記について、下記のとおり回答します。

記

- 洪水調節を目的とするダムは、洪水に対して、流入した水量よりも少ない水量を下流に流すことによって下流河川の流量・水位を低減させ、浸水被害を軽減させる施設です。
- したがって、洪水時にも、下流へ水を流し続けていますが、その量はダムに流入する量よりも少ないため、ダムが無い場合と比べて、下流の流量は小さくなります。
- しかしながら、ダムの容量にも限界があることから、計画規模を超える洪水が発生した場合には、ダムが満水に近づき、ダムへの流入量とほぼ同程度の水量を流下させることとなりますが、この場合でも、流量のピークを遅らせること等により、住民の避難行動にも貢献できます。

いずれにしても、国土交通省では、平成27年9月関東・東北豪雨を受け、河川管理者をはじめ行政や住民等の各主体が「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を改革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」の再構築に取り組んでおり、ハード対策とソフト対策を一体的に進めているところです。皆瀬ダムの管理者である秋田県とも連携し、皆瀬ダムや成瀬ダムに限らず、全ての防災施設の能力には限界があることも含めて丁寧な説明を重ねつつ、ハード対策を着実に進めるとともに、住民避難の支援等のソフト対策について市町村や住民の皆様とともに取り組んでまいります。

- なお、成瀬ダム完成後には、治水・利水の目的を最大限発揮できるよう関係者と調整しつつ、運用してまいります。

団体名	思川開発事業を考える流域の会		
対象事業名	思川開発事業(南摩ダム)		
事業地名	栃木県鹿沼市	事業者	水資源機構

1 事業の概要

思川支流の南摩川に南摩ダム（総貯水容量 5100 万 m<sup>3</sup>）を建設し、大芦川、黒川と導水管で結び、7 団体に水道用水を供給することが主目的。開発水量：2.984m<sup>3</sup>/秒

利水参画団体：栃木県、鹿沼市、小山市、古河市、五霞町、埼玉県、北千葉広域水道企業団

総事業費：1850 億円

本体・導水路着工：2020 年度

完成予定：2024 年度末

2 この1年の活動報告

定例会開催（毎月）、思川通信発行（年4回）、ダム事業予定地自然観察会（春、秋）

3 その他

- 栃木県は、参画水量 0.403m<sup>3</sup>/秒を水道水源が地下水 100%の栃木市、下野市、壬生町に無理矢理使わせる水道用水供給事業（事業費 200 億円超）を計画。2030 年度に市町の地下水依存率を 65%に抑える方針。
- 栃木県は、2007 年に 2 市 1 町と県南広域的水道整備協議会を設立し、市町の懐柔を図りながら、水道施設設計業務を進める。
- 2 市 1 町の市民運動で、市町に対し県の事業に参画しないように求める署名運動、講演会、チラシ配布、当局との話合い、浄水場見学等を展開。
- 2016 年、「栃木県南地域の地下水をいかす市民ネットワーク」（以下「地下水ネット」）設立。目的は、「思川開発事業と栃木市の水道水を考える会」、「下野市の水道水を考える市民ネット」、「壬生町の水と環境を守る会」の連絡・調整。

[2019 年の地下水ネットの活動]

- 運営委員会開催（1/20, 3/11, 4/22, 6/6, 7/22, 9/17, 11/19）
- 2 月 4 日、栃木県と協議。20 名参加。
- 8 月 8 日、茨城県結城市水道事業視察。19 名参加。

問い合わせ先：

氏名	高橋	電話		メールアドレス	
----	----	----	--	---------	--

## 活動報告用紙

<b>団体名</b>	<b>栃木県南地域の地下水をいかす市民ネットワーク</b>		
<b>対象事業名</b>	<b>「県南広域的水道整備事業」(思川開発事業、南摩ダム:水資源機構)</b>		
<b>事業地名</b>	<b>栃木県</b>	<b>事業者</b>	<b>栃木県</b>

この一年の活動報告

### 1 はじめに

栃木県は、水資源機構が建設中の南摩ダムから取水した水を使って栃木市、下野市、壬生町に水道用水を卸売りする「県南広域的水道整備事業」を計画している。

2015年9月8日、3ダム訴訟（八ツ場ダム、湯西川ダム、思川開発事業）は、最高裁で敗訴した。2016年2月6日、栃木市で集会「思川開発事業（南摩ダム）と県南市町～マズくて高い水はごめんだ～」を開催し、当団体は、2017年8月19日、「栃木県南地域の市民が豊かな地下水を水道水源として、持続的に利用することを目的」として結成した。

当団体の結成に先立ち、栃木市には「思川開発事業と栃木市の水道水を考える会」、下野市には「下野市の水道水を考える市民ネットワーク」、壬生町には「壬生町の水と環境を守る会」があり、議会や行政との懇談、署名活動、上水道の視察などを行ってきた。

### 2 1年間の活動

(1) 2月4日、当団体と栃木県（出席：総合政策部、県土整備部、保健福祉部）との協議

- 協議事項 ① 表流水導入の必要性  
 ② 県南広域的水道整備計画の策定手順  
 ③ 住民意見の反映  
 ④ 思川開発事業からの撤退

内容：栃木県との協議に際し、事前に質問を文書で提出していたにも関わらず、当日は、口頭による回答に終始した。「県南広域的水道整備事業計画」は、2市1町への押しつけではなく、2市1町の協議会の合意により進めていくと回答した。栃木県は、今年末までに計画をまとめ、なるべく早く2市1町の合意形成を図りたいと述べていた。

(2) 8月8日、結城市視察

- 質問事項 ① 結城市の県西広域水道用水供給事業への参加の経緯  
 ② 県西水道用水供給事業へ参加した結果  
 ③ 結城市の地下水源

視察 本町浄水場、林浄水場

内容：事前に送付していた質問事項に対し、文書による回答と説明があった。県西広域水道用水供給事業に参加し、県水を導入したのは当時の人口増加によるが、市民の意見聴取などの手続き上の詳細は、資料が乏しく不明との回答だった。地下水源で濁水、地盤沈下、汚染等の問題はなかったとのことである。今後は、水需要が減少していくことから、高価な県水を増やしたくないとの意向が伺えた。

### 3 今後の活動

南摩ダムの建設は残念ながら進むと思われ、栃木県の「県南広域的水道整備事業計画」は、より具体化するものと思われる。情報公開や傍聴を通して、栃木県の動きをキャッチし、2市1町の行政や議会に対しては、水を買わないように働きかける。適切な時期に集会も開催したい。

**問い合わせ先：**

<b>氏名</b>	服部有	<b>電話</b>	028-600-5106 (八幡山法律事務所内)	<b>メールアドレス</b>	
-----------	-----	-----------	-----------------------------	----------------	--

<b>団体名</b>	<b>ハッ場あしたの会</b>		
<b>対象事業名</b>	<b>ハッ場ダム事業</b>		
<b>事業地名</b>	<b>群馬県長野原町</b>	<b>事業者</b>	<b>国土交通省関東地方整備局</b>

この一年の活動報告

ハッ場ダム事業ではダム本体のコンクリート打設が2019年6月に完了し、10月より試験湛水を開始しました。このまま順調に進めば、2020年4月より本格運用となります。

当会は会発足の2007年以来、本体工事の中止をめざして活動してきましたが、残念ながら現実是最も望まなかった方向へと進みつつあります。この間、ハッ場ダムの抱える問題は何ら解消されることなく先送りにされてきましたので、直面する問題を伝える運動を継続して行っています。

また、昨年西日本豪雨に続き、今年は関東地方でも水害が頻発しており、水害の具体的な事例に基づいて治水のあり方を訴える活動を行っています。

今年、特に力を入れたのは、ハッ場ダム事業における地すべり等の安全対策の問題です。ハッ場ダムの貯水池周辺は、地質が脆弱なところが多い上、ダム湖畔に造成された水没住民の移転代替地は、盛り土の深さが30メートル以上というリスクを抱えています。

しかし、ダム事業の最終段階になって、地すべり等の安全対策は、対象箇所が半減し、工法もより安価なものへと差し替えられました。伊藤谷生・千葉大学名誉教授らの専門家チームの協力を得て分析したところ、安全対策の後退は住民の生活を脅かしかねないことが明らかになりましたので、国交省の姿勢を迫ってきました。この問題に関する主な活動は以下の通りです。

2019年 2月26日 ハッ場ダムの地すべり対策と代替地安全対策の後退について記者会見とレクチャー。(群馬県庁記者クラブ、県議会棟会議室)

3月15日 ハッ場ダムの安全対策に関する公開質問書を国交省関東地方整備局へ送付。

4月19日 国交省ハッ場ダム工事事務所より、安全対策に関する公開質問書に書面回答。

5月16日 「公共事業チェック議員の会」(事務局長 初鹿明博衆議院議員)によるハッ場ダムの安全対策に関するヒアリングに参加。(衆議院第一議員会館)

5月24日 5月16日のヒアリング後の文書質問と資料請求に対して、国交省より一次回答

6月26日 国交省より二次回答。

8月6日 国交省の一次回答と二次回答は不十分なところが多々あるので、「公共事業チェック議員の会」より、国交省が答えていない問題について再度、文書質問と資料請求。

10月1日 国交省より回答

今後は得られた情報に基づいて「ハッ場ダムの湛水後の危険性」を伝えるパンフレットを作成する。

その他の主な活動は以下の通りです。

2018年12月16日 集会「荒れる気候の時代に 命を守る水害対策を考える」開催

12月26日 公共事業チェック議員の会を現地案内

2019年1月21日 千葉県の共産党議員グループ現地案内

2月22日 日韓研究者グループ現地案内

4月20～21日 アースデイ東京に出展

5月12日 現地見学会「吾妻川源流・鳥居峠を訪ねる」

6月6日 愛知県の市民グループ「みなと塾」現地案内

6月29日 東京水道労働組合を現地案内

8月20日 埼玉県高校社会科教育研究会管外研修にて現地案内

8月29日 大正大学ゼミ生現地案内

この他、ホームページやSNS、メーリングリストによる情報発信、試験湛水による現地の変化をビデオ、ドローン、写真で記録するなどの活動を行っています。

**問い合わせ先：**

<b>氏名</b>	<b>渡辺洋子</b>	<b>電話</b>	<b>090-4612-7073</b>	<b>メールアドレス</b>	<b>info@yamba-net.org</b>
-----------	-------------	-----------	----------------------	----------------	---------------------------

## 活動報告用紙

<b>団体名</b>	<b>ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会</b>		
<b>対象事業名</b>	<b>ハッ場ダムなどの大規模開発事業</b>		
<b>事業地名</b>	<b>群馬県他</b>	<b>事業者</b>	<b>国土交通省他</b>

### この一年の活動報告

本年度の活動は、6都県のストップさせる会が共同して利根川流域市民委員会とともに取り組んだものであった。

ここ何年かは利根川水系河川整備計画の市民案を策定すべく、絶滅危惧種に指定されたニホンウナギを重要なメルクマールとして、利根川流域の環境変化、生態系の現状を調べ、その改善策の検討と提案に取り組んでいる。

■8/26 群馬漁業協同組合訪問。うなぎアンケートをもとに利根大堰の下ゲート操作の改善を行政に求めるよう協議した。その後、群馬県の18漁協で構成する群馬漁業協同組合連合会に同趣旨の申し入れをした。

#### 各都県のストップさせる会の主な活動

※活動の主体は都県のストップさせる会や後継団体だが、市民連絡会のメンバーも加わって活動している。

#### ■江戸川スーパー堤防の裁判支援

利根川流域市民委員会および東京の水連絡会として、現地住民の反対運動、裁判の支援を行っていたが、7/16 東京高裁は控訴人の訴えを棄却。弁護団は7/26 上告申立を行った。

#### ■思川開発反対運動

栃木県の県南地域の水道は地下水100%で良質な水を使用しているが、栃木県は思川開発＝南摩ダムの水を無理やり県南3市町に押し付け、水道の地下水依存率を大幅に引き下げようとしている。これにより、ダム事業費の負担、施設整備費などの費用が水道料金に課せられ、50～60%もの料金が上がることが判明。3市町の市民団体が立ち上り、専門家による講演会、反対署名運動など活発に展開している。※詳細は思川開発についての報告を参照。

#### ■荒川中流の洪水調節池

荒川の中流部に第2、第3、第4の洪水調節池の建設が計画されている。埼玉の会は現地視察、国交省や県当局との話し合い、勉強会などを重ね、無駄な公共事業の見直しを求める活動に取り組んでいる。

#### ■鬼怒川水害賠償請求訴訟

2015年9月の鬼怒川水害は約40万ヘクタール(東京都江東区の面積に相当)が水没。8000世帯が被災した。その後、常総水害被害者の会と鬼怒川水害裁判を支える会、ハッ場ダム住民訴訟に関わった弁護士、嶋津、石崎の専門家、茨城の会が中心になり、国家賠償請求訴訟に取り組んでいる。本年は、水戸地裁下妻支部の回付により水戸地裁に法廷が移り、7/12に第2回、10/19に第3回口頭弁論を行った。

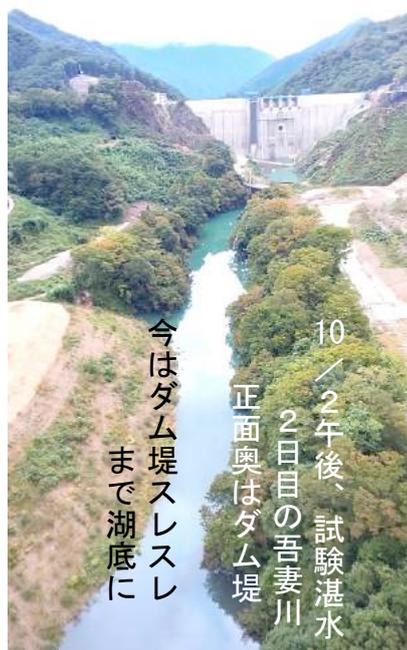
#### 問い合わせ先：

<b>氏名</b>	<b>神原禮二</b>	<b>電話</b>	<b>090-4527-7768</b>	<b>メールアドレス</b>	<b>garyoan@tiara.ocn.ne.jp</b>
-----------	-------------	-----------	----------------------	----------------	--------------------------------

団体名	STOP ハッ場ダム・市民ネット		
対象事業名	ハッ場ダム		
事業地名	群馬県吾妻郡長野原町	事業者	国土交通省

腹にすえかねる立入禁止区域のみの規制と、褐色の風景にそまり行く現地には耐え難く、あれほど足繁く何百回と訪れたハッ場の地に疎遠になり続けてきた。但し、節目には関わった者の義務感じみた思いとお世話になった方々への礼もあり訪れてはきた。とりわけ試験湛水後の昨今は何としても駆けつけざるを得ない。活動報告に代えるには余りに拙いのだが、把握した二点を柱に記させて戴く。

- 一、10/1からの試験湛水後、見聞できえた限りの詳述
- 二、水力発電所建設に伴い群馬県企業局と東電との間ではFIT制度（固定価格買取制度）に基づく協議にて、県は電力を東電に売り東電はほぼ発電の現状維持の共存共栄の形が採られる。  
（これにて完全ピリオドかとの問いに県は応える立場に無しとの回答。まだ決定の域ではない気配）



10月1日午前8時、試験湛水準備が始まりついに10時40分吾妻川の水はせき止められるに及ぶ。約1日半経た翌2日に訪れた。見放台で、流量予測計算ズミだろうが果たしてこの少ない水量で3カ月後に必要な常時満水位、標高538mに達するのだろうかと言っていると、周辺の観光客もうなづく。同時にそれは、国や工事関係者にとっても焦眉の課題らしく、さらに「チョロチョロ水ですものね」と畳みかけると、それまでは矢継ぎ早の質問に、既に仮排水トンネルの抗口は埋めてあること等を快く教えてくれていた工事関係者らしき人物は、ややむきになった口調で（河川法で決められている）維持流量確保の為、ダム堤左下から下流へも流している事に加え「6日には長野原取水堰を開ける」と立ち去り際に残した。

聞き捨てにならない言葉だった。現地吸引力の糸口となり行く。

吾妻川の水量の大半は上流の取水堰から山中の導水管にて東電・松谷発電所に送水されてきた。他方、県企業局は多年のノラリクラリの不明さから、2008年の第三次の計画変更時にダム堤下に水力発電所建設を言明しはした。ダム完成と同時竣工とみなされてきたが約一年間の延期を本年3/4の県議会で承認を経て公表に及ぶ。

この間の一貫してハッキリしなかった態度は、東電との協議に関わるものと踏み、取水口を開門とするということは、協議成立かと直感したからだ。但し、私はこの間、流布していた片方が発電を担えば、当然、片方は断念。必然的に減電補償金の支払いありの構図しか浮かばずにいたが、ここに誤認があったと知った（数日来、聴き合わせてきたことを元に、本日31日企業局に尋ねた次第）。

開門について3日、事実確認をマスコミ筋に問うたが初耳とのこと。翌4日、国交省に電話し、①（6日は日曜日だが）6日の開門は事実で何時からか ②期間があるのかと事実確認をした。

驚き声で「それはどこからか」と。「お応えしなければいけないのでしょうか？」と返すと「内部か外部かそれだけでも」と。「たぶん外部の方でしょうね。でも、かなり国交省さんに近い方のようにも」と。「判らないので調査する」との由。同日17時すぎの退庁時の返答も尚も不明と言う。が、副所長の重責にありながら、知らぬ筈がないのは明白だが、それ以上は追わず引き下がった。

偶然にしてこの頃、東電では目下、企業局発電に備えての吾妻川諸施設工事が展開中との情報に接した。東電の去就も、本日現在、進捗率52%との「ハッ場発電所」の名称をも知らずの盲点に近い怠慢さだった。現場写真を撮りたくて腐心してみたが、小蓬菜からの唯一ルートも冬期閉鎖中。

問い合わせ先：

氏名	鈴木 郁子	電話	09029104722	メールアドレス	<a href="mailto:spq272s9@rond.ocn.ne.jp">spq272s9@rond.ocn.ne.jp</a>
----	-------	----	-------------	---------	--

6日(土) 8時50分に到着すると、既に開門ズミ。無念さにほぞを噛む。

取水堰～ダム堤までの流れの所要時間は、約30分位ではと地元の方から伺っていたので、ともあれ間に合えばとダム堤へ直行。一号橋上から見た9時10分過ぎには旧駅舎裏手のやや下までツートンカラーの水となっていた。2日にはまだ兩岸壁の石や草むらが見え、見慣れた記憶の吾妻川の流れそのものだったが、水量は確実に上がっていた。訪れていた複数の観光客に変化を問うと来たばかり方のみ。茨城からの男性は2日前にライブカメラで見たのと違い驚いたと語ってくれた。

続いて、駐車場のアキもないほど混雑し始めた見放台、主要他箇所を経て再び、長野原取水堰へ戻った。木の間越しに東電取水堰の見える右岸上流に廻ると、水泡が道管口の格子越しに吸い込まれていく様から下流諸施設整備中との東電への送水も全くの0ではないことが読み取れた。

翌7日(月)、副所長は休暇。8日は会議中。ことごとく行き違いに。ようやく話せたのは10日17時過ぎ。なんと「1日からですよ」とを平然と繰り返す始末。妙なことを聞くなと思ったとまで添えた。絶句ものの愚弄だ。思わず「ではなぜ、最初に教えてくださらなかったんですか」と詰問調の声音になりもしたが、延べ4回ほどくれた電話への礼と、意識的に「ネットで副所長さんのご答弁記事を購入し拝読しましたよ」と。なお、こちらは25回も掛け、その都度の不在だった。

調査の果てに、開門は6日朝8時と判明したが、国の未来建設を担う公務員が何故にここまで隠すのか。つくづく現地の方達がはぐらかされ続け追い込まれてきた過程を追体験し、おのづと涙。

さて、13日夜の未曾有の台風19号で一挙に満水になり数々の試験湛水史上、未曾有の珍事が起きた。たまたま目にした心同じくするグループへの「八ッ場のお蔭で利根川氾濫が防げた」との俗にいうネトウヨ族の集中攻撃の酷い文書を読み大変だろうと心痛んだ。

だが、徐々に貯め徐々に抜くとされてきた最も神経を使う工程の湛水が一晩にて達成したのは良いが、目に見えない余波が素人目にも心配だ。そのことは観光客の間でもとりざたされ車中での話題だったとの声に、教えて欲しく「ご専門ですか？」と問うてしまった。

現地との電話の際、再三緊急放流が報じられた城山ダムにふれ、「これでダムは災害時に役たらずで弊害をもたらすのが知れ渡ったね」と口にすると、その方は次の私見を繰り返した。

①「たぶん利根川は、前もって放流してたさ」

②「それに降ったのは県西北部で利根川水系では雨は少なかったんぺ」との意表をつくご意見だった。かつて利根川筋のダムでは夏前に放流を行い、夏場の渇水期を煽る演出を行ってきた事が暴露された事実と併せ、さもあらんとも。

そこで、利根川ダム資料館へ行き、放水量のデータ検索方法を教えて戴いたが、素人ゆえの哀しさで結果はまだ出せないでいる。

23日(水)、長野原取水堰はどうなっているか八ッ場へ。なんと大小二つの全ゲートが全開となっていた。台風の迫った13日に開けたようだ。現在、東電へは送水なしだか、松谷の下流にダムからの水は送られ発電は可能となる。折しも流れ着いた流木類の切断を東電職員の方たちがされていた。2号橋直下でも、建設会社職員が土だけでなく水までも一面の褐色に変容してしまった吾妻川で、巨大なスチロールなどと格闘されていた。

八ッ場よ、お前さんは本当に不可思議な存在だね。



10/6午前8時、右側の小ゲートのみ開門  
同日8時50分撮影



10/13、大ゲートまで開門の長野原取水堰(13日は台風接近)  
※東電への送水は0。23日撮影



2号橋直下でのゴミ清掃

流木の山

<b>団体名</b>	<b>霞ヶ浦導水事業を考える県民会議</b>		
<b>対象事業名</b>	<b>霞ヶ浦導水事業</b>		
<b>事業地名</b>	<b>茨城県</b>	<b>事業者</b>	<b>国土交通省</b>
この一年の活動報告			
<p>1 調査研究および広報  国土交通省による当該時魚の霞ヶ浦の水質浄化が困難であることについて科学論文を作成し、霞ヶ浦研究会に投稿、会報 No. 19 号に掲載された。  この報告書の内容を、市民集会等で紹介広報した。</p> <p>2 茨城県に対する要求  2019 年 7 月、浜田茨城県に対し、当該寺宝による霞ヶ浦水質浄化が困難であること等を説明し当該事業からの撤退を求めた。</p> <p>〔参考〕霞ヶ浦導水事業差止め裁判の控訴審の和解とその後の経過</p> <p>1 和解  東京高裁第 19 民事部 都築政則裁判長  2018 年 4 月 27 日 和解成立  和解条項の骨子  (1) 那珂機場での本格運用までの間、意見交換の場を設置。国は漁協の意見を聞き、本格運用の方法を決める。年 1 回、原則 7 月に開催。別に申し入れがあれば 1 カ月以内に開催。意見聴取のための専門委員会も設置できる。  (2) アユの仔魚(しぎょ)保護などを念頭に、本格運用までの間、毎年 10 月～翌年 1 月の毎日午後 6 時～翌日午前 8 時の 14 時間は那珂川からの取水を行わない。  (3) 国は一定期間、霞ヶ浦から那珂川への少量の試験送水を行い、モニタリングを実施。水質などへの影響を調査する。国は結果を踏まえ、漁業、特にヤマトシジミへの被害を与えない方法を検討する。</p> <p>2 和解後の経過  2018 年 7 月 17 日 霞ヶ浦導水工事事務所と茨城県内の 4 漁協及び栃木県内の漁協連合(4 漁協)との『意見交換の場』の開催  2019 年 7 月 8 日 魚類の吸い込み防止試験を開始  (那珂川から霞ヶ浦への計画導水量は 15 m<sup>3</sup>/秒であるが、その導水路は一部しかできていないので、完成済みの桜川への導水路を使って 3 m<sup>3</sup>/秒の取水による魚類吸い込み防止試験が始まった。試験期間は 3 年間)  2019 年 7 月 23 日 和解条項に基づき関係漁協との『意見交換の場』の開催</p>			
<b>問い合わせ先：</b>			
<b>氏名</b>	<b>浜田 篤信</b>	<b>電話</b>	<b>0299-46-0988</b>
		<b>メールアドレス</b>	<b>Instksec81@gmail.com</b>

団体名	江戸川区スーパー堤防取消訴訟を支援する会		
対象事業名	スーパー堤防(高規格堤防)(江戸川)		
事業地名	東京都江戸川区	事業者	国土交通省

#### ◆事業概要

スーパー堤防は、「人口が高密度に集中する東京圏及び大阪圏において、計画規模を上回る洪水による堤防の決壊にともなう壊滅的な被害発生を回避し、治水安全度の向上をはかるため、まちづくりや土地利用転換にあわせて、幅の広いなだらかな勾配の堤防を整備する」とされている。

計画区間は江戸川・荒川・淀川など延長120km。

堤防のまち側に、堤防高の30倍の幅でなだらかに盛土し、堤防幅を大きくすることで越水による決壊を防ぐとされている。

江戸川区北小岩の整備費用は120mで43億円。

#### ◆問題点

完成時期が不明（まちづくりに伴い進められるため、国交省は完成時期を示せない）。国交省は、「完成時期を示せないが、一部だけの整備でも、避難場所となり役立つ」という。

治水計画としての体をなしていない公共性のない事業であるが、計画予定地の住民は、自宅建物の取り壊し・移転を強制され（※）、スーパー堤防の盛土工事後は「堤防の上」に住むことになる。

（※）土地収用法を適用せずすすめることとされているが、土地区画整理法上の除却命令で立ち退きが強制されている。

「まちづくり」との共同実施とされているが、地元住民にとっては、地域を分断する「まちこわし」となっている。

治水機能としては、越水による堤防決壊を防ぐ「越水対策」である。そして、国交省は、「越水対策」として機能する技術はスーパー堤防のみであるとの考え方を基本としている。このため、「越水対策」の必要な堤防であっても、越水対策が計画・実施されず、全国で土まんじゅうの堤防が放置されるという事態となっている。

#### ◆活動報告

地元住民4名が国・江戸川区に対し国賠訴訟を提起、現在、最高裁に係属している。

1月 東京高裁で証人尋問実施  
嶋津暉之さん、国土交通省2名

4月 アースデイ東京2019で展示

7月 東京高裁で判決（敗訴）  
最高裁へ上告・上告受理申立

裁判期日後は、議員会館で報告集会を実施している。

台風19号では、江戸川区民3万人が避難した。

地元の自民党国会議員が「八ッ場ダム、スーパー堤防が被害を防いだ」と宣伝している。

「スーパー堤防は堤防をかさ上げするもの」という誤解は多い。

スーパー堤防では浸水被害は防げず、むしろ危険な堤防を放置することにつながるということを広めていきたい。

（参考）日刊ゲンダイ記事 <https://www.nikkan-gendai.com/articles/view/news/263717>

#### 問い合わせ先：

氏名	西島和	電話	070-6642-9014	メールアドレス	Izumi-nishijima@xb3.so-net.ne.jp
----	-----	----	---------------	---------	----------------------------------

団体名	溪流保護ネットワーク・砂防ダムを考える、水と緑の会		
対象事業名	砂防		
事業地名	松本市、大町市	事業者	国交省、県

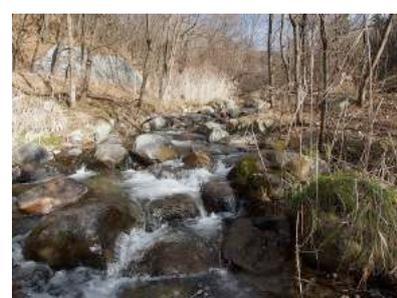
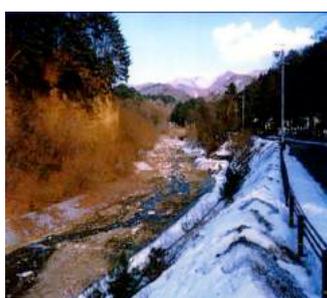
### 1、霞沢砂防ダム建設

松本市沢渡地区で梓川に合流する霞沢に 1999 年砂防ダム計画ができ、翌 2000 年に工事着工。しかし毎年の雪崩や土石流によって工事用道路が破損しその復興に時間がかかりなんと 16 年を費やし、まだ完成していない。2016 年ようやく本体着工になるが、度重なる土石流や法面崩壊などで工事が進まない。当初予算、道路 3 億、本体 4 億が既に 10 億を超えることになっている。元々このような場所にダム建設を計画することに大きな問題があるのだが、国の指針である公共事業の進捗状況には 5 年経っても完成しないもの、10 年経っても完成しない事業の見直し指針があるが機能していない。無駄金を捨てる公共事業の典型と言ってもよいものだ。左岸堤体はほぼ完成しているが、度重なる土石流で埋まるほど、現在も 7m くらい埋まった状態だ。完成してもクローズダムのようになる可能性が高い（本来はスリット型だが）。写真は左から半埋まりダム本体、沈砂池、山腹の崩れ。魚環境に関しても、毎年産卵時期に工事による濁り水を流し続けてきたため、卵が窒息死し孵化率が大幅に下がった。このようなことが 10 年も続いたことで現在の産卵遡上魚は 3 匹と少ない。濁り水改善のために設置された沈砂池は川の規模、状態に合わずほとんど機能していない。同様なことが全国で行われていると思うと納税者としては黙ってられない。是非砂防・治山問題に関心を持ってもらいたいものだ。



### 2、牛伏川砂防改修について

2003 年に 9 基の床固工（高さ 1～7.5m）を壊し溪流環境復元事業をした（写真左から床固工群、改修後、現在の 5 号堤）。会員メンバーが 70～85 歳となり河川内のアカシヤなどを切る作業が困難になりつつあるためパタゴニアのインターンシップや他団体の若者をお願いし間伐作業をしてきた。今回、県と協議し先駆的な改修現場の維持のため県の予算で作業をしてもらう事になり完了した。今後は県の定期的な事業として継続できるように交渉していく予定。



### 問い合わせ先：

氏名	田口康夫	電話	0263-32-1511	メールアドレス	taguchi@matsumoto.ne.jp
----	------	----	--------------	---------	-------------------------

### 3、白沢砂防ダムスリット化改修後の状態

2008年8月に高さ15m横幅120mの砂防ダムにスリットを開けることが決まり、2015年に河床までのスリットの切込みが完了した（写真左から切込み開始、完了、ダム堆砂域の変化）。切込みは4回に分けて7年くらいかけて行われた。上流側の堆砂域は徐々に元の景観に戻りつつあるが、毎年の調査から30年くらいかけて溜まった土砂が元の状態に戻るにはかなり時間がかかることが分かった。既存砂防ダムのスリット化改修がもっと増えるように県との交渉を続けていく必要がある。



なお改修によるメリットを多くの人に実感してもらうためには、現場の変化だけでなく溪流歩きや釣り、川虫観察など、溪流に親しみを感じてもらい催しも必要だ。



県内には6400基くらいの砂防ダムが建設されている。ダムによる様々な弊害が生じている現在、ダムの新設よりは既存ダムのスリット化改修を優先させることが先決である。こういった運動が全国に広がることを期待したい。

団体名	長良川市民学習会		
対象事業名	木曽川水系連絡導水路、長良川河口堰、内ヶ谷ダム建設		
事業地名	岐阜県、愛知県、三重県	事業者	水資源機構、岐阜県

この一年の活動報告

### ●木曽川水系連絡導水路事業について

本事業（徳山ダム導水路）は、民主党政権下で検証対象となった国のダム事業の中で最後に残った「検証中」事業となっています。関係地方公共団体からなる「検討の場」は昨年12月21日に第4回幹事会が突然開催されました。3年ぶりに開催されるものですが、これは直前の11月1日に発足した「中部地方水供給リスク検討会」（事務局 中部地方整備局）を受けたものになっています。水あまりの木曽川水系において新規利水確保関連施設の建設の根拠を全く失ったもとで、大規模災害、危機的な渇水などを挙げて「リスク管理型の水の安定供給」論に引きずり込み事業の継続を図ろうとするものです。

一方、導水路事業の「凍結」のもとで私たちの事業中止を求める運動は「検証中」のバリアに遮られ成果を得ていません。「凍結」10年という長い年月は、政治家や市民から関心を薄れさせています。今年9月14日、名古屋市で開催された「環境ダイナゴヤ」の私たち「よみがえれ長良川」ブースにおいて行った市民との対話で、「木曽川水系連絡事業を知っているか」問うたところ、199名のうち「全く知らない」と答えた市民は126名という関心の低さです。改めて、市民の中に入った運動が求められていると認識しました。

### ●長良川河口堰開門について

愛知県の長良川河口堰最適運用検討委員会は、11月9日「河口堰開門の世界の先進事例を学ぶ」県民講座を開催しました。これは汽水域復元で着実に環境改善施策を進めるオランダと今年から試験開門が始まった韓国ナクトンガン河口堰の先進事例を県民に学んでもらおうという取り組みです。韓国では、「4大河川事業」で建設された堰の開門や撤去の計画・実施も進んでいます。県民に「世界の流れ」をアピールしたいと考えます。

生物多様性 COP10 以来、毎年行っている「長良川下流域環境観察会」を6月9日に開催しました。雨の中、船による川底の調査と水辺観察は行いました。昨年たび重なる大洪水があったにもかかわらず河口堰下流側のヘドロは流失することもなく相変わらずでした。参加者20名のうち初参加の方も多く、木曽川の水辺では長良川で姿を消したイトメやサンカイを観察し汽水域の生態系の豊かさに驚いていました。



2019/06/20 岐阜新聞

### ●内ヶ谷ダム建設の再検討を求める

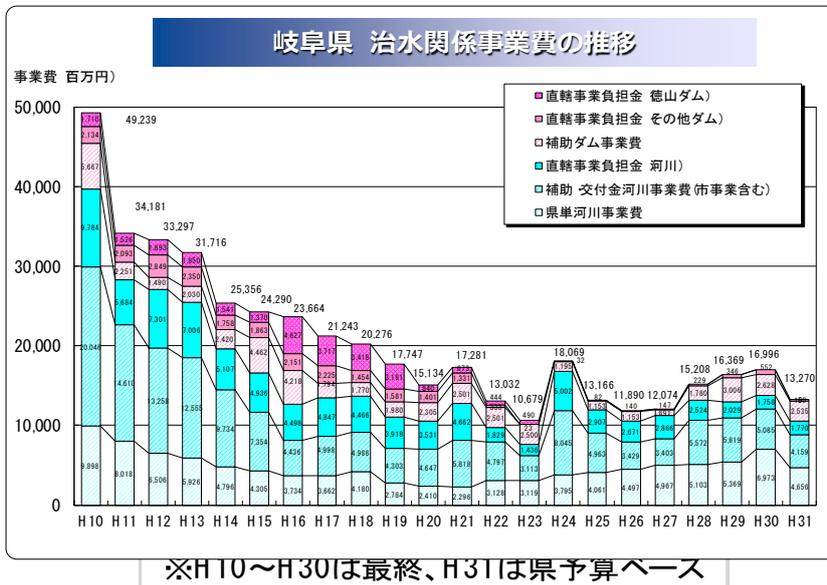
5月23日に「長良川河口堰の開門」、「導水路事業の中止」、「内ヶ谷ダム建設の再検討」

等を求める岐阜県要請行動を行いました。要請行動では、内ヶ谷ダム問題についてはほとんど要請する時間が

ありませんでしたが、9月9日に開催された「岐阜県事業評価監視委員会」第4回委員会において内ヶ谷ダム建設の事業費419億円を580億円に増額することが承認されました。労務費や資材費の単価アップを主な理由としているようですが、工事中に見つかった岩盤亀裂の対策工事のために68億円のコストの発生や完成が2年延長されるという重大な問題も含まれています。

元々本事業については事業者の言い分を丸呑みしても便益/費用が1.1と極めて意義の小さい事業で、私たちは事業の中止を求めてきました。岐阜県の厳しい治水関係事業費の現状の中で、このように膨らみ続けるダム建設事業にお金が消えていくことに憤りを感じます。

全国規模で広がった今年の大洪水を見ると、堤防補強など身近な治水事業を求めていきます。



●「国土強靱化」のもとに水路化が進む動きに抗って

長良川中流域では「国土強靱化」の名による治水工事として河畔林の皆伐や浚渫が、長良川の豊かな自然環境と美しい景観を壊しています。最近の大洪水発生で、この動きが強まっています。さらに長良川では「清流長良川の鵜飼」の世界農業遺産登録を契機に鵜舟の航路確保や係留地整備で無計画な「川いじりが」進んでいます。



このような状況に警鐘をならす当会のニュースや活動に、地域から期待が寄せられています。今後、河川管理者や岐阜市長との懇談会なども計画し、導水路中止、河口堰開門調査につなげたいと考えています。

●命の水を守る運動（水道民営化問題）

水道法改正の強行採決に対し、当会は緊急に「命の水を守る講演と映画会」を12月22日に開催しました。緊急の計画にもかかわらず70名を超える市民が参加しました。岐阜市では「命の水を考える会」岐阜が発足し「水道民営化を考えるシンポジウム」を6月1日に開催。約200名の市民が参加しました。続いて6月30日岡崎市で開催。10月1日改悪水道法施行をはさんで、12月14日(土)には「四日市の水道を考えるシンポジウム」が四日市市で計画され、東海圏で「命の水」を守るたたかひのネットワークが広がっています。来年9月13日には、浜松市で1000名規模の全国集会を予定しています。是非ご参加ください。

問い合わせ先：					
名	武藤 仁	電話	090-1284-1298	メールアドレス	mutohitoshi@yahoo.co.jp

団体名	設楽ダムの建設中止を求める会		
対象事業名	設楽ダム建設事業		
事業地名	愛知県北設楽郡設楽町	事業者	国と愛知県

この一年の活動報告

●第二次住民訴訟について

現行フルプランの目標年次 2015 年度をすぎた 2016 年度の水需要において、現行フルプラン予測値が実績値より過大であることが確定したことから、水道用水開発の不要性が証明されました。この水道用水開発の不要のみを争点として起こした第 2 次住民訴訟の第 1 回口頭弁論が 2018 年 11 月 21 日に開催されてから今年 11 月 14 日には第 6 回口頭弁論を迎えます。前回 9 月の第 5 回口頭弁論では原告準備書面 3 を提出しましたが、「水道用水供給事業の管理者・愛知県企業庁長」の被告適格を争う段階にあり（このところを裁判所が問題にしている。）ダム使用の権利設定申請をすることについての内部的決定の権限は企業庁長にあることを立証する内容となっています。このハードルを乗り越えないと、私たちが起こした実質的な争点「被告愛知県公営企業管理者企業庁長は、設楽ダムの建設費用負担金のうちの水道用水に係る負担金の支出をしてはならない。水は足りており設楽ダムは必要ないから取り下げよ」に入れられないわけです。土俵にのせず入口のところで却下を裁判所は考えているのかと思えなくもない。

毎回傍聴には 30～40 人の参加があります。原告による意見陳述が行われます。そして裁判終了後は弁護団による説明が行われています（写真）。



問い合わせ先：

氏名	奥宮 芳子	電話	0532-54-7305	メールアドレス	<a href="mailto:okumiya@xj.commufa.jp">okumiya@xj.commufa.jp</a>
----	-------	----	--------------	---------	--

●設楽ダム建設地は大規模岩盤すべり（深層崩壊）を起こしつつある最悪の地盤について

当会の前代表市野和夫さんが高木仁三郎市民科学基金事業を基に設楽ダム地質調査グループを立ち上げました。その成果報告会が3月23日に開催されました。

平成27年度地質解析業務報告書（平成29年3月）平成29年度地質解析業務報告書（平成30年3月）の分析結果から重大な問題点、設楽ダム建設予定地は活断層がある可能性が極めて高いこと、大規模な岩盤すべり（深層崩壊）を繰り返してきた場所であること、などが発表されました。

また、8月27日には本村伸子日本共産党衆議院議員、水源連共同代表市嶋津暉之さんにも同席していただき国土交通省担当者との面談を行いました。当会共同代表らも同席しました。

4月には、F-3断層と名づけられた右岸（松戸側）斜面を切っている断層が活断層の疑いが濃いことについての独自調査結果を、設楽ダム建設事務所の専門担当官に詳しく説明するなどしてきましたがこれらの件について、国土交通省本省が、どのような見解を持っているかなどを直に国土交通省に質問しました。また、大規模な地滑り地塊が存在し、複数の断層の存在とともに大規模な岩盤すべりを繰り返してきた点などについても質問しました。



結論として、国交省は1次調査を終えた現在、活断層（第4紀断層）がないことが明らかになったので2次調査は行わないという態度を堅持しました。

さらに運動の輪を広げない と国は動きそうにありません。



●これから

現在設楽ダム建設工事は転流工工事の最後の段階に入っていると考えられます。呑口の工事が行われています（写真）。断層が何本も走り「活断層の疑いが濃い」現場です。

「設楽ダムの建設中止を求める会」では設楽ダム工事を止めることにつながる運動にはどんなことにでも取り入れていこうと考えておりますが、特に第二次訴訟とダム建設予定地の地質問題の2点については重点的に取り組んでいきます。

●近々の活動：11月23日には立ち木トラストの木札の付け替え作業があります。このトラスト運動には4,000人近い参加者がいますし、特に若い方の参加者がいるのは心強い。

同日の午後からは現場見学を行います。

団体名	NPO 法人伊賀・水と緑の会		
対象事業名	川上ダム		
事業地名	三重県伊賀市	事業者	(独)水資源機構

【判明した伊賀市水道事業の深い闇】

2018年11月、国会議員を介して厚生労働省と総務省にヒアリングを行った結果について、まずご報告します。厚生労働省、総務省に説明を受けた印象から、伊賀市水道事業の深い闇を見た気がしました。前提として、まず伊賀市水道事業がたどった道を振り返ります。

1. 伊賀6市町村が三重県企業庁に「用水供給事業」を依頼、三重県は川上ダム利水に参画  
バブル時代、伊賀地方には森永のテーマパーク計画、工業団地の開発による企業誘致、住民流入の期待感があり、大量の水資源開発計画が持ち上がるのは無理からぬことであった。  
しかし、バブルがはじけて、テーマパーク計画はなくなり、工業団地も誘致の目処がなくなった。伊賀市は、簡易水道を含め40ヶ所以上の水源を持ち、ダム計画と無関係の豊水水利権である守田水源と合わせ、現状の一日最大給水量を満たしていた。つまり、計画水量が増加するとしなければ、この時点で川上ダム利水からの撤退は可能だった。  
三重県企業庁は、もはや水需要は頭打ちであることはわかっていたであろう。事実、2005年、淀川水系の計画中のダム(新規4、再開発1)からは、三重県以外の自治体すべてが利水撤退を表明した。特に、大阪府はすでにかんがりの水余りを起こして、撤退の意向だという噂はささやかれていた。尼崎市の職員は「大口の大阪府が撤退してくれたので、撤退を言い出しやすかった。正直、助かった」ともらしていた。  
三重県が撤退しなかったのは、撤退できない事情があったと考えられる。用水供給事業の目的を、増える水需要に対応するためではなく、取水量が減っている水源の廃止や簡易水道の統合に変えてまでも、水利権量の6割を残すのである。

2. 三重県から伊賀市に水道施設の譲渡(借金とダム建設負担つき)  
2004年11月、伊賀地域6市町村が合併し伊賀市へ。そのとたん三重県から、水道施設の伊賀市への譲渡が提案される。今後の水道事業を協議、「計画通りに進める、市と県の共同で企業団を立ち上げる。」などの提案はするが、協議は「三重県から伊賀市への水道施設の譲渡」ありきで進んでいく。  
三重県が計画通り進めた場合、水道施設やダム建設負担の回収は水道料金頼みであり、回収を進めるには水道料金の値上げしかなく、伊賀市の県営水道料金が高額になることが懸念されていた。三重県は水道施設の譲渡により、一般会計で起債した59億円と利息の半額(交付税措置により)の負担のみで、ゆめが丘浄水場などの水道施設の企業債返済(約130億円)と川上ダム建設負担(2006年時点で130億円)を伊賀市に押し付けることに成功する。2013年、伊賀市長の交代により水需要が下方修正されるが、議員らの圧力に屈し、利水継続を決定。

3. 水道施設譲渡は違法ではないか? 厚生労働省、総務省からの聞き取り  
今回、厚生労働省と総務省に確かめたのは、このような手法が違法ではないかということであった。厚生労働省は、水道法改正により、水道事業の広域化、民営化を進めようとしているが、三重県が伊賀市にしたことが合法ならば、都道府県は広域化でずさんな計画を進めても、投資した費用の回収が困難になると、市などに譲渡して借金を押し付けるということがまかり通ることになる。

問い合わせ先:

氏名	代表理事 浜田不二子	電話		メールアドレス	
----	------------	----	--	---------	--

こちらが指摘したのは

- ① 三重県の用水供給事業を受水者である伊賀市が引き受けるのは水道法に違反していないか？また、補助事業を放棄するなら、補助金を返還すべきではないか？
- ② 水道施設は無償譲渡としているが、実際には借金の押し付けである、しかし、伊賀市議会はこの話を非公式である議員全員懇談会の席上で水道部から説明を受けただけで、議決を行っていない。議決しないのは、手続き上問題ではないのか？
- ③ 伊賀市水道事業は、単年度の収益的収支では黒字だが、資本的収支では、収益的収支で減価償却費の名目で計上した 10 数億円を、減価償却費として資本的収支に入れず、水道施設とダム建設費に使っている。本来、資本的収支でプールされるべき費用を使い込まねばならないのは、健全な水道事業経営とは言えないのではないのか？

それに対する厚生労働省の答え、

- ① 1 年だけ用水供給事業を行っているので、違法ではない。それを廃止し、伊賀市水道事業に統合された。事業が消えたわけではないので、補助金も返す必要はない。自治体どうしが話し合って決めたことなら、こちらは認めるしかない。
- ② 議決は行ったはずである。(提出された書類を見せてほしいと言ったが、出てこなかった。)
- ③ 経営として、望ましくはない。

同様の質問に対し、総務省の答え

- ① 三重県は、一般会計で起債した費用を払っている。全部を押し付けたわけではない。事業は生きているので、補助金も返還する必要はない。自治体どうしが話し合って決めたことなので、こちらは認めるしかない。
- ② 譲渡されたための費用は発生するが、それは、年度の予算の中で説明し、承認されている。それにより、市議会は議決したと見なされる。手続きは問題ない。
- ③ たいていの自治体が、起債して費用を捻出し、更新時には、新たに起債するものである。必ずしも減価償却費をプールしなくてもよい。

実際には、県と市は対等ではないし、市は県に、不利な条件を押し付けられても従わざるを得ない。「自治体同士の話し合い」など、単なる建て前に過ぎない。また、厚生労働省が答えに窮したことは、総務省が補い、連携が取れている印象を受けた。つまり、この水道事業譲渡劇は、省庁どうしの調整の上で、ぎりぎり合法の線で行われたのである。では、このシナリオを書いたのは、誰なのか？少なくとも、伊賀市や三重県レベルにできることではないことは確かである。

-----

なんとか伊賀市民の負担を減らすには、地元水源を残し、川上ダム利水から撤退するしかないので、住民への周知、専門家の助言による水源維持の模索、水道民営化反対活動との連携などに取り組んでいます。国家権力の圧力に屈することなく、「住民の水源を選ぶ権利」を認めさせる努力を続けます。よろしくをお願いします。

## 活動報告用紙

<b>団体名</b>	<b>天ヶ瀬ダム再開発事業差止弁護団</b>		
<b>対象事業名</b>	<b>天ヶ瀬ダム再開発事業</b>		
<b>事業地名</b>	<b>京都府宇治市</b>	<b>事業者</b>	<b>国土交通省(被告:京都府)</b>

### 1 天ヶ瀬ダム再開発裁判の概要

天ヶ瀬ダム再開発裁判は、2015年1月23日に訴えを提起しており、提訴から約4年にわたる審理が続けられてきました。この裁判は、天ヶ瀬ダム再開発事業（京都府宇治市の天ヶ瀬ダムの左岸山中に617mのバイパストンネルを通すことで最大600トン/sの放流能力を確保し既存のダム放流量900トン/sと合わせて放流能力を1500トン/sに増強する計画）に対する京都府の公金支出の差止めや損害賠償を請求している事件です。京都府の財政における健全性を確保するため、住民監査請求を経て、住民訴訟で審理されています。この裁判では、治水、利水の必要性の有無、事業効果の有無、ダム等の耐震性の確認、河川施設の安全性確保、淀川水系の自然景観、環境の保全如何が論点となっています。

### 2 被告京都府の不可解な主張の変遷

被告京都府は、訴訟提起から3年以上もの間、再開発事業の利水上の必要性について、利水容量拡大のために低下する水位において840m<sup>3</sup>/sの放流能力を確保しなければならないため、水位低下のために低下する放流能力を補う必要があり、この点をもって利水上有益であるという主張をしていました。

これが、昨年になり、突然840m<sup>3</sup>/sの放流能力を確保しなければならないために補う必要があるという説明は誤りであって、あくまで費用負担割振り上の考え方として、水道容量確保水位が低下したことによる放流能力の低下分を補償させるという計算をしたに過ぎないと言いだめたのです。

この点について、私たちは、嶋津暉之先生に反論の意見書を作成していただき、上記主張の変更は、放流能力は利水とは何ら関係がないということ向被告自身が認めたものであり、結局のところ再開発事業によるトンネルができたとしても、渇水期の水量を増加させることにはつながらず、その他にも利水として効用があるとはいえないので、特ダム法7条1項の「得られる効用」はないという主張をしています。

### 3 今後の裁判の進行

裁判としては5年目を迎えており、上記のような被告の主張の変遷がありましたが、これに対する反論も提出され、主張は整理されてきたところで、裁判所からも12月に予定されている期日において主張を尽くすようにとされています。

裁判所は、原告からの国交省に対する調査囑託の申立も認めませんでした。

私たちは、次回期日において、嶋津先生や地質学の専門家の先生を証人として申請し、治水上、利水上の効用がないこと、安全性の観点からも再開発事業は認められないことなどを明らかにする予定です。

### 4 最後に

上記のように、裁判は大詰めのところまで来ており、天ヶ瀬ダム再開発事業は無駄であること、

### 問い合わせ先：

<b>氏名</b>	<b>浅井 亮</b>	<b>電話</b>	<b>075-211-4643</b>	<b>メールアドレス</b>	<b>asairyo@mbe.nifty.com</b>
-----------	-------------	-----------	---------------------	----------------	------------------------------

そもそも天ヶ瀬ダムそのものが築50年を迎えており、非常に危険な状態であることなどについて、一定程度明らかにできたのではないかと思います。最後の一押しで専門家の先生方の証人尋問を認めさせたいと思います。

一方、被告の対応は、国のすることなのでわからない、京都府は国の事業に安易に口出しできないので明白な違法性がなければ公金支出はやむない、などといった逃げの姿勢に終始しており、かみ合った議論はなく、到底府民の納得を得られるような内容ではありません。

裁判所が被告の言い分に引き込まれ、議論を避けることがないよう最後まで働きかけていきたいと考えていますので、引き続きご支援よろしくお願いたします。

団体名	安威川ダム反対市民の会		
対象事業名	大阪府営安威川ダム建設事業		
事業地名	大阪府茨木市生保地先	事業者	大阪府

一昨年の全国交流会では、たいへんお世話になりお礼申し上げます。

◆その時にもご報告しましたダムサイト地盤およびその近辺に、致命的な断層・破砕帯が出現し、ダムの本体建設＝堤体盛上は事実上ストップしている模様です。大阪府は、この事態に対処するため設計変更追い込まれ、JV間と70回以上に及ぶ検討会を開催していますが、莫大な建設費の膨張と工期の遅れが必至となっています。

◆安威川ダム建設費公金差止裁判（H26年2月提訴）は、佳境に入り、原告被告双方から意見書の提出が終わり、今後の裁判について進行協議に入っています。裁判長は、年度内の結審を想定している模様です。

原告側からの意見書

奥西一夫「意見書 安威川ダムのダムサイトおよび淡水域の地質・地盤条件について」

嶋津暉之「治水面から見た安威川ダムに関する意見書」

## 1、現時点における安威川建設計画の概要

※現時点？＝度重なる変遷を重ねた歴史を抱えている・・・これからも何かあるかも？？

- 1) 位置：大阪府茨木市大字生保地先他
- 2) 目的：(1) 洪水調節、計画高水流量 850 ⇒ 690 m<sup>3</sup>/s の洪水調節を行う  
(2) 流水の正常な機能の維持、既得用水の補給、流水の正常な機能の維持の増進
- 3) 治水計画：上記省略
- 4) ダム諸元：省略略
- 5) 総事業費：1536億150万円（2017年度では1397億円）  
※H30年度までの出来高84.6%
- 6) 本体工事費：570億7600万円
- 7) 竣工：2023（令和5）年度

## 2、進捗状況（大阪府資料より）H30年12月時点（昨年値）

基礎掘削：100（100）%、ブランクセットグラウチング：52（88）%、  
 本体盛立：14（11）%、取水施設：48（0）%、常用洪水吐：100（14）%  
 トンネル掘削：100（14）%、非常用洪水吐：6（0）%  
 令和元年には監査廊をが完成、ダム本体の本格的盛り立てが進められる予定ですが・・・  
 大阪府はH30年10月にダムカードを作成し、安威川ダムフェア等の催事で配布  
 茨木市と連携して地域振興策と銘打ってダムカレーでキャンペーンに取り組み

## 3、今後の工事予定

堤体工事 2022年12月完工予定、  
 試験湛水 2023年4月～24年9月

## 4、「やっぱり出てきた危険な断層・破砕帯

- ・・・私たちが40年前に指摘したにもかかわらず  
 大阪府は、各種地質報告書の情報公開により事実の隠ぺいができず  
 説明責任の克服策に苦慮  
 堤体盛り立て工事はストップし、工期は、現時点で2年間の大幅な遅れ  
 事業費も20%100億円以上の膨張

◆小さく産んで大きく育った典型的公共事業に成長

問い合わせ先：

氏名	江菅 洋一	電話	090-5045-5133	メールアドレス	<a href="mailto:y-esuga@muc.biglobe.ne.jp">y-esuga@muc.biglobe.ne.jp</a>
----	-------	----	---------------	---------	--

◆◆いつまでも前世紀の治水思想＝ダム神話を引きずる大阪府◆◆

◇安威川ダム建設事務所 新任所長の挨拶（府HP 2019年4月更新）

「このダムの完成により、時間雨量80ミリ程度かつ日雨量250ミリ程度の大雨を想定した、ダムの下流の洪水被害を防ぎます。（下線筆者）

☆昨年の西日本水害を見るまでもなく時間雨量100ミリの事例頻出を教訓としていない

☆同じく日雨量が300ミリを超える事例も頻出している事実も教訓化していない

☆「ダム」は「神風」

☆「防ぐ」から「凌ぐ」へと治水思想が変遷する中で、

☆相も変わらずダムにより「洪水被害を防ぐ」と時代遅れの、

☆陳腐化した時代離れの治水神話を宣言をしている。

## 5、ダムサイト基礎岩盤の見立て違い？ 真実は！！

◇最初にダム有りき！何が何でもやりとおす体面重視

☆結果、事業費の膨張と工期の遅れに無頓着・・・結果責任（水害等）にはほうかむり

◇見立て違いの責任をだれも取らない

・知事（行政）＝事業継続決済と予算案計上

・議員（議会）＝建設計画と予算の承認

■住民＝血税は無駄使いされ、洪水被災は泣き寝入り！

## 6、目覚めよう！納税被災者！！

◆投票で意思表示すべし＝無関心層50%の掘り起こし

“見えないと始まらない・・・見ようとしないと始まらない（ガリレオ）”

### 日本国憲法12条

この憲法が保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。

（安威川ダム反対市民の会 2019年活動報告）

<b>団体名</b>	美しい錦川を未来へ手渡す会				
<b>対象事業名</b>	平瀬ダム				
<b>事業地名</b>	山口県岩国市	<b>事業者</b>	山口県		
<p>2019年 山口県錦川平瀬ダムの近況</p> <p>平瀬ダムの総工費740億円が、本年度以降、主に地すべり対策として120億円が追加され、860億円になりました。</p> <p>増額120億円の内訳はつぎのとおりです。</p> <p>地すべり対策 80億円</p> <p>地盤改良工事（ダム本体岩盤のグラウチング） 27億円</p> <p>水質保全設備 5億円</p> <p>警報局 5億円</p> <p>労務資材単価の上昇 3億円</p> <p>大半が地すべり対策と地盤改良工事、すなわち、地盤地層が悪いことによるものです。ダム計画当初は総工費が350億円であったので、湯水のように税金が使われてきています。ダムサイト付近では2005年の台風14号豪雨で土砂崩れが起こっており、地すべり対策をしても安全性に疑問があります。</p> <p>また、平瀬ダムの目的に広瀬地区の水道水源の確保が含まれていたのですが、人口減少により、広瀬地区はダム完成後もダムの水を使わないことがわかりました。</p> <p>以上、税金の浪費、地盤が弱い、利水のウソの3点について、今後、山口県を追及したいと思います。</p>					
<b>問い合わせ先：</b>					
<b>氏名</b>	代表 吉村健次	<b>電話</b>		<b>メールアドレス</b>	

<b>団体名</b>	<b>城原川を考える会</b>		
<b>対象事業名</b>	<b>筑後川水系 城原川ダム</b>		
<b>事業地名</b>	<b>神崎市</b>	<b>事業者</b>	<b>国交省</b>

この一年の活動報告

1回の定例会と毎週1回の月曜勉強会を中心に活動をおこなっています。

3月18日には、県と話し合いをもちました。気候変動適用法を受け佐賀県として防災についてどのように考えているのか等を聞きました。山崎県土整備部長は「全方向でやっていくということだが、河川について言うと水害の規模も大きくなっている、今の計画規模では押さえられない。水防災の再構築、危険を知ってもらう、水情報をだしていく、など総合的に対して行こうということを考えている」と説明され、私たちは、私たちが提唱している地域治水、流域治水の重要性と、滋賀県が行っている防災モデルについて紹介し、地先の安全度がわかるきめ細やかな情報が必要だというなどを伝えました。

この反省会では、

県も想定外の雨が降ることは認めている。ソフト面（避難）に重点をおいているように感じるが、ハード面（伝統治水）にも近づいていると思う。

ダムの運用について質問した時に緊急放流についてはオーバーフローの分だけと県は確信して言っていたが、ほんとうにそうだろうか。

堤防強化については県もそういうふうには思いはじめていると感じた。ダムより先に堤防強化が必要だ。などの意見がでました。また、想定外の雨に対してダムで防げるのか。市はどう考えているのか。堤防強化、不連続堤活用のためには現場を見学することが必要。との意見が出ました。これを受けて神崎市の市議会議員との話し合いを要望することになりました。要望書は早くでしたが、現在日程調整がまだできていないようで、市事務局からの連絡待ちです。

定例会には県の砂防課から職員2～3名の参加があり、意見交換をしています。大規模災害に対して、国が無くそうとしている不連続堤（霞堤、野越）の活用は不可欠であるということを通の認識にしていこうと働きかけています。

4月17日には成富兵庫茂安が作ったとされる「蛤水道」を地元の方の案内で訪れました。

また、城原川だよりを月に1回発行しています。現在91号です。

**問い合わせ先：**

<b>氏名</b>	<b>佐藤悦子</b>	<b>電話</b>	0952-44-2925	<b>メールアドレス</b>	teaho74@yahoo.co.jp
-----------	-------------	-----------	--------------	----------------	---------------------

団体名	瀬戸石ダムを撤去する会		
対象事業名	瀬戸石ダム		
事業地名	球磨川	事業者	電源開発(株)

瀬戸石ダムを撤去する会は、2019年1月から5月までの間、ダム湖周辺住民の聞き取り調査を行いました。複数の住民の証言によれば、ダムが出来る前の河床は現在より4～6メートルほど低かったということです。しかもそれは、ヒアリング中に見つかった瀬戸石ダムが出来る前の写真によって裏付けられました。ダムが出来てから、ダム湖に土砂が堆積し、河床が上がってきたことがはっきりとしました。

水害を無くすには、ダム湖の水位を低下させ、河床をダムの無い頃の高さに下げる必要があります。電源開発が目標とする「昭和56(1981)年相当河床」では水害を無くすことは出来ません。

球磨川の治水対策上、中流域に球磨川の流れをせき止め、大量の水を溜め込み、水位上昇をもたらす構造物があるということは、大きな障害です。

荒瀬ダム撤去工事が2018年3月に完了しました。2010年4月からのゲート開放と2012年からの撤去工事により、球磨川の水は遮られることなく不知火海に達しました。それに伴い荒瀬ダム湖にたまっていた土砂も下流や不知火海の干潟に供給されるようになりました。そのことにより、川や海の生態系は一定程度の回復をしました。ただこの土砂がなくなりつつあります。なぜなら、上流に瀬戸石ダムがあり、下流への土砂の供給を瀬戸石ダムが妨げているからです。荒瀬ダム湖だった所の土砂が無くなったなら、その後は堰と瀬戸石ダムがある球磨川に戻ってしまいます。瀬戸石ダムが存続している限り、その荒瀬ダム撤去の効果は失われます。この問題を解決するには、もはや瀬戸石ダムの撤去しかありません。

これらの状況を受け、私たちは電源開発及び国土交通省と直接交渉することにしました。6月4日、東京での電源開発との交渉では、1. 瀬戸石ダムを撤去すること。2. 1の撤去工事に着手するまでの間、ダム湖に堆積した土砂を全て撤去し、ダムの無い頃の河床にすること。3. 芦北町の赤尾田仮置き場に替わる新しい土砂の仮置き場を早急に見つけること。4. 水害常襲地帯である芦北町簸瀬地区の球磨川の左岸や川の中央部分の土砂を撤去すること、でした。電源開発はダム撤去に関しては、再生可能エネルギーであり、瀬戸石ダム単体で見ると採算がとれていることを理由に拒否しました。3に関しては、まだ交渉中ということで、昨年と同社南九州電力所での交渉時の回答に比べて進展している様子はありません。2や4に関しては、同社が国交省に提出している堆砂処理計画に基づいて実施していくと述べ、私たちの要求は断りました。私たちは、堆砂処理計画が完了したとしても、県道の冠水被害は無くならないし、770万 $\text{m}^3$ 以上の土砂がダム湖に残り、実際の昭和56(1981)年当時の堆砂量244千 $\text{m}^3$ には到達し得ないことを追求しました。同席した仁比聡平参議院議員(当時)も「今年の対策をどうするか報告すること。堆砂量が減らないのは構造的な問題があるのではないか。また、荒瀬ダム撤去のメリットが失われつつあることが分かった」と発言しました。交渉の後半、電源開発は、「今のところ撤去は考えていない」と含みを持たせた発言をしたり、ダム直下に撤去した土砂を置くことは「助かる」と発言したりしました。

翌6日の国交省本省での国交省職員との交渉では、国交省から「電源開発を指導助言している。堆砂の除去量も増加している。様子を見たい」という発言に対して、私たちからは(芦北町の吉尾・簸瀬地区は)道路冠水で陸の孤島になる。逃げられる道路を確保すべき。ダム直下への置き土は電源開発も「助かる」と言っている。砂利がないと鮎の産卵場もなくなると言って、漁協や漁民も求めている。実施すべき」と発言しました。また、土砂撤去の基準は、電源開発の言う「昭和56年相当河床」ではなく昭和56年当時の河床だと迫りました。

問い合わせ先：

氏名	土森 武友	電話	080-3999-9928	メールアドレス	tsuchi_tk@ybb.ne.jp
----	-------	----	---------------	---------	---------------------

ダムによる冠水は自然現象ではなく、人災です。ダムが出来る前は、このような冠水被害はありませんでした。私たちは、今後も、国交省、電源開発を粘り強く追及していく予定です。

8月には、瀬戸石ダム下流の荒瀬ダム跡の下流域から瀬戸石ダム下流域までの球磨川の川岸の砂利や礫の大きさに着目した調査活動を行いました。

調査によって分かったのは、瀬戸石ダムに近づけば近づくほど小さな砂利や石が減って、大きな石ばかりになっていくということです。

ダムが無かった頃の球磨川では、鮎の産卵に適しているのは直径3センチメートル前後の小砂利がたくさんあり、鮎の産卵場所もいたるところにあったそうです。海も砂礫の供給により、砂干潟が広がっていました。

荒瀬ダムが撤去されたことによって、荒瀬ダム湖にたまっていた土砂が下流や八代海に供給されましたが、上流の瀬戸石ダムから供給されるのは、砂利や礫ではなく、泥であるため、瀬戸石ダム下流の河原は大きな石ばかりが目立つ粗粒化（アーマー化）が進行し、浮石が多かった河原の礫の周りには泥が堆積し、河原には、草本が繁茂しつつあります。

昨年度、瀬戸石ダムを管理運営する電源開発は「通砂/排砂」処理により、例年にない量の土砂を下流に流下させたと言っていますが、鮎の産卵や他の生物の多様性増加に不可欠な砂礫や河口干潟の維持に必要な砂の供給には遠く及びません。本来なら下流に供給されるはずである瀬戸石ダム湖の堆積土砂はすべて下流に戻すべきです。

この調査結果を受け、私たちは8月26日、国交省に環境調査と下流への土砂還元を早急に行うよう対策を実施するよう要請しました。

（子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会ニュースレター第61号からの抜粋及び加筆修正）

団体名	子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会		
対象事業名	(国営)川辺川ダム治水代替案 (県営)荒瀬ダム (電源開発)瀬戸石ダム		
事業地名	熊本県相良村・八代市・球磨村	事業者	国土交通省・熊本県・電源開発

## 川辺川ダム中止後の球磨川の治水代替案はどうなっているのか

2008年9月、蒲島知事が川辺川ダム建設反対を表明して11年が経過した。ダム中止後の治水対策を考える球磨川治水対策協議会で、川辺川ダムの治水代替案が今も決まらないことについて、「川辺川ダムがやはり必要だ」との県議の発言も聞かれるようになった。しかし、治水代替案が決まらない理由は、同協議会が、長期的な水系の整備方針である河川整備基本方針の目標流量(人吉地点毎秒7000トン)クラスの過大な治水対策を実質上検討している点にある。

### ●現状とはかけ離れた過大な治水対策案を検討

球磨川では、当面(概ね20~30年の間)の具体的な河川整備の内容等を定める河川整備計画が策定されていない。しかし、2009年の「ダムによらない治水を検討する場」の設置以降、概ね20~30年の間に整備することは到底不可能だと考えられる過大な治水対策案が検討されてきた。その中には、人吉市の市街地を100mも川幅を拡げる「引き堤」案や、川辺川の川幅を200~250mも拡げる「引き堤」案も含まれている。しかし、過去に人吉市内で堤防が決壊したことはなく、過去最大の毎秒5400トンが流下した1982年7月洪水も堤防を越えることはなかった。



### ●組み合わせ治水案を公表した第9回会合

同協議会の第9回会合が6月7日に人吉市であり、国交省は球磨川を6区間に分けて複数の対策を組み合わせる10案を提示した。相変わらず開催は住民に伝えられず、今回は傍聴さえできなかった。国交省のホームページに掲載された第9回会合の資料を見ると、人吉市は100mの「引き堤」、球磨川川辺川の上流部は大規模な「河道掘削」をするなど複数の対策を組み合わせた案を提示している。しかしそれら10の組み合わせ案は、いずれも実質上、河川整備基本方針クラスの過大な洪水を前提とした過大な治水対策案である。例えば相良村役場前の夫婦橋は、現状70mの川幅を左岸側の台地を180mも掘削して川幅を広げ、川幅を250mとし、夫婦橋も250mの橋にかけ替えることになっている。そのような過大な治水対策案を住民は誰も知らないし、望んでもいないし、容認できるものではない。

国土交通省の思惑としては、「大規模な川の拡幅は容認できない」「それらの組み合わせ案では時間も費用も掛かりすぎる」ということで、川辺川ダム容認の意見を地元首長から出させたいのではないかと考えられる。

### ●荒瀬ダム撤去と瀬戸石ダム問題

2012年に始まった荒瀬ダムの撤去工事は完了した。ダムの基礎の高さの分、川床が大きく低下し、球磨川の流下能力も大幅に向上し、球磨川と八代海の環境も大きく改善した。瀬戸石ダムは2014年に水利権が更新され、次の水利権更新は2034年である。瀬戸石ダム撤去に向け、運動を絶やしてはならない。

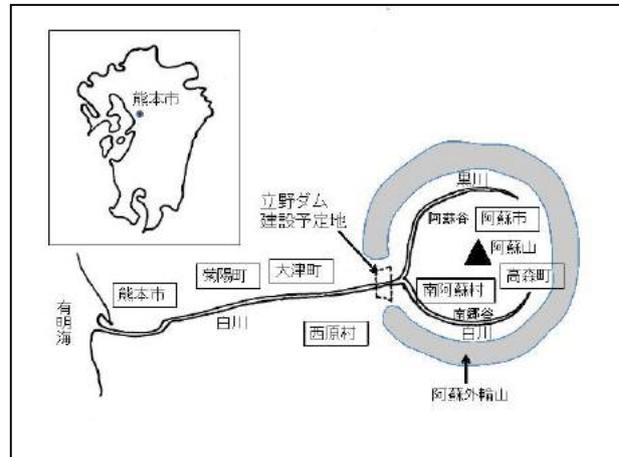
問い合わせ先: 熊本市西区島崎4-5-13 中島康 <http://kawabegawa.jp/>

氏名	中島康(代表)	電話	090-2505-3880	メールアドレス	bee187524@sgr.bbiiq.jp
----	---------	----	---------------	---------	------------------------

団体名	立野ダムによらない自然と生活を守る会		
対象事業名	(国営)立野ダム		
事業地名	熊本県 南阿蘇村・大津町	事業者	国土交通省

### 立野ダム建設の概要と進捗状況

立野ダムは、阿蘇外輪山の唯一の切れ目である立野峡谷に国土交通省が建設中の、高さ 90mの洪水調節専用の「穴あきダム」である。ダム下部に設けられた3つの穴（高さ5m×幅5m）から通水し、普段は水をためないとされる。1983年に事業が開始され、ほとんど進捗していない状態だったのが、皮肉にも当時の民主党政権が進めた2012年のダム事業検証で本格的に動き出した。2016年4月の熊本地震ではダム予定地周辺の大半が大規模に斜面崩壊を起こしたが、2018年8月に同省はダム本体工事に着手。同省は2022年度の立野ダム完成をめざすとしている。917億円の総事業費が大幅に膨らむことが懸念される。



#### ●立野ダムは災害をひき起す

立野ダムは、建設予定地が崩れやすい火山性の地質であること、活断層が存在する地帯であること、洪水時に流木や土砂によりダム下部に設けられる幅5mの穴がふさがり洪水調節できなくなること、ダム満水時に土砂崩壊が起こればダム津波が下流を襲うなどの危険性が指摘されてきた。流域住民は、立野ダムが災害をひき起すことを想定し、2013年10月から2018年1月まで9回にわたり国土交通省に公開質問状を提出し、立野ダム説明会の開催を求めてきたが、同省は「回答せず」「説明せず」の姿勢を続けている。

#### ●白川の河川整備計画の変更

10月16日の熊日新聞に「白川水系河川整備計画（変更原案）を公表した」との、国交省と県からの小さな新聞広告が掲載された。同計画の大きな変更点は、白川の流下能力を現行の毎秒2000トンから毎秒2400トンに引き上げる点である。国交省は、流域7か所で説明会を開き、変更原案への意見も募集するとしている。整備計画の中には、現在建設中の立野ダムも含まれている。「危険な立野ダム建設は整備計画から外すべきだ」との意見をたくさん出す必要がある。

説明会では、国交省が約40分間、変更計画のパンフを読み上げた後、1時間20分ほど質疑があった。立野ダムについての質問に対して国交省は「立野ダム工事事務所から担当者は出席していないので答えられない」「立野ダムは今回変更した分には入っていないので説明しない」「立野ダムはきちんとした手続きを経て進めている」「うかがった点は立野ダム工事事務所に伝える」等の答弁しかなかった。



立野ダム本体建設地 2019年9月15日

問い合わせ先：熊本市東区湖東 2-11-15 緒方紀郎 <http://stopdam.aso3.org/>

氏名	緒方紀郎（事務局）	電話	090-5730-6763	メールアドレス	ogthawks7@ybb.ne.jp
----	-----------	----	---------------	---------	---------------------

団体名	石木ダム建設絶対反対同盟		
対象事業名	石木ダム		
事業地名	長崎県東彼杵郡川棚町	事業者	長崎県と佐世保市

## ◆ 2019年(度)の反対運動の主な流れ

### ① 付け替え道路工事(第4次)に対する座り込み抗議行動

#### ▶ 工事現場での座り込み抗議行動 ～ 現在まで継続中

座り込み抗議行動は2010年から2019年10月末で9年半を経過した。

2010年から始まった県道付け替え道路工事は、石木ダム建設絶対反対同盟と支援者の阻止行動により何度も中断や年度工期切れ等で進展しなかった。現在行われているのは、2016年度から始まった第4次の行動である。2016年4月4日から監視座り込みを再開し、2016年7月25日からは本格的な座り込み抗議行動をとり現在まで継続中である。

長期にわたる阻止行動は、2018年4月頃から工事個所の広がりと共に抗議行動へ移行した。作業現場での抗議の座り込みは2019年10月末で730日を越えた。

現在、工事は阻止できない状況になっているが、進捗には影響があるらしい。県は2019年9月30日に長崎市で開かれた県公共事業評価監視委員会で、工期を3年延長しダム完成目標を2025年度にする件を諮問し、了承された。これで9回目の工期延長となる。



### ② 長崎県収用委員会が石木ダム全用地を収用裁決

▶ 長崎県収用委員会は、2019年5月21日宅地を含む未買収地計約12万平方メートル(石木ダム全用地)の明け渡しを裁決したことが報道される(5/22) — 何故かNHKだけが知っていた? 明け渡し期限は建物がない土地が9月19日、建物がある土地が11月18日としている。が、動じる者はなく、期限までに明け渡す者もいない。土地家屋等に関する補償金を受け取る者もなく、補償金は9月中に法務局へ供託された。これから先、補償金を受取っていないのに所得税、町県民税、国民健康保険税など各種の税の納税義務が生じる。それに伴い医療費も負担が増加し、日常の生活さえも不利益を受けることになる。ダム建設では、13世帯もの生活用財産を強制的に収用した例はないと聞く。これから土地収用法が実践されたことがない未知の領域に入っていくが、あらゆる不利益が石木

ダム関係住民にのしかかってくると思われる。土地収用法は悪法であるが、明らかに日本国憲法違反でもある。

### ③石木ダム事業認定処分取消請求事件

#### ※福岡高等裁判所へ控訴

2018.7.23 原告106名

- ・第1回口頭弁論 2018.12.19
- ・第2回口頭弁論 2019.03.11
- ・第3回口頭弁論 2019.07.03 結審
- ・判決予定日 2019.11.29



### ④石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件

2017.3.6 提訴 長崎地裁佐世保支部 原告608名

- ・第9回口頭弁論(2019.01.15)
- ・第10回口頭弁論(2019.03.12)
- ・進行協議(2019.04.22)
- ・第11回口頭弁論(2019.06.04)
- ・第12回口頭弁論(2019.07.17)証人尋問
- ・第13回口頭弁論(2019.11.18)結審予定

### ⑤世論喚起の活動(支援団体等の活動と共に)

#### ○県内の支援団体が力強い活動を継続中・石木ダム建設反対連絡会も再開

- ・石木川まもり隊(佐世保市)
- ・水問題を考える市民の会(佐世保市)
- ・石木川の清流を守り川棚川の治水を考える町民の会(川棚町)
- ・石木ダム建設に反対する川棚町民の会(川棚町)
- ・石木川の清流とホテルを守る市民の会(長崎市)
- ・いしきを学ぶ会(長崎市)

上記6団体に現地の石木ダム建設絶対反対同盟を加えた7団体で、石木ダム建設反対連絡会を組織し、2017年1月11日(第58回)以降休眠していた連絡会を2019年5月13日(第59回)に再開した。連絡会会議は定期的を開催して活動の連絡調整を図っている。

#### ・「強制収用」の取り下げを求める県庁抗議行

2019年7月30日 10:00~16:00

約230名集結 連絡会7団体中心に集結

#### ・中村法道長崎県知事

と地元関係住民5年ぶりに会合

2019年9月19日 10:15~12:30

地元住民約50名参加

連絡会団体後方支援



問い合わせ先:長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷1249番地1

氏名	岩下 和雄	電話	0956-82-345 3	メールアドレス	E-mail:k-iwashita@road.ocn.ne.jp
----	-------	----	------------------	---------	----------------------------------

## 討議資料の目次

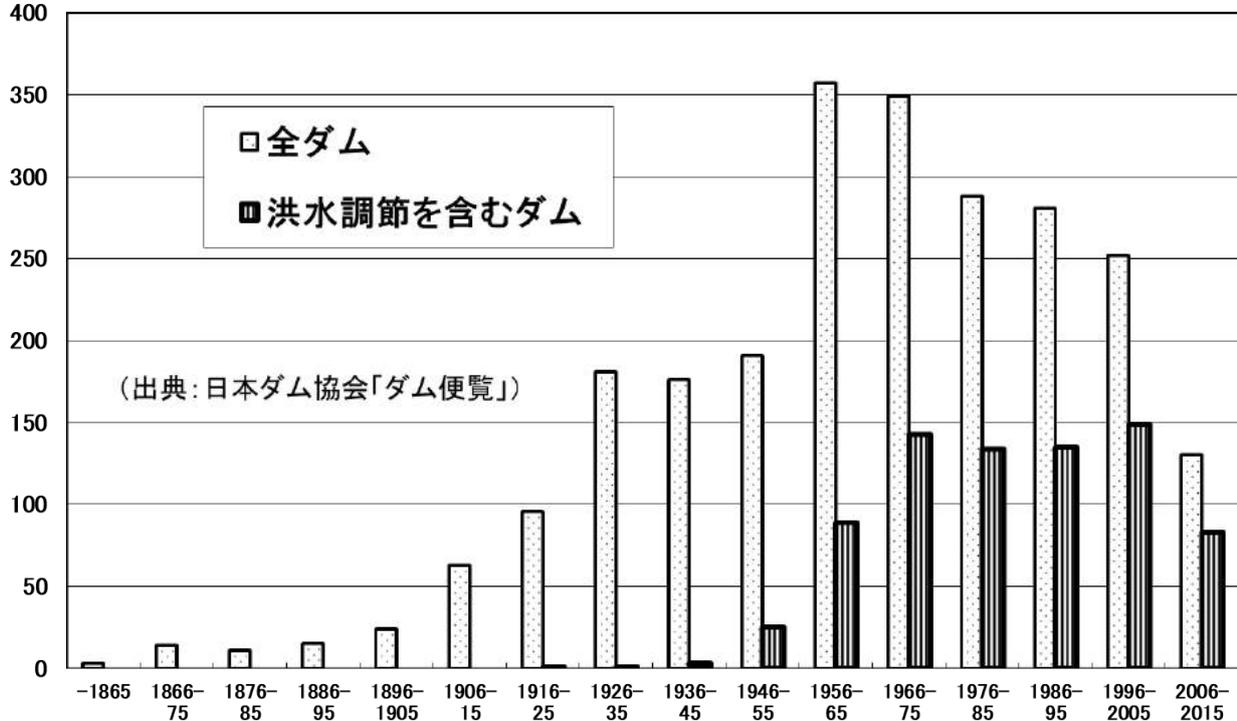
<b>I</b>	<b>ダムをめぐる経過と現状</b>	
1	ダム建設の経過	1
2	ダム予算	1
3	ダム事業の動向	2
4	ダム見直しの経過	3
<b>II</b>	<b>利水問題</b>	
1	減り続ける都市用水	9
2	厚生労働省も認識している水道用水の大幅減少	11
3	各都市の水需要架空予測を容認する厚生労働省の矛盾	12
4	ダムが完成すると、架空予測の取りやめ	13
5	指定水系フルプラン（水資源開発基本計画）の延命策	15
<b>III</b>	<b>治水問題</b>	
1	<b>2019年の台風19号豪雨問題</b>	
1-1	人的・物的被害の状況	17
1-2	堤防決壊箇所	18
1-3	台風19号の降水量	21
1-4	千曲川の氾濫	22
1-5	ダムの緊急放流	24
1-6	続けて来る洪水には対応能力が大きく低下するダム	27
1-7	八ツ場ダムは本当に利根川の氾濫を防いだのか？	29
2	<b>ダムによる治水の幻想</b>	34
3	<b>今後進めるべき治水対策の柱</b>	
3-1	耐越水堤防工法の普及を！	36
3-2	流域治水（建築規制、立地規制をも行う治水対策）の推進を！	39
<b>IV</b>	<b>水道等の民営化問題</b>	
1	水道法の改正と施行	41
2	浜松市・西遠流域下水道事業の一部民営化	41
3	水道・工業用水道・下水道の一部民営化を2022年から行う宮城県	43
4	浜松と宮城の事例を見て言えること	44
5	私たちが取り組むべきこと「市民が参加できる制度への改善を！」	45
	<b>【参考】日本ダム問題の経過と現状</b>	47

# I ダムをめぐる経過と現状

## 1 ダム建設の経過

ダム建設の基数は1956～75年（昭和30～40年代）をピークとして減ってきているが、今もかなりの数のダムが造られ続けてきている。

ダムの基数 日本における竣工年度別のダムの基数（計2,451基）



## 2 ダム予算

全国のダム予算の基数

	2009年度	2019年度
直轄ダム	51	30
水資源機構ダム	7	6
補助ダム	93	34
計	151	70

国土交通省のダム予算のダム基数は2009年度の151基から2019年度の70基へと、半分以下になりました。

新規ダムの計画がほとんどなくなり、建設中のダムが完成していく一方で、中止になるダムが出てきたことによるものです。

ダム予算は2005年度4,356億円、2010年度3,341億円、2019年度2,773億円と推移してきています。

全国のダム予算の推移

(億円)

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
直轄ダム・水資源機構ダム	3,187	3,181	3,092	3,001	2,875	2,569	2,374	1,889	1,992	1,980	2,135	2,180	2,035	2,214	2,277
補助ダム	1,169	1,092	1,043	869	921	772	689	643	545	572	652	684	521	507	497
計	4,356	4,274	4,135	3,870	3,795	3,341	3,063	2,532	2,537	2,552	2,787	2,864	2,556	2,720	2,773

〔注1〕利水者負担金を含む予算を示す。ただし、2005～2009年度の補助ダムの利水者負担金は推定で加算した。

〔注2〕直轄ダム・水資源機構ダムの予算は直轄堰堤改良事業と直轄堰維持事業を含む。

### 3 ダム事業の動向

#### (1) ダムの検証状況

検証が終了していないダム等事業

水資源機構事業：木曾川水系連絡導水路

補助ダム：角間ダム（長野）、大島ダム（岐阜）、水無瀬生活貯水池（岐阜）

検証終了の80ダムのうち、中止ダムは25ダムで、31%の割合ですが、このことはダム検証に意味があったことを示すものではありません。ダム検証で中止となったダムの最近の予算額を見ると、ゼロか数千万円以下にとどまっていて、事業推進の意欲が低いものが大半を占めています。

すなわち、中止ダムの大半はダム事業者の意向によって中止になったのであって、適切な検証が行われた結果によるものではありません。

ダム反対運動の高まりで中止になったダムとしては、群馬県の倉淵ダム、兵庫県の武庫川ダム、熊本県の五木ダムなどがあります。滋賀県の北川ダムは嘉田由紀子・前知事のリーダーシップによって中止になりました。滋賀県の丹生ダムは淀川水系流域委員会の意見書が中止の大きな要因になりました。

#### ダムの検証状況（2019年10月現在）

	検証対象ダム	検証終了ダム		検証中のダム
		推進	中止	
直轄ダム・水資源機構ダム	31	24	6	1
道府県ダム(補助ダム)	53	31	19	3
計	84	55	25	4

(検証終了ダム：国交省の対応方針が出たダム事業)

#### (2) 中止ダム

1996年度以降に中止になったダムは141基になっています。ダム反対運動の結果として中止になったダムも少なからずあります。

#### 中止になったダムの数（国土交通省関係）

(2019年10月現在)

中止年	直轄・水機構ダム	補助ダム	計	中止年	直轄・水機構ダム	補助ダム	計
1997年度	2	2	4	2009年度	1	1	2
1998年度	0	6	6	2010年度	1	1	2
1999年度	0	7	7	2011年度	0	1	1
2000年度	0	0	0	2012年度	2	5	7
2001年度	12	35	47	2013年度	2	9	11
2002年度	0	8	8	2014年度	0	2	2
2003年度	6	8	14	2015年度	1	0	1
2004年度	3	7	10	2016年度	0	3	3
2005年度	1	2	3	2017年度	1	0	1
2006年度	0	6	6	2018年度	0	0	0
2007年度	0	4	4	2019年度	0	0	0
2008年度	0	2	2	計	29	106	141

## ○ 中止ダムのダム名 別表 1

### (3) 進行中のダム (検証中のダム等の事業を含む)

#### ○ 直轄ダム・水資源機構ダムで進行中のダム 別表 2

#### ○ 補助ダム (道府県ダム) で進行中のダム 別表 3

## 4 ダム見直しの経過

### (1) ダム等審議委員会 (1995 年度～)

ダム等審議委員会は建設省の通達により、1995 年度から試行として始まり、13 の事業に委員会が設置され、その他に細川内ダムにも設置の予定でしたが、木頭村の反対で設置されませんでした。1998 年度からの公共事業再評価制度の開始により、新たな審議委員会は設置されなくなりました。

細川内ダムを含めた 14 事業のうち、次の 7 事業がその後の経過もあって中止になっています。

小川原湖総合開発事業 (青森)、渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業 (栃木等)、矢作川河口堰 (愛知)、紀伊丹生川ダム (和歌山)、高梁川総合開発事業 (岡山)

吉野川第十堰 (徳島)、川辺川ダム (熊本)。ただし、吉野川第十堰と川辺川ダムは中止の法的措置がまだ取られていない。

細川内ダム (審議委員会が設置されなかった)

### (2) 公共事業の再評価制度 (1998 年度～)

1998 年度から総理大臣の指示で始まった公共事業再評価制度の中で、ダム事業の再評価が行われ、一部の事業は休止・中止の措置がとられるようになりました。2002 年度からは「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(政策評価法)が施行されたので、同法によって再評価が行われることになりました(事業費 10 億円以上の事業を対象)。

評価対象事業は、事務局(地方整備局と都道府県)に設置された評価監視委員会の審議を受けることになっていますが、その実態はいくつかのダム事業をわずか一回の会議で審議するもので、事務局の評価案がほとんどフリーパスで通る仕組みになっています。

### (3) 与党三党の中止勧告 (2000 年度)

2000 年 8 月末に自民・公明・保守党は政府に 233 の公共事業の中止を勧告しました。

ダム事業の中止勧告：34 ダム

直轄ダム 12、公団ダム 2 (ただし、思川開発は分水の中止)、補助ダム 20

そのうち、直轄の清津川ダム(新潟)、山鳥坂ダム(愛媛)を除く 32 ダムは 2001 年度から中止、清津川ダムは 2003 年度から中止、

山鳥坂ダムは中止されず、ダム検証で 2013 年 1 月に事業継続となりました。

### (4) 行政関わったダム見直し (2000 年～)

#### 1) 長野県の脱ダム宣言

田中康夫長野県知事が 2001 年 2 月に「脱ダム」宣言を行い、長野県営ダムの中止方針を発表しまし

た。県営ダムごとに治水・利水等ダム検討委員会が設置され、ダムの必要性について議論が積み重ねられました。対象になったダムは次のとおりです。

信濃川水系 浅川ダム、清川治水ダム、角間ダム、黒沢ダム

天竜川水系 下諏訪ダム、駒沢ダム、蓼科ダム、郷土沢ダム

浅川ダムは村井仁知事になって推進の方針が変わり、2016年度に完成しました。角間ダムはダム検証中ですが、中止になると予想されます。その他のダムは中止になりました。

田中知事時代には大仏（おおぼとけ）ダム（信濃川水系碓氷川（すすきがわ））も2000年に中止されています。

田中知事時代には9つのダム事業がありましたが、脱ダム宣言により、浅川ダムを除く8ダムは中止されたか、中止の方向にあります。

## 2) 淀川水系流域委員会

2003年1月 淀川水系流域委員会がダムを原則として建設しない提言を提出

2008年4月 淀川水系流域委員会が淀川水系河川整備計画原案に対する意見書を提出

「川上ダム、大戸川ダム、天瀬川ダム再開発、丹生ダムの実施を河川整備計画に位置付けることは適切ではない。」として、余野川ダムを含めて5ダムの中止を求めました。

対象5ダムの現状

余野川ダム：2008年に国土交通省が中止方針、2011年12月13日にダム基本計画を廃止

天ヶ瀬ダム再開発：2013年7月に工事着手。想定外の脆弱な地層に遭遇したため、2017年4月に事業費を430億円から590億円に増額し、完成を2021年度末に延期。

川上ダム：ダム検証で2014年8月に事業継続が決定し、2019年9月に本体工事着工（伊賀市民が反対運動を展開中）。

丹生ダム：ダム検証で2016年8月に中止が決定

大戸川ダム：ダム検証で2016年8月に事業継続が決定。ただし、事業実施には淀川水系河川整備計画の変更が必要。

## 3) 川辺川ダムの経過

2000年4月に就任した潮谷義子・熊本県知事は川辺川ダム計画に懐疑的な姿勢を示し続けました。この知事の姿勢と、球磨川流域での反対運動の盛り上がり、住民討論集会での白熱した議論の展開、川辺川農業利水裁判の控訴審での勝訴、漁業権等に関する収用委員会での闘いなどにより、川辺川ダム中止の機運が大いに高まりました。

2008年8月には、ダムサイト予定地である相良村の徳田正臣村長と、川辺川ダムの最大の受益地とされていた人吉市の田中信孝市長が相次いで川辺川ダム反対の意思を表明しました。それを受けて同年9月に蒲島郁夫・熊本県知事が川辺川ダム計画の白紙撤回を求めました。

2009年9月に前原誠司国交大臣が川辺川ダムの中止方針を発表しました。

川辺川ダムなしの球磨川水系河川整備計画が策定されてから、川辺川ダム基本計画の廃止の手続きが取られるので、法的には川辺川ダムはまだ中止されていません。

## (5) ダム検証（2010年度～）の経過

### 1) ダム検証の始まり

2009年9月の政権交代に伴い、国土交通大臣に就任した前原誠司氏は全国で事業中の144ダムの見直

しを明言しました。それを受けてダム検証を行うことになり、同年11月に国土交通省に「今後の治水のあり方に関する有識者会議」が設置され、同有識者会議がダム検証の手順と基準を定めることになりました。しかし、委員9人から成る同有機者会議はダム懐疑派の専門家が一切排除されたこと、さらに非公開の会議であったことにより、その後、国土交通省の思惑通りにダム事業推進の方向に進むことになりました。

2010年9月27日に同有識者会議は、ダム事業見直しの評価基準や検証手続きに関する「中間とりまとめ」を国土交通大臣に提出しました。この「中間取りまとめ」に基づいて作成された「再評価実施要領細目」に沿ってダム事業の検証を行うことを翌日、9月28日に国土交通大臣は各地方整備局に指示し、道府県知事に要請しました。これにより、本体工事着手済みのダム事業等を除き、全国で84のダム事業の検証が行われることになりました。

2011年3月からダム事業者の検証報告が上記の有識者会議にかけられ、その答申を受けて、国土交通省が対象ダムについて継続または中止の方針を決定してきています。

## 2) ダム検証の問題点

### ① 多くのダム事業を検証対象から除外

ダム検証では、本体工事着手済みのダム事業、本体工事駆け込み契約済みのダム事業、既存施設機能増強のダム事業を対象外としたため、早々に60のダム計画に事業推進のお墨付きを与えてしまいました。

- ・本体工事駆け込み契約：新内海ダム（香川県）、路木ダム（熊本県）、浅川ダム（長野県）等
- ・本体工事着手済み：当別ダム（北海道）、湯西川ダム（関東地方整備局）等
- ・既存施設機能増強：天ヶ瀬ダム再開発（近畿地方整備局）、鹿野川ダム改造（四国地方整備局）等

### ② ダム検証の欺瞞性

- ・ダム事業者自らの検証であり、真のダムの見直しができるはずがありません。
- ・「関係地方公共団体からなる検討の場」が設置され、その意見を聞いてダム検証が進められました。関係地方公共団体のほとんどはダム事業者の意向にそってダム推進を強く主張しました。
- ・ダム事業の見直しを求める市民は検証作業から実質的に排除されました。公聴会やパブリックコメントで意見を形式的に聞くだけでした。
- ・ダム検証の内容はダム案が圧倒的に有利となる枠組みの中でダム案と非ダム案の比較を行うものですから、ダム事業者がダム見直しの意図を持っていない限り、中止の検証結果が出るものではありませんでした。

## 3) 検証が終了した注目ダムはほとんどが継続へ

検証が終了した注目ダムはほとんどが継続となりました。

継続となった注目ダム

直轄ダム、水資源機構ダム

八ッ場ダム、足羽川ダム、サンルダム、立野ダム、平取ダム、成瀬ダム、山鳥坂ダム、設楽ダム、川上ダム、霞ヶ浦導水事業、利賀ダム、城原川ダム、大戸川ダム、思川開発事業（南摩ダム）、・・・  
補助ダム

五ヶ山ダム、最上小国川ダム、築川ダム、厚幌ダム、石木ダム、安威川ダム、内ヶ谷ダム、平瀬ダム、・・・

別表 1

## 中止になったダム事業(国土交通省関連) 太字は住民運動も影響したと考えられるダム

(2019年10月現在)

1997年度から	1998年度から	1999年度から
〔直轄事業〕 日橋川上流総合開発(福島) <b>稲戸井調節池総合開発(茨城)</b>  〔補助事業〕 水原ダム(福島) 伊久留川ダム(山形)	〔補助事業〕 日野沢ダム(岩手) 乱川ダム(山形) 満名ダム(沖縄) 明戸生活貯水池(岩手) 芋川生活貯水池(新潟) 仁井田生活貯水池(高知)	〔補助事業〕 白老ダム(北海道) 丸森ダム(宮城) 河内ダム(石川) 所司原ダム(石川) トマム生活貯水池(北海道) 梅津生活貯水池(長崎) 七ツ割生活貯水池(熊本)
2000年度から	2001年度から(続)	2003年度から
〔直轄事業〕 <b>千歳川放水路事業(北海道)</b> ただし、河川事業	〔補助事業〕 <b>大仏ダム(長野)</b> 飛鳥ダム(奈良) 関川ダム(広島) 中部ダム(鳥取) 木屋川ダム(山口) 多治川ダム(香川) 寒田ダム(福岡) 轟ダム(長崎) 白水ダム(沖縄) 黒沢生活貯水池(岩手) 正善寺生活貯水池(新潟) 池川生活貯水池(富山) 大村川生活貯水池(三重) 桂畑生活貯水池(三重) 手洗生活貯水池(宮崎) アザカ生活貯水池(沖縄) 渡嘉敷生活貯水池(沖縄) 中野川生活貯水池(新潟) 山神生活貯水池再開発(福岡) 赤木生活貯水池(熊本) 竹尾生活貯水池(山口) 北松野生活貯水池(静岡) 丹南生活貯水池(兵庫)	〔直轄事業〕 <b>小川原湖総合開発事業(青森)</b> <b>渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業(栃木)</b> <b>清津川ダム(新潟)</b> <b>紀伊丹生川ダム(和歌山)</b> 高梁川総合開発事業(岡山)  〔公団事業〕 栗原川ダム(群馬)  〔補助事業〕 入川ダム(新潟) 湯道丸ダム(富山) 黒川ダム(富山) 伊勢路川ダム(三重) 南丹ダム(京都) 中山川ダム(愛媛) 大谷原川生活貯水池(茨城) 大原川生活貯水池(岡山)
2001年度から		
〔直轄事業〕 <b>川古ダム(群馬)</b> <b>印旛沼総合開発(千葉)</b> <b>江戸川総合開発(東京)</b> <b>荒川第二調節池総合開発(埼玉)</b> <b>木曾川導水(愛知)</b> <b>矢作川河口堰(愛知)</b> <b>細川内ダム(徳島)</b> 矢田ダム(大分) 猪牟田ダム(大分) 高遊原地下浸透ダム(熊本)  〔公団事業〕 平川ダム(群馬) <b>思川開発(栃木)</b> <b>〔大谷川分水・行川ダム〕</b>  〔補助事業〕 <b>松倉ダム(北海道)</b> 長木ダム(秋田) 北本内ダム(岩手) <b>新月ダム(宮城)</b> 久慈川ダム(福島) 緒川ダム(茨城) 小森川ダム(埼玉) 片貝川ダム(富山) <b>大野ダム(埼玉)</b> 追原ダム(千葉) 芦川ダム(山梨) 羽茂川ダム(新潟)	2004年度から	
	2002年度から	
	〔補助事業〕 外面ダム(福島) 百瀬ダム(富山) 宮川内谷川総合開発(徳島) 雄川生活貯水池(群馬) 笹子生活貯水池(山梨) 片川生活貯水池(三重) 美里生活貯水池(和歌山) 黒谷生活貯水池(徳島)	〔直轄事業〕 土器川総合開発(香川) 座津武ダム(沖縄)  〔公団事業〕 戸倉ダム(群馬)  〔補助事業〕 <b>東大芦川ダム(栃木)</b> <b>佐梨川ダム(新潟)</b> 釈迦院ダム(熊本) 新田川ダム(福島) 磯崎ダム(青森) 高浜生活貯水池(熊本) 三用川生活貯水池(新潟)
2005年度から	2006年度から	2007年度から
〔直轄事業〕 <b>木曾川流水総合改善事業(岐阜)</b>  〔補助事業〕 西万倉生活貯水池(山口) 福田川生活貯水池(京都)	〔補助事業〕 清瀧ダム(福岡) 中村ダム(青森) 真木ダム(秋田) <b>下諏訪ダム(長野)</b> <b>蓼科ダム(長野)</b> 清川治水ダム(長野)	〔補助事業〕 姫戸ダム(熊本) 吹山ダム(宮崎) 大室川生活貯水池(栃木) 八鹿生活貯水池(兵庫)
2008年度から	2009年度から	2010年度から
〔補助事業〕 男川ダム(愛知) 村松ダム(長崎)	〔直轄事業〕 <b>余野川ダム(大阪)</b>  〔補助事業〕 芹谷ダム(滋賀)	〔直轄事業〕 上矢作川ダム(岐阜)  〔補助事業〕 郷士沢生活貯水池(長野)
2011年度から	2013年度から	2014年度から
〔補助事業〕 奥間ダム(沖縄)	〔直轄事業〕 <b>戸草ダム(長野)</b> 荒川上流ダム再開発(埼玉)	〔補助事業〕 猿川ダム(佐賀) 榎尾川ダム(大阪)
2012年度から		2015年度から
〔直轄事業〕 七滝ダム(熊本) <b>吾妻川上流総合開発(群馬)</b>  〔補助事業〕 大和沢ダム(青森) 大多喜ダム(千葉) <b>武庫川ダム(兵庫)</b> 奥戸生活貯水池(青森) 大谷川生活貯水池(岡山)	〔補助事業〕 タイ原ダム(沖縄) 常浪川ダム(新潟) <b>北川ダム(滋賀)</b> <b>五木ダム(熊本)</b> <b>晒川生活貯水池(新潟)</b> <b>黒沢生活貯水池(長野)</b> <b>駒沢生活貯水池(長野)</b> <b>柴川生活貯水池(徳島)</b> <b>布沢川生活貯水池(静岡)</b>	〔直轄事業〕 <b>利根川上流ダム群再編(群馬)</b>  2016年度から
2017年度から		〔補助事業〕 津付ダム(岩手) <b>倉瀬ダム(群馬)</b> <b>増田川ダム(群馬)</b>
〔機構事業〕 <b>丹生ダム(滋賀)</b>		

2012年度以降の  
中止ダムはダム検  
証の対象である  
(大阪府の榎尾川  
ダムを除く)。

## 別表2

直轄ダム・水資源機構ダムの予算(2009～2019年度)

	事業主体	事業施設名	総貯水容量 (千m <sup>3</sup> )	当初予算(百万円)										
				2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
1	北海道開発局	幾春別川総合開発 新桂沢ダム	147,300	5,444	2,405	823	947	3,081	2,728	1,858	4,452	7,865	10,001	16,165
2		幾春別川総合開発 三笠ほんべつダム	8,620											
3	北海道開発局	沙流川総合開発(平取ダム)	45,800	2,100	399	391	611	3,372	4,641	4,116	5,350	6,019	3,850	4,732
4	北海道開発局	サンルダム	57,200	2,370	1,166	1,057	409	3,046	3,336	6,355	5,662	5,181	5,580	--
5	北海道開発局	雨竜川ダム再生	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	111	355
6	東北地整	成瀬ダム	78,700	2,290	2,726	1,960	1,015	3,734	4,292	2,205	6,085	6,959	7,000	16,010
7	東北地整	鳴瀬川総合開発(筒砂子ダム、漆沢ダム再編)	45,700	155	155	175	263	247	1,045	1,002	1,323	1,332	1,332	1,392
8	東北地整	鳥海ダム	44,100	330	290	209	255	257	975	1,097	2,112	2,126	1,632	2,158
9	東北地整	北上川上流ダム再生	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	101
10	関東地整	霞ヶ浦導水	--	920	650	607	548	449	422	1,139	1,253	1,253	1,150	2,782
11	関東地整	ハツ場ダム	107,500	22,500	15,450	15,284	11,678	9,752	9,931	11,925	22,232	34,611	43,490	28,100
12	関東地整	藤原・奈良俣再編ダム再生	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	101
13	北陸地整	利賀ダム	31,100	2,212	1,875	1,592	1,756	1,836	2,002	2,001	2,001	2,231	2,455	2,760
14	中部地整	大町ダム等再編	--	--	--	--	--	--	--	177	222	223	223	226
15	中部地整	三峰川総合開発(美和ダム再開発)	34,300	555	368	623	727	429	547	559	974	1,063	1,063	1,279
16	中部地整	新丸山ダム	146,350	2,225	930	532	710	1,114	2,346	2,353	3,434	5,118	7,956	8,828
17	中部地整	設楽ダム	98,000	1,990	2,766	3,450	9,999	8,779	3,514	3,774	5,216	6,726	6,726	15,649
18	中部地整	天竜川ダム再編	343,000	965	956	2,078	2,160	621	487	355	435	482	482	488
19	中部地整	矢作ダム再生	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	76	193
20	近畿地整	足羽川ダム	28,700	1,314	701	525	460	3,688	4,806	4,806	5,062	5,239	5,239	7,698
21	近畿地整	大戸川ダム	33,600	500	773	602	1,135	1,541	1,334	1,351	1,351	1,350	1,350	1,412
22	近畿地整	天ヶ瀬ダム再開発	26,280	135	351	1,427	5,035	5,542	6,613	10,400	4,233	3,226	5,370	2,723
23	四国地整	長安ロダム改造	54,278	1,011	1,417	2,977	4,598	4,788	4,031	4,140	6,076	6,994	8,042	6,817
24	四国地整	中筋川総合開発(横瀬川ダム)	7,300	1,711	844	558	773	1,645	1,970	1,823	2,203	5,237	6,732	4,303
25	四国地整	山鳥坂ダム	24,900	1,244	558	201	135	1,776	3,044	2,176	2,786	2,930	2,930	4,052
26	四国地整	鹿野川ダム改造	48,200	1,640	1,609	3,392	3,985	7,324	8,970	7,058	3,367	3,050	2,671	--
27	九州地整	大分川ダム	24,000	2,900	1,556	1,418	1,666	4,526	5,179	9,354	14,393	6,336	5,520	4,254
28	九州地整	川辺川ダム	133,000	2,100	1,650	1,483	2,409	427	427	427	426	426	426	422
29	九州地整	立野ダム	10,100	553	418	371	478	2,832	3,450	3,554	4,198	4,838	4,890	5,702
30	九州地整	本明川ダム	8,600	349	253	127	125	135	851	738	1,256	1,347	1,400	2,077
31	九州地整	鶴田ダム再開発	123,000	1,006	3,220	5,102	8,358	10,734	12,622	11,561	9,500	5,441	--	--
32	九州地整	筑後川水系ダム群連携	--	150	73	80	81	88	81	79	82	231	191	234
33	九州地整	城原川ダム	15,800	255	95	96	96	105	98	96	100	359	530	530
34	水資源機構	思川開発(南摩ダム)	51,000	9,500	4,044	730	1,170	1,472	1,900	1,900	1,796	2,544	2,544	2,544
35	水資源機構	川上ダム	33,000	3,800	1,700	1,010	1,520	1,579	783	1,460	2,181	2,198	2,199	2,199
36	水資源機構	丹生ダム	150,000	620	360	340	320	287	413	298	298	311	384	384
37	水資源機構	小石原川ダム	40,000	8,200	2,800	1,110	1,110	7,208	8,240	8,210	17,525	21,820	39,850	39,850
38	水資源機構	木曾川水系連絡導水路	--	1,800	500	350	290	263	273	263	263	263	263	263
39	水資源機構	早明浦ダム再生	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	300	300
計			--	82,844	53,058	50,680	64,822	92,677	101,351	108,610	137,847	155,329	183,658	187,083

別表3

## 補助ダムの予算額(2009～2019年度)

	事業主体	事業施設名	総貯水容量 (千㎡)	当初予算(百万円)										
				2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
1	北海道	厚幌ダム	47,400	315	265	264	2,418	3,660	4,282	8,504	8,501	2,978	2,945	--
2	北海道	佐幌ダム再生	10,400	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	244
3	青森県	駒込ダム	7,800	469	132	130	330	500	450	220	485	695	895	915
4	岩手県	築川ダム	19,100	1,200	1,095	1,084	500	740	1,210	1,660	1,960	4,758	5,019	3,504
5	宮城県	川内沢ダム	1,790	0	0	0	20	20	400	280	200	230	921	914
6	山形県	最上小国川ダム	2,400	240	204	100	550	550	236	700	900	1,364	1,350	1,216
7	福島県	千五沢ダム再開発	13,000	40	105	330	275	295	660	1,077	1,190	1,490	1,400	753
8	新潟県	奥胎内ダム	10,000	696	1,765	1,897	394	2,145	2,145	2,240	2,190	2,152	1,618	435
9	新潟県	胎内川ダム再開発	17,100											
10	新潟県	儀明川ダム	2,880	40	39	33	50	35	120	90	88	49	98	216
11	新潟県	鶯川ダム	4,700	500	638	1,200	700	742	998	925	1,054	1,433	2,522	3,424
12	福井県	河内川ダム	8,000	1,084	457	453	1,420	1,760	2,125	2,380	2,940	3,125	3,170	2,755
13	福井県	吉野瀬川ダム	7,800	450	310	303	560	560	560	322	430	557	891	1,236
14	長野県	松川生活貯水池再開発	7,450	--	388	582	485	485	685	640	520	519	519	526
15	長野県	角間ダム	2,610	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	岐阜県	内ヶ谷ダム	11,500	140	99	99	448	1,142	1,142	680	1,750	2,955	2,970	2,507
17	岐阜県	水無瀬生活貯水池	1,042	--	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	岐阜県	大鳥ダム	4,720	40	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0
19	三重県	鳥羽河内ダム	4,820	100	34	34	34	34	150	100	530	735	686	596
20	大阪府	安威川ダム	18,000	6,700	5,750	4,000	1,885	2,750	5,000	4,330	6,200	8,000	7,000	7,091
21	島根県	浜田川総合 第二浜田ダム	15,470	2,100	2,225	3,052	3,286	3,829	4,652	4,540	2,000	1,200	1,000	1,925
22	島根県	浜田ダム再開発	4,125											
23	島根県	矢原川ダム	7,000	100	50	40	40	40	341	200	240	226	260	709
24	島根県	波積ダム	3,310	560	346	248	376	376	505	260	302	442	1,159	2,359
25	山口県	平瀬ダム	29,500	2,789	1,044	977	532	934	1,535	3,940	5,460	4,965	4,148	5,448
26	山口県	木屋川ダム再開発	37,820	40	20	20	20	344	344	125	125	100	100	70
27	山口県	大河内川ダム	4,330	247	145	144	319	294	264	160	300	160	160	160
28	香川県	柊川ダム	10,560	294	290	290	1,975	2,375	2,675	2,280	5,200	5,660	6,393	6,534
29	香川県	五名ダム再開発	6,750	40	20	20	20	20	20	9	15	81	211	249
30	香川県	長柄ダム再開発	9,750	40	20	20	20	20	20	9	15	81	211	249
31	高知県	和食ダム	730	304	280	279	763	309	1,979	1,830	1,154	548	470	105
32	高知県	春遠生活貯水池	770	--	20	20	20	53	90	50	140	337	288	233
33	福岡県	五ヶ山ダム	40,200	3,857	4,994	4,627	5,450	7,534	12,536	11,100	6,340	1,400	--	--
34	福岡県	伊良原ダム	28,700	4,599	5,851	5,808	6,899	4,645	3,234	9,810	13,500	2,949	--	--
35	長崎県	石木ダム	5,480	277	300	297	300	840	1,490	920	120	588	763	1,118
36	長崎県	長崎水害緊急 浦上ダム	1,895	1,440	1,580	416	290	305	532	220	337	310	93	114
37	大分県	竹田水害緊急 玉来ダム	4,550	3,787	1,807	151	1,364	1,364	1,000	1,030	1,170	1,970	3,400	4,062
	計		--	32,738	30,273	26,918	31,743	38,700	51,380	60,631	65,356	52,077	50,660	49,667

## Ⅱ 利水問題

### 1 減り続ける都市用水

#### 1-1 減少の一途を辿る水道用水

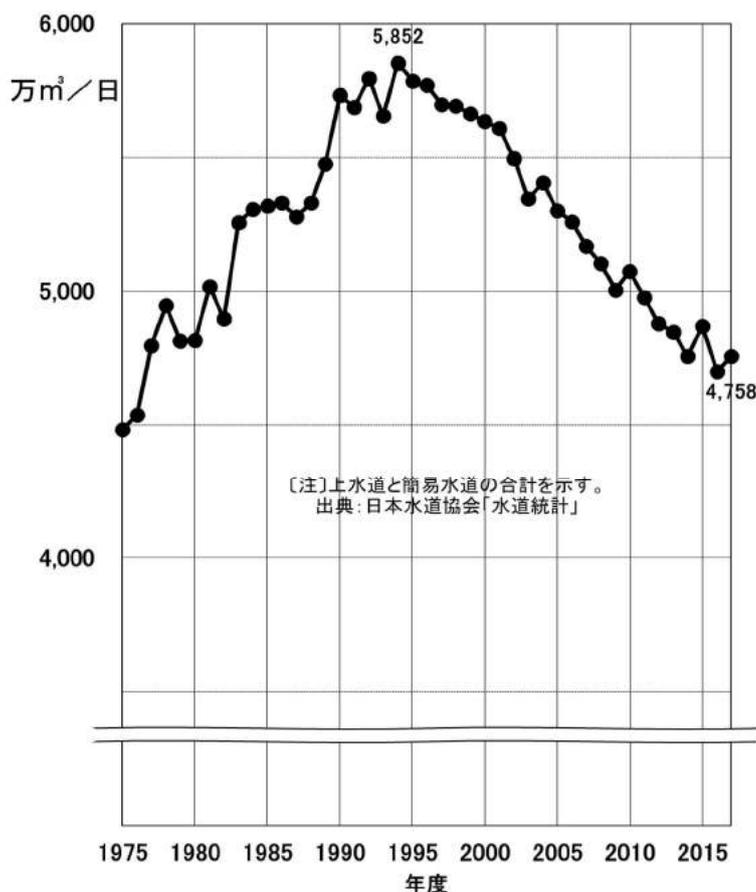
全国の水道用水は減少の一途を辿っています。一日最大給水量は1994年度の5,852万 $\text{m}^3$ /日から2017年度の4,758万 $\text{m}^3$ /日へと、約1,100万 $\text{m}^3$ /日も減少しました(図1)。

水道の一人当たり最大給水量を400 $\text{リットル}$ /日とすると、約2,700万人分の水道用水が減ったことになり、大幅な減少です。

給水人口が頭打ちになる一方で(図2)、一人当たり給水量が急速に減ってきたことによるものです。

全国の一人当たり最大給水量は1994年度の492 $\text{リットル}$ /日から2017年度の384 $\text{リットル}$ /日へと、22%も減少してきています。(図3)。

図1 全国の水道の一最大給水量



万人 図2 全国の水道の給水人口

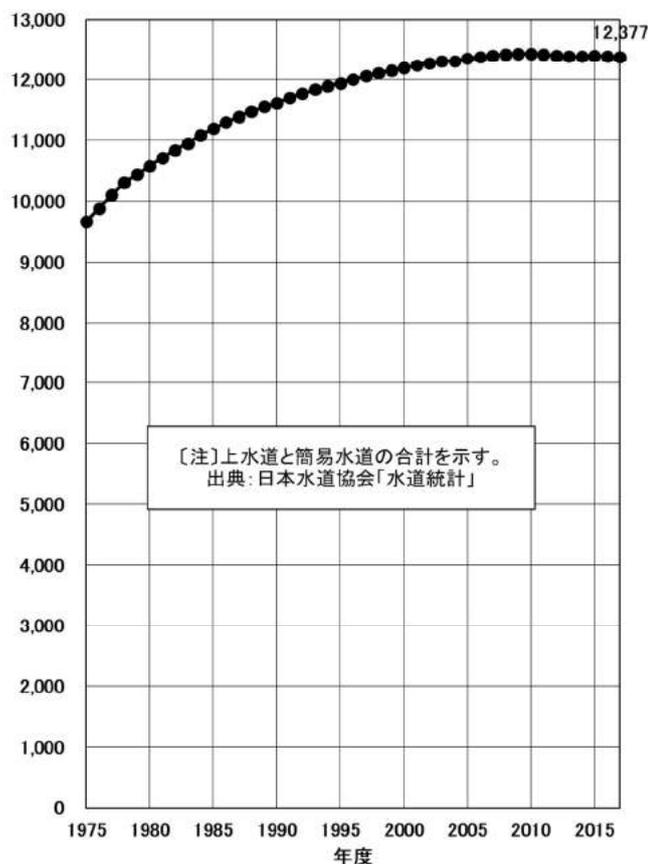
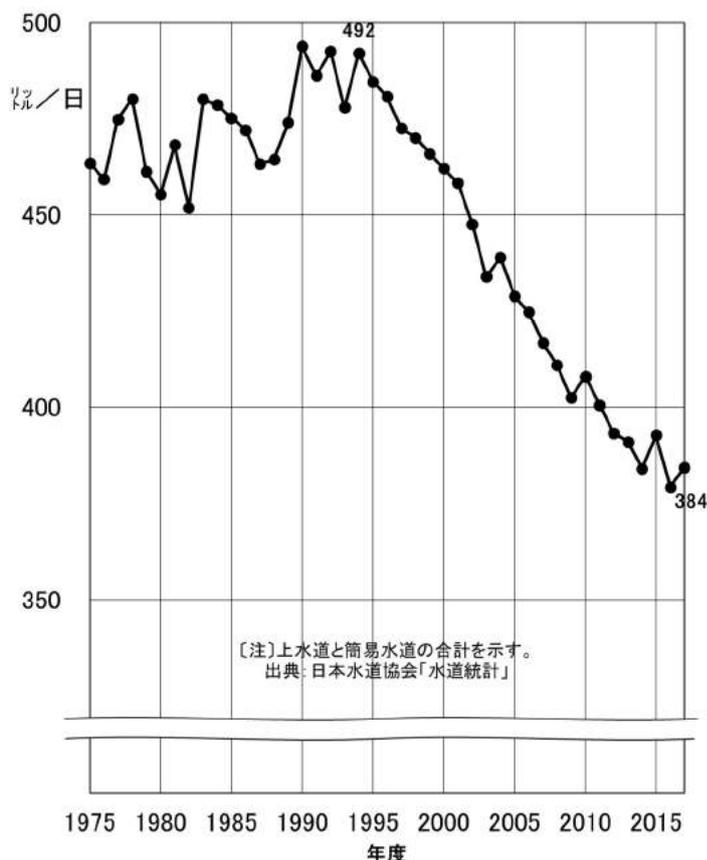


図3 全国の水道の一人一日最大給水量



## 1-2 水道用水減少の三つの要因

一人当たり一日最大給水量は次の三つの要因により、減少の一途を辿ってきています。

- ① 節水型機器の普及等による一人当たり有収水量の減少
- ② 漏水防止対策により、漏水量の減少（有収率の上昇）
- ③ 水使用スタイルの変化により、夏期の給水量上昇度が縮小（負荷率の上昇）

空調機の普及によって季節による生活差が小さくなってきたこと、晴れ間に一斉に洗濯するような習慣がほとんどなくなってきたことなどにより、夏期のピーク給水量の出方が小さくなってきた。

〔注〕有収率：一日平均有収水量÷一日平均給水量

負荷率：一日平均給水量÷一日最大給水量

## 1-3 各地域の水道用水も減少の一途

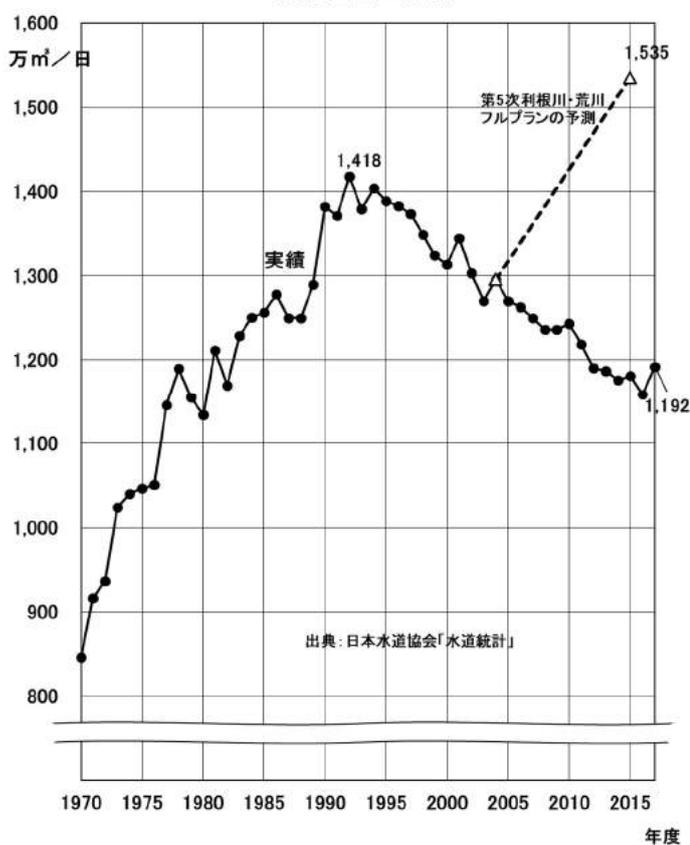
各地域の水道用水も減少の一途を辿っています。首都圏を抱える利根川流域も同様です。

1992年度から2017年度の25年間に226万 $\text{m}^3$ /日（一人当たり最大給水量を400 $\text{l}$ /日とすると、約570万人分の水道用水）も減りました（**図4**）。

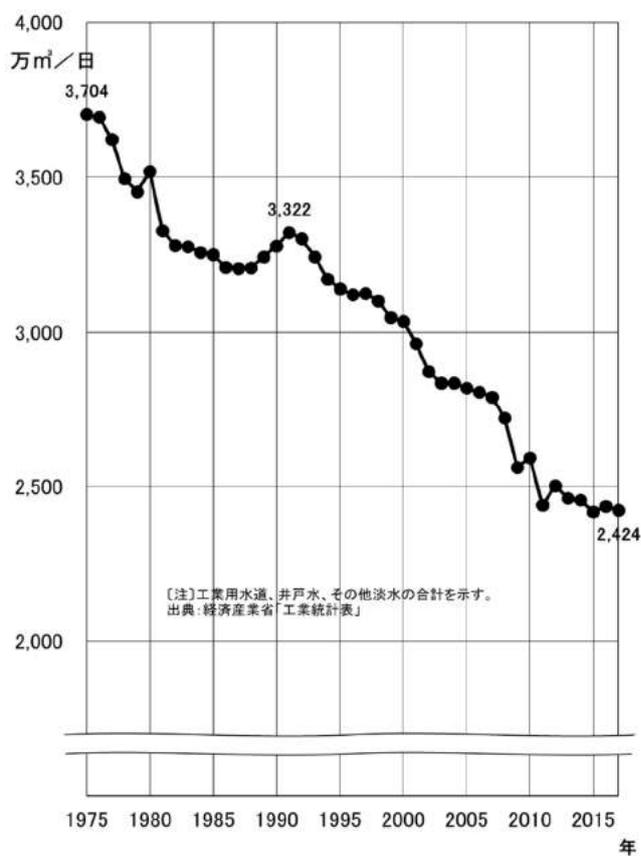
## 1-4 工業用水の減少

工業用水の需要も減り続けています（**図5**）。

**図4** 利根川流域6都県の上水道の一日最大給水量  
実績と国の予測



**図5** 全国の工業用水の使用量の推移



### 1-5 総人口の減少で水需要は縮小の一途

日本の総人口は減少し続けています。国立社会保障・人口問題研究所の最新の推計によれば、2015年の実績12,710万人に対して2045年は10,733万人

(2015年の84%)、2065年は8,808万人(2015年の69%)に縮小していきます(図6)。

一人当たり給水量が今後、節水型機器の普及等さらに減っていくことを踏まえれば、水道用水の需要が縮小の一途を辿ることは必至です。

### 2 厚生労働省も認識している水道用水の大幅減少

厚生労働省・厚生科学審議会生活環境生活部会「水道事業の維持・向上に関する専門委員会」

「国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けて講ずべき施策について」(2016年11月)

この答申に「人口減少社会が到来し、今から約40年後、日本の総人口は8600万人程度となると推計されている。それに伴い、水需要も約4割減少すると推計されている。」と記されています(図7)。

図6 日本の人口の将来推計

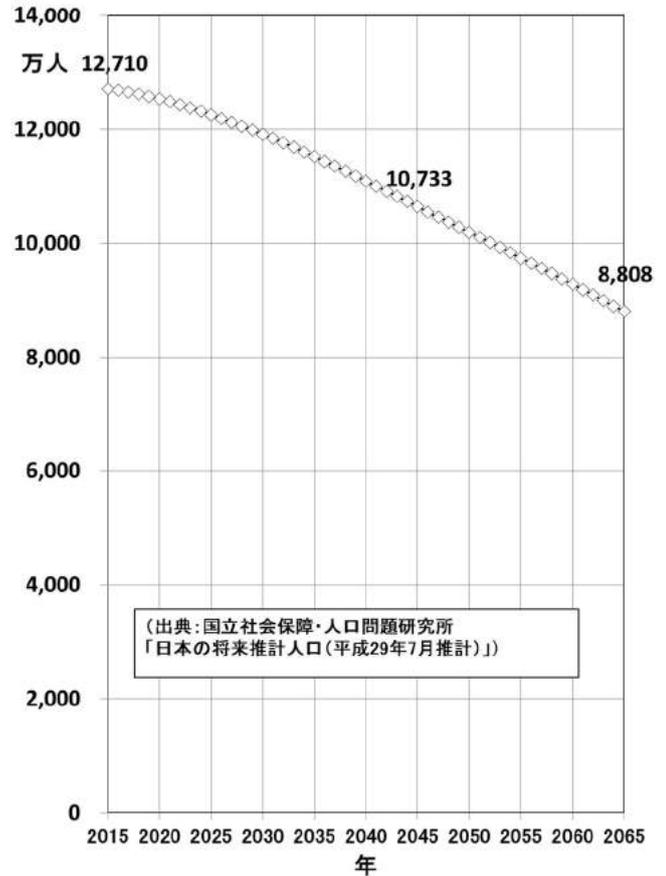
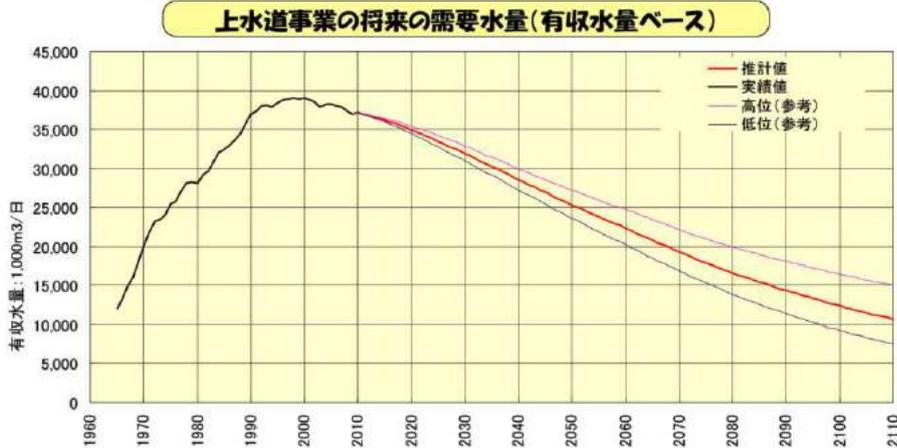


図7 将来の事業環境

### 1) 人口構造の変化による水道事業への影響

#### 1-3 人口減少や節水による給水量の減少 ⑤ 将来の需要水量(有収水量ベース)



【推計方法】  
 ①給水人口: 日本の将来推計人口に上水道普及率(H21実績95.3%)を乗じて算出した。  
 ②有収水量: 生活用と生活用以外に分類して推計した。  
 生活用有収水量=生活用原単位×給水人口  
 生活用有収水量は、今後の景気の動向や地下水利用専用水道等の動向を把握することが困難であることから、生活用有収水量の推移に準じて推移するものと考え、生活用有収水量の比率(0.321)で設定した。  
 ③高位、低位は、日本の将来推計人口の死亡低位仮定出生高位(高位)、死亡高位仮定出生低位(低位)に変更した場合の推計結果である。

厚生労働省・第3回新水道ビジョン策定検討会(2012年3月26日)の資料-4「将来の事業環境(事務局からの報告)」

ここで考慮されているのは人口の減少と、節水型機器の普及等による一人当たり有収水量の減少だけです。減少要因はこの他に1-2で述べたように、漏水防止対策による漏水量の減少(有収率の上昇)と、水使用スタイルの変化による夏期の給水量上昇度の縮小(負荷率の上昇)もあるので、一日最大給水量の減少幅は上図よりもっと大きなものになります。

### 3 各都市の水需要架空予測を容認する 厚生労働省の矛盾

厚生労働省は上述のとおり、水道の需要が将来は大幅に減少していくことを認識しながら、一方で、ダム事業に参画する自治体の水需要架空予測を容認し、ダム負担金への補助金を交付し続けています。

このようにまったく矛盾した水道行政がまかり通っています。

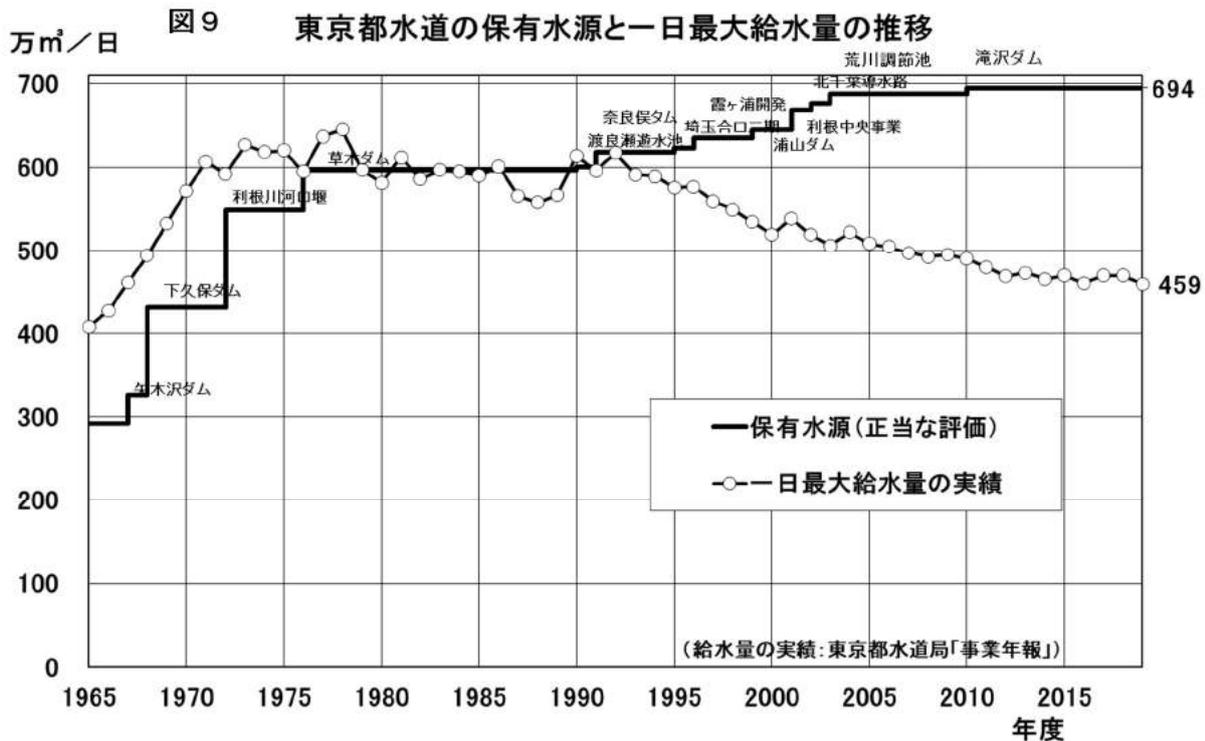
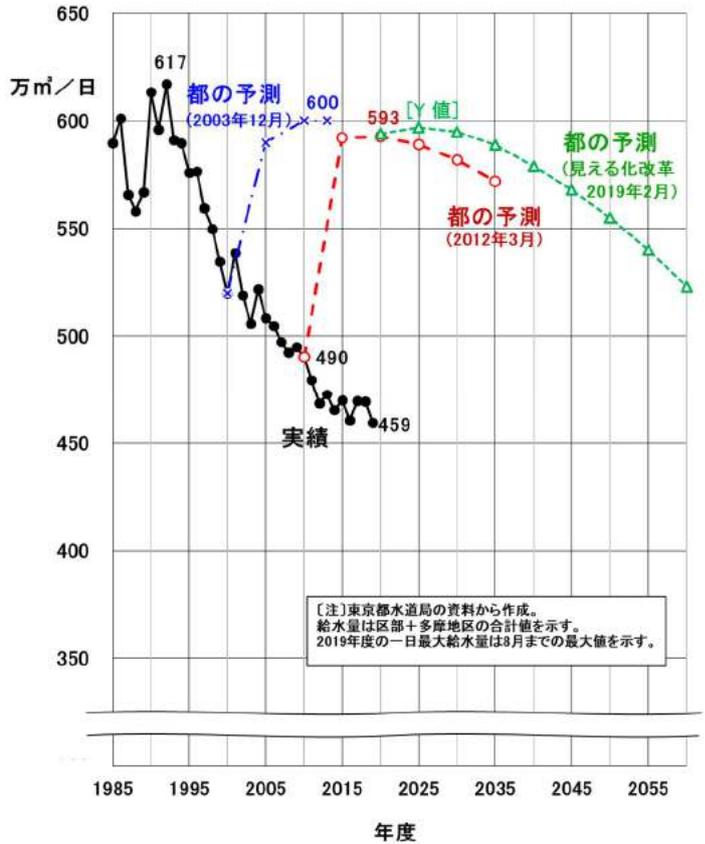
#### 3-1 ハッ場ダムや霞ヶ浦導水事業に参画している東京都の水需要予測

東京都水道は1992年度の617万 $\text{m}^3$ /日からほぼ減少の一途を辿り、2019年度は459万 $\text{m}^3$ /日（8月までの最大値）となり、26%も減少しました（図8）。

一方で、東京都は利根川・荒川の水源開発事業に参画し続けてきているので、694万 $\text{m}^3$ /日の水源を保有しています（実績を踏まえた評価量）。水源余裕量は235万 $\text{m}^3$ /日にもなっています（図9）。

それにもかかわらず、東京都はハッ場ダムで5.22 $\text{m}^3$ /秒、霞ヶ浦導水事業で1.4 $\text{m}^3$ /秒の新規水源を確保しようとしています。給水量ベースで合わせて約55万 $\text{m}^3$ /日ですから、さらに大量の余剰水源を抱えることとなります。

図8 東京都水道の一日最大給水量の実績と予測



### 3-2 石木ダム事業に参画している

#### 佐世保市の水需要予測

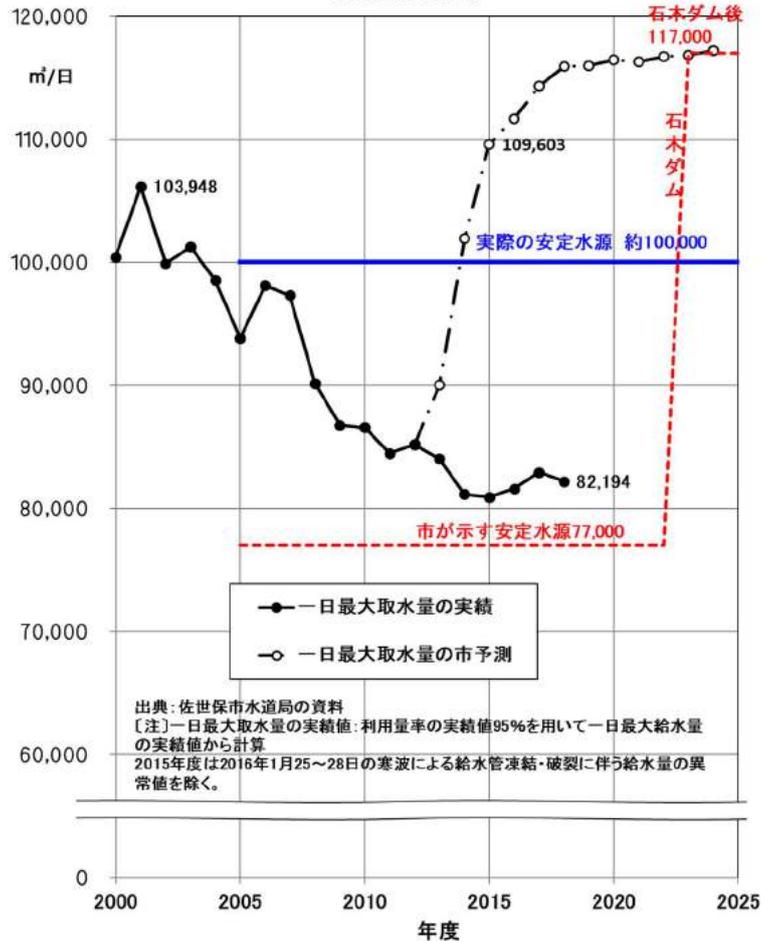
長崎県佐世保市水道の一日最大取水量は2000年代に入ってほぼ減少の一途を辿り、約2万m<sup>3</sup>/日も減って8.2万m<sup>3</sup>/日程度になってきました

ところが、市の予測では一日最大取水量は2013年度以降、反転して増加し続け、2023年度には117,000 m<sup>3</sup>/日になることになっています(図10)。

一方で、佐世保市は保有水源を過小評価し、実際には使用可能な水源が約10万m<sup>3</sup>/日もあるにもかかわらず<sup>[注]</sup>、77,000 m<sup>3</sup>/日しかないとして、石木ダムの水源4万m<sup>3</sup>/日が必要であるという虚構の話を作り上げています。

[注] 佐世保市は安定水源を許可水利権の77,000 m<sup>3</sup>/日だけとしています。実際には渇水時にも使える相浦川の慣行水利権22,500 m<sup>3</sup>/日と岡本水源(湧水)1,000 m<sup>3</sup>/日があります。

図10 佐世保市水道の取水量と保有水源 (佐世保地区)



## 4 ダムが完成すると、架空予測の取りやめ

### 4-1 宮ヶ瀬ダム (国土交通省)

宮ヶ瀬ダムが2000年度に完成し、神奈川県内の四大水道の水源となりました<sup>[注1]</sup>。この水源の取水・導水・浄水施設を建設する相模川水系建設事業が神奈川県内広域水道企業団により進められました。この取水施設が相模川下流部に建設された相模大堰です。

[注1] 神奈川県内四大水道：神奈川県営水道、横浜市水道、川崎市水道、横須賀市水道

宮ヶ瀬ダム建設事業の事業費は3,993億円、相模川水系建設事業の事業費は7,329億円です。後者にはダム建設負担金2,695億円が含まれているので、その重複分を除く合計事業費は8,627億円にもなります。起債の利息も含めると、神奈川県民・国民の総負担額が1兆円を大きく超える巨大公共事業でした。

宮ヶ瀬ダムの開発と相模川水系建設事業の推進が必要だとして、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市は水需要が急速に増加していく予測を示してきました。2010年度には1992年度の1.28倍になるという予測でした。しかし、実際の水需要はほぼ減少の一途を辿り、2017年度の実績は1992年度の76%でした(図11)。その結果、四大水道として約180万m<sup>3</sup>/日の余剰水源を抱えています<sup>[注2]</sup>。宮ヶ瀬ダムは必要性のない水源開発でした。

[注2] 相模川には最下流の寒川堰の河川維持用水12 m<sup>3</sup>/秒を転用した暫定水利権を神奈川県営水道、横浜市水道、横須賀市水道が高度利用という名で利用していました。宮ヶ瀬ダム後はこの暫定水利権のほとんどが更新されませんでした。その結果、宮ヶ瀬ダムで120万m<sup>3</sup>/日の水源を開発したものの、宮ヶ瀬ダム後に増えた水源はわずかに120万m<sup>3</sup>/日 - 11 m<sup>3</sup>/秒 × 8.64 =

約 25 万 $\text{m}^3$ /日でした。寒川堰では畑地灌漑を転用した水利権 1  $\text{m}^3$ /秒だけが認められました。

四大水道のうち、神奈川県営水道を例にとると、相模大堰水利申請書では 2005 年度には一日最大配水量は 172 万 $\text{m}^3$ /日まで増加するという予測を行っていました（図 14）。この予測値は宮ヶ瀬ダム水源だけでなく、上述の暫定水利権の継続利用も求めるものでした。しかし、水需要の実績はそのような架空予測を全面的に否定しました。

宮ヶ瀬ダム完成後は架空予測を続ける意味がなくなり、神奈川県営水道が 2012 年度に行った予測では一日最大配水量は現状よりもさらに小さくなって、2043 年度には 95 万 $\text{m}^3$ /日になるとしました（図 12）。

このようにダム完成後は実績重視の予測に変わりました。架空予測は宮ヶ瀬ダムの必要性を捏造するためのものであったのです。

図 11 神奈川県内の四大水道の水需給

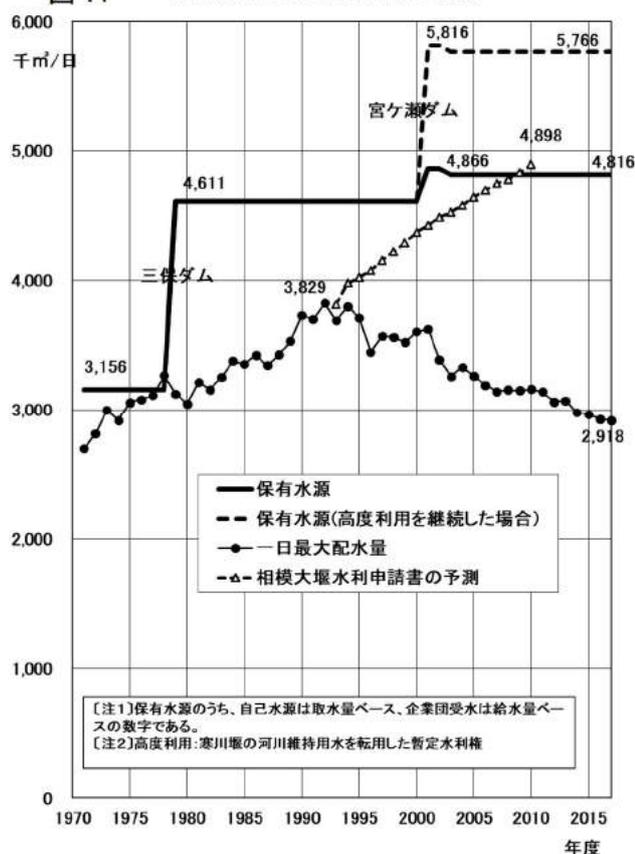
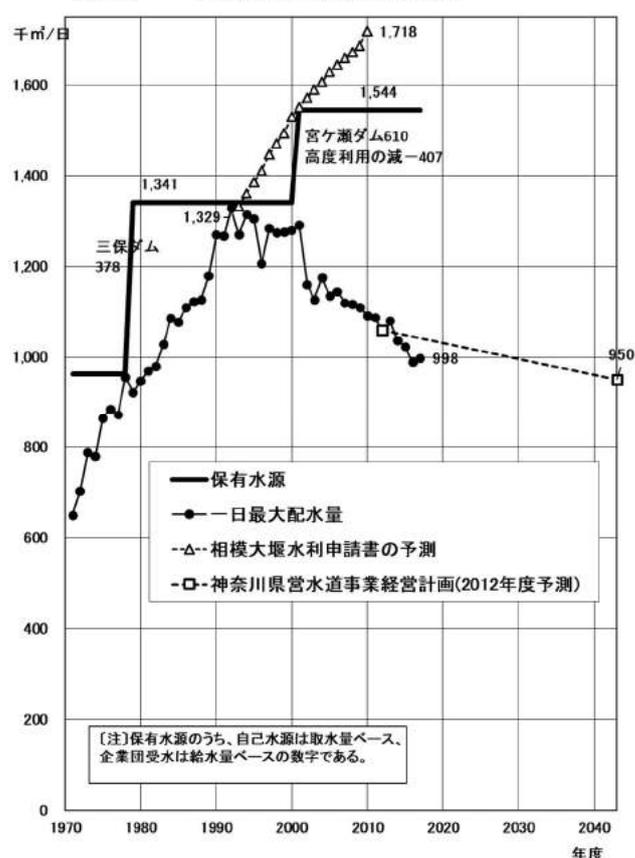


図 12 神奈川県営水道の水需給



## 4-2 当別ダム（北海道）

当別ダムは 2012 年度に完成しました。当別ダムの主たる目的は水道水源の開発で、その水源を石狩西部広域水道企業団が札幌市、小樽市、石狩市、当別町の水道に供給します。札幌市以外はすでに供給されていますが、札幌市は 2025 年度からの供給です。

4 市町への計画供給量は次の通りです。

札幌市 44,000  $\text{m}^3$ /日、小樽市 3,100  $\text{m}^3$ /日、石狩市 21,100  $\text{m}^3$ /日、当別町 9,600  $\text{m}^3$ /日  
計 77,800  $\text{m}^3$ /日

最大の受水団体である札幌市は 2007 年度以降、一日最大給水量が増加の一途を辿り、2025 年度には 87.2 万 $\text{m}^3$ /日（2006 年度実績の 1.32 倍）まで増えるという予測を行い、当別ダムの水源が必要だとしてきました（図 13）。

しかし、実際の水需要は減少傾向が続き、2017 年度は 58.1 万 $\text{m}^3$ /日まで減りました。現保有水源 82.8 万 $\text{m}^3$ /日に対して 27 万 $\text{m}^3$ /日も余裕があり、当別ダムの水源は札幌市にとって全く不要と

なりましたが、札幌市が水源の分散化が必要だという新たな理由を付けて、2025年度から当別ダム水源を利用する計画を示しています。

そして、当別ダム完成後は水需要急増の架空予測は用なしになったので、2014年度には水需要が次第に減少していく実績重視の予測に切り替えました（図13）。

札幌市の架空予測も当別ダムの必要性を捏造するためのものであったのです。

## 5 指定水系フルプラン（水資源開発基本計画）の延命策

### 5-1 役割が終わったフルプラン

利根川・荒川・豊川・木曾川・淀川・吉野川・筑後川の7指定水系については水資源開発促進法により、水需給の面でダム等の水資源開発事業が必要であることを示す水資源開発基本計画（フルプラン）が策定されています。利水面でのダム等水資源開発事業の上位計画になります。これらの指定水系では、八ツ場ダム、思川開発、霞ヶ浦導水事業、設楽ダム、川上ダム、天ヶ瀬ダム再開発、小石原川ダムといった水資源開発事業が進められ、木曾川水系連絡導水路が計画されています。

しかし、水需要が減少の一途を辿り、水余りが一層進行していく時代において水需給計画で新規のダム等水資源開発事業を位置づけることが困難になってきました。

フルプランは水資源開発促進法の目的に書かれているように、「産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域に対する水の供給を確保するため」に策定されるものであり、水道用水・工業用水の需要が減少傾向に転じた時点で、その役割は終わっているのですから、水資源開発促進法とともに、7指定水系のフルプランは廃止すべきです。

しかも、現在のフルプランは2015年度が目標年度であって、とっくに期限切れになっています。この期限切れのフルプランを上位計画として、八ツ場ダム等の新規水源開発事業が推進されているのは異常です。法律に基づいて計画を策定し、その計画に沿って事業を進めるのが行政の責務であるにもかかわらず、計画を期限切れのままにし、計画の裏付けなしで国が八ツ場ダム等の事業を推進しているのは由々しき問題です。国が法律を軽視した行為を公然と行うのは法治国家としてあるまじきことです。

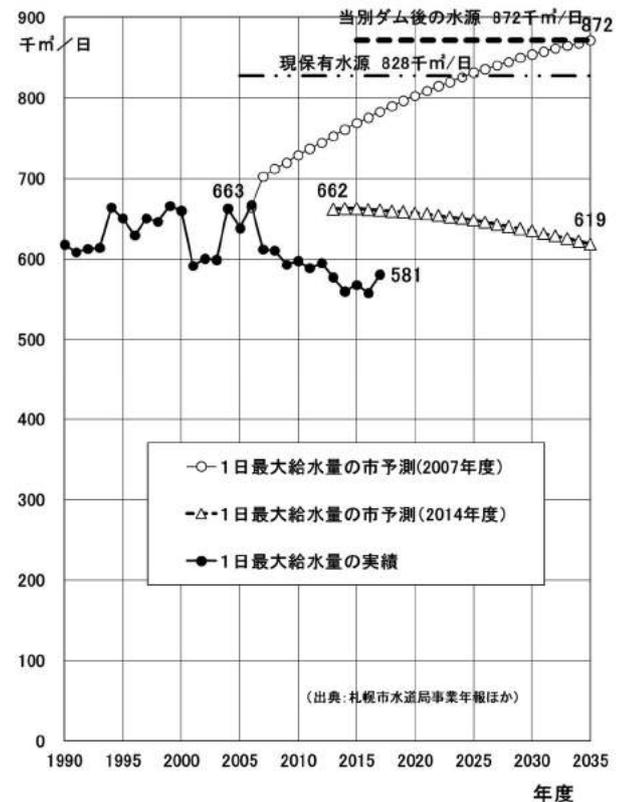
### 5-2 国土交通省が新たに策定しようとしている形だけのフルプラン

#### 「リスク管理型フルプラン」というまやかし

国土交通省は現在展開中の水源開発事業を何としても推進するため、「リスク管理型の水の安定供給」が必要であるという新たな理由をつけて、これらの事業を位置づけるフルプランをこれから策定しようとしています。

2019年4月19日に吉野川水系フルプランが新たにつくられました（目標年度2030年度）。ただし、吉野川水系は7指定水系の中で新規の水源開発事業の計画がありませんので、まったく形だけのフルプランです。

図13 札幌市水道の給水量の実績と予測



続いて、利根川・荒川水系フルプランの策定作業が始まり、7月4日に国土交通省の国土審議会水資源開発分科会利根川・荒川部会が開かれました。利根川・荒川水系フルプランをリスク管理型へ抜本的に見直しして、今年度中に計画案をまとめることになっています。

1990年代になって水道水の需要の増加がストップし、減少傾向を示すようになると、フルプランの内容が大きく変わってきました。水需要が減少傾向になると、実績と乖離した予測を行うにも限度がありますので、ダム等の水源開発事業はより厳しい渇水年に対応するために必要という内容が変わってしまいました。

そして、その後も水需要の減少傾向が続いていますので、これからつくるフルプランは既往最大渇水年を想定するという一方で、もっとも厳しい渇水年を想定してつくられることになっています。

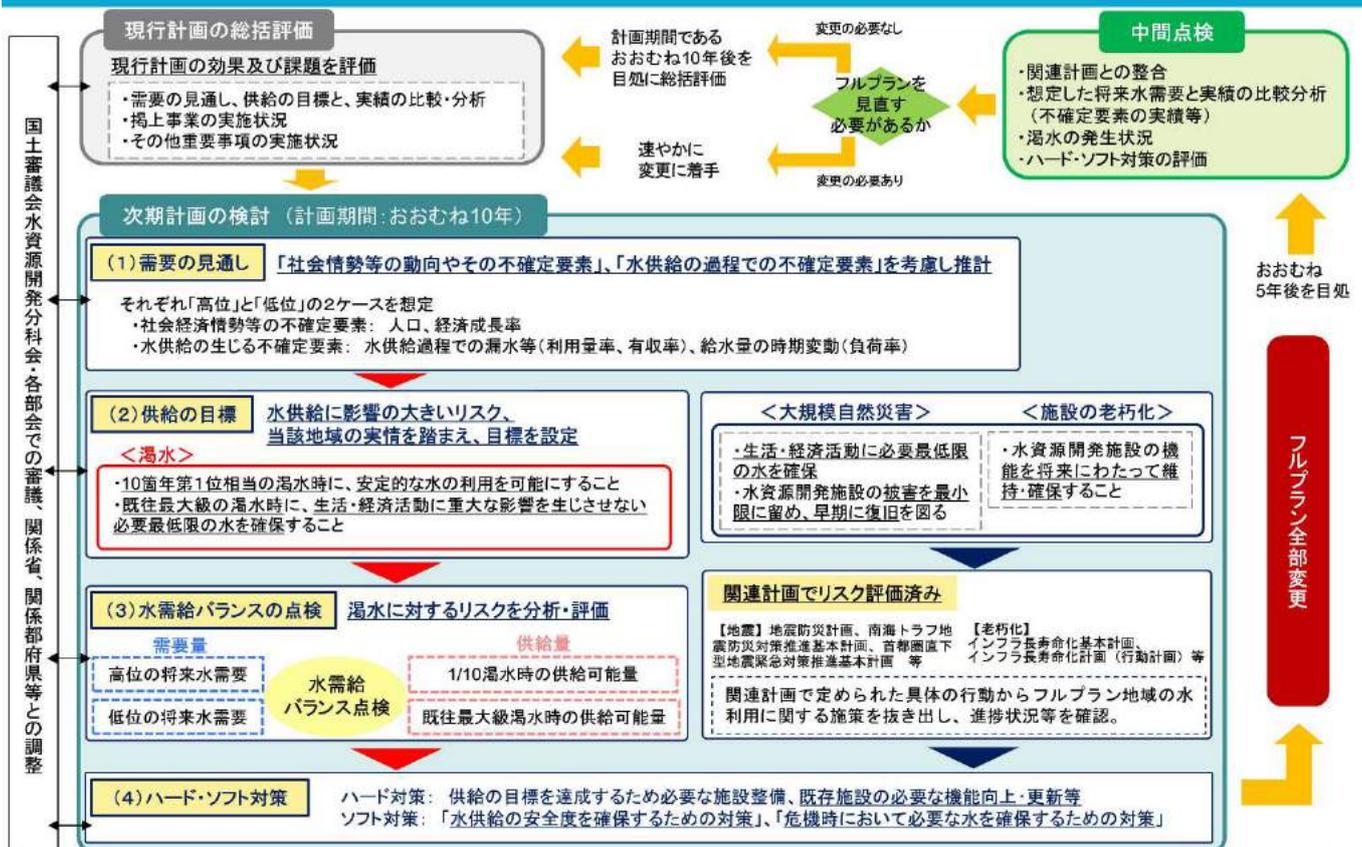
この既往最大渇水年を想定すると、国土交通省の計算では今進行中の水源開発事業を進めても、かなりの水不足になります。

国土交通省の資料を見ると、この水不足はソフト対策（節水機器の普及、節水意識の啓発、用途をまたがった水の転用、地下水の保全と利用、・・・）で乗り切るとしています。これを国土交通省はリスク管理型フルプランとっています。

しかし、このようなソフト対策で大幅な水不足を乗り切ることができるならば、新規の水源開発事業は元々不要であったという話になり、フルプランをつくる意味がなくなっています。

それでも、各指定水系のフルプランの改定作業が行われようとしている理由はフルプランを延命して、国土交通省水資源部の組織を維持することにあります。

## 水資源開発基本計画(フルプラン)の見直しのフロー



(国土交通省水管理・国土保全局水資源部 2019年7月4日)

### Ⅲ 治水問題

元に戻る

#### 1 2019年の台風19号豪雨問題

##### 1-1 人的・物的被害の状況

令和元年台風第19号等に係る被害状況等について（内閣府非常災害対策本部）

人的・物的被害の状況（消防庁情報：10月31日5:30現在）

都道府県名	人的被害					住家被害					非住家被害	
	死者	うち 災害関連死者	行方 不明者	負傷者		全壊	半壊	一部 破損	床上 浸水	床下 浸水	公共 建物	その他
				重傷	軽傷							
人	人	人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟	
北海道	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	7
青森県	0	0	0	0	1	0	0	1	7	9	0	0
岩手県	2	0	0	5	3	20	380	380	139	720	19	386
宮城県	19	0	2	5	34	165	858	738	2,998	12,968	2	57
秋田県	0	0	0	0	0	0	0	8	0	1	0	0
山形県	0	0	0	2	1	0	3	34	65	99	0	8
福島県	30		2	1	58	122	855	626	11,951	2,589	136	1,276
茨城県	2	0	1	0	20	136	1,444	845	132	652	0	0
栃木県	4	0	0	3	19	15	34	67	10,135	9,445	0	0
群馬県	4	0	0	1	6	15	86	111	265	400	0	7
埼玉県	3	0	0	1	31	13	32	132	2,241	3,100	0	0
千葉県	11	0	1	2	24	18	31	890	1,293	1,127	0	23
東京都	1	0	0	0	11	13	8	277	958	537	20	19
神奈川県	7	0	2	2	40	41	70	599	37	115	21	34
新潟県	0	0	0	2	3	3	5	24	23	280	0	8
富山県	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
石川県	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
福井県	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	0	0	0	0	1	2	1	11	1	6	0	0
長野県	4	0	1	7	131	799	1,161	1,122	2,544	3,690	0	0
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	7	9
静岡県	3	1	0	2	5	5	4	341	990	1,743	56	345
愛知県	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
三重県	0	0	0	0	3	0	0	0	41	35	0	1
滋賀県	0	0	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0
京都府	0	0	0	1	3	0	0	1	0	0	0	0
大阪府	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	1	0	0	0	14	0	0	1	0	0	0	0
奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0
和歌山県	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
鳥取県	0	0	0	0	1	0	0	3	0	0	0	5
岡山県	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0
広島県	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0
山口県	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
高知県	0	0	0	0	2	0	0	1	0	3	0	3
佐賀県	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
大分県	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
合計	91	1	9	38	431	1,367	4,973	6,232	33,820	37,523	261	2,188

※上記数値には10月25日からの大雨による被害状況を含む

<10月25日からの大雨による被害状況>

○人的被害 17人（死者11、行方不明者2、重傷1、軽傷3）

【福島県】 死者 1人（相馬市）  
行方不明者 1人（相馬市）  
軽傷 2人（いわき市）

【千葉県】 死者 10人（千葉市3、茂原市2、市原市、長柄町2、長南町2）  
行方不明者 1人（佐倉市）  
重傷者 1人（長南町）  
軽傷 1人（四街道市）

○住家被害 2,488棟（全壊9、半壊3、一部破損24、床上浸水1,283、床下浸水1,169）

【千葉県】 全壊 9棟  
半壊 3棟  
一部破損 23棟  
床上浸水 1,270棟  
床下浸水 1,057棟

1-2 堤防決壊箇所

○ 令和元年台風第19号による被害状況等について（国土交通省）

■ 堤防決壊箇所一覧（10月31日 4:30時点）

※これは速報であり、今後変わることもあります。

<凡例：二重下線⇒追加箇所>

<令和元年10月31日 4:30>

国管理河川	6水系	7河川	12箇所
都道府県管理河川	20水系	67河川	128箇所
計	20水系	71河川	140箇所

<国管理河川 6水系7河川12箇所>

- ・ 鳴瀬川水系吉田川 なるせがわ よしだ がわ 宮城県黒川郡大郷町粕川地先
- ・ 阿武隈川水系阿武隈川 あぶくまがわ あぶくま がわ 福島県須賀川市浜尾地先
- ・ 信濃川水系千曲川 しなのがわ ちくまがわ 長野県長野市穂保地先
- ・ 久慈川水系久慈川 くじがわ くじがわ 茨城県常陸大宮市富岡地先、茨城県常陸大宮市塩原地先、茨城県常陸大宮市下町地先
- ・ 荒川水系越辺川 あらかわ おっべがわ 埼玉県川越市平塚新田地先、埼玉県東松山市正代地先
- ・ 荒川水系都幾川 あらかわ ときがわ 埼玉県東松山市早俣地先
- ・ 那珂川水系那珂川 なかがわ なかがわ 茨城県常陸大宮市野口地先、茨城県常陸大宮市下伊勢畑地先、茨城県那珂市下江戸地先

<宮城県管理河川 4水系18河川36箇所>

- ・ 阿武隈川水系新川 あぶくまがわ しんがわ 宮城県丸森町字愛宕田地先、宮城県丸森町字土橋地先（2箇所）、宮城県丸森町字飯塚地先
- ・ 阿武隈川水系内川 あぶくまがわ うちがわ 宮城県丸森町字愛宕田地先（3箇所）、宮城県丸森町字七反町地先、宮城県丸森町字中平北地先（2箇所）、宮城県丸森町字羽入前地先、宮城県丸森町字大目地先、宮城県丸森町字上林南地先、宮城県丸森町前河原地先
- ・ 阿武隈川水系五福谷川 あぶくまがわ ごふくやがわ 宮城県丸森町字上地地先、宮城県丸森町字畑中地先、宮城県丸森町字中島地先、宮城県丸森町塚田地先
- ・ 阿武隈川水系齋川 あぶくまがわ さいがわ 宮城県白石市下川原地先
- ・ 阿武隈川水系半田川 あぶくまがわ はんだがわ 宮城県角田市藤田地先
- ・ 阿武隈川水系高倉川 あぶくまがわ たかくらがわ 宮城県角田市江尻木所前地先
- ・ 鳴瀬川水系洪井川 なるせがわ しぶいかわ 宮城県大崎市古川西荒井地先
- ・ 鳴瀬川水系身洗川 なるせがわ みあらがわ 宮城県大和町落合松和田地先
- ・ 鳴瀬川水系小西川 なるせがわ こにしがわ 宮城県大和町鶴巢幕柳地先
- ・ 鳴瀬川水系名蓋川 なるせがわ なふたがわ 宮城県大崎市古川矢目地先（2箇所）、宮城県加美町菜切谷地先
- ・ 北上川水系照越川 きたかみがわ てるこしがわ 宮城県栗原市築館字照越地先（2箇所）
- ・ 北上川水系荒川 きたかみがわ あらかわ 宮城県栗原市築館地先
- ・ 北上川水系石貝川 きたかみがわ いしがいがわ 宮城県登米市津山地先
- ・ 北上川水系熊谷川 きたかみがわ くまやがわ 宮城県栗原市志波姫地先
- ・ 北上川水系富士川 きたかみがわ ふじがわ 宮城県石巻市針岡地先
- ・ 北上川水系水沼川 きたかみがわ みずぬまがわ 宮城県石巻市水沼字新金棒地先
- ・ 北上川水系瀬峰川 きたかみがわ せみねがわ 宮城県栗原市瀬峰地先
- ・ 砂押川水系砂押川 すなおしがわ すなおしがわ 宮城県利府町沢乙地先

＜福島県管理河川 1 1 水系 2 3 河川 4 9 箇所＞

- ・宇多川水系宇多川 福島県相馬市北飯淵地先、福島県相馬市南飯淵地先、  
福島県相馬市西山地先
- ・阿武隈川水系阿武隈川 福島県矢吹町陣ヶ岡地先、福島県矢吹町中沖地先、  
福島県矢吹町明新東地先、福島県鏡石町諏訪町地先、  
福島県鏡石町河原地先、福島県玉川村小高地先
- ・阿武隈川水系広瀬川 福島県伊達市月館町下手渡地先
- ・阿武隈川水系滝川 福島県伊達市梁川町二野袋地先
- ・阿武隈川水系佐久間川 福島県桑折町伊達崎地先(2箇所)
- ・阿武隈川水系濁川 福島県福島市郷野目地先
- ・阿武隈川水系安達太良川 福島県本宮市本宮地先
- ・阿武隈川水系藤田川 福島県郡山市日和田町地先
- ・阿武隈川水系社川 福島県白河市表郷地先(5箇所)、  
福島県棚倉町一色地先(2箇所)、福島県棚倉町堤地先、  
福島県石川町沢井地先、福島県浅川町福貴作地先(3箇所)
- ・阿武隈川水系鈴川 福島県鏡石町河原地先(2箇所)
- ・阿武隈川水系谷田川 福島県郡山市田村町下行合地先、  
福島県郡山市田村町上行合地先
- ・阿武隈川水系藤野川 福島県白河市関辺地先
- ・阿賀野川水系藤川 福島県会津美里町橋丸地先
- ・三滝川水系三滝川 福島県新地町福田地先
- ・真野川水系上真野川 福島県南相馬市鹿島区橋原地先
- ・新田川水系水無川 福島県南相馬市原町区高倉地先
- ・太田川水系太田川 福島県南相馬市原町区益田地先
- ・小高川水系小高川 福島県南相馬市小高区小屋木地先、福島県南相馬市小高区金谷地先
- ・小高川水系川房川 福島県南相馬市小高区川房地先
- ・小泉川水系小泉川 福島県相馬市和田地先
- ・夏井川水系夏井川 福島県いわき市平鯨岡地先、  
福島県いわき市平下平産地先(2箇所)、  
福島県いわき市平中平産地先、  
福島県いわき市小川町閑場地先
- ・夏井川水系好間川 福島県いわき市好間町今新田地先
- ・鮫川水系鮫川 福島県いわき市遠野町滝地先

＜茨城県管理河川 2 水系 4 河川 6 箇所＞

- ・那珂川水系藤井川 茨城県水戸市藤井町地先、茨城県水戸市成沢町地先
- ・久慈川水系久慈川 茨城県常陸大宮市小貫地先
- ・久慈川水系里川 茨城県常陸太田市茅根町地先、茨城県常陸太田市常福地町地先
- ・久慈川水系浅川 茨城県常陸太田市松栄町地先

＜栃木県管理河川 2 水系 1 3 河川 2 7 箇所＞

- ・利根川水系秋山川 栃木県佐野市赤坂町地先、栃木県佐野市大橋町地先
- ・利根川水系黒川 栃木県壬生町福和田地先(2箇所)、栃木県壬生町上稲葉地先
- ・利根川水系荒井川 栃木県鹿沼市野尻地先
- ・利根川水系三杉川 栃木県栃木市岩舟町古江地先
- ・利根川水系愚川 栃木県鹿沼市久野地先(3箇所)
- ・利根川水系出流川 栃木県足利市奥戸町地先
- ・利根川水系永野川 栃木県栃木市片柳町地先、栃木県栃木市菌部町地先、  
栃木県栃木市大平町川運地先、栃木県栃木市岩出町地先、  
栃木県栃木市星野町地先(2箇所)
- ・利根川水系新川 栃木県下野市上古山地先
- ・那珂川水系蛇尾川 栃木県大田原市北大和久地先
- ・那珂川水系荒川 栃木県那須烏山市藤田地先(2箇所)、栃木県那須烏山市小倉地先
- ・那珂川水系中川 栃木県矢板市上太田地先、栃木県矢板市下太田地先、  
栃木県矢板市矢板地先
- ・那珂川水系内川 栃木県さくら市鷺宿地先
- ・那珂川水系百村川 栃木県大田原市滝岡地先

- ＜埼玉県管理河川 1水系2河川2箇所＞
- ・荒川水系都幾川 埼玉県東松山市神戸地先
  - ・荒川水系新江川 埼玉県東松山市古凍地先
- ＜新潟県管理河川 2水系2河川2箇所＞
- ・信濃川水系魚野川 新潟県南魚沼市姥島新田地先
  - ・関川水系矢代川 新潟県上越市西田中地先
- ＜長野県管理河川 1水系5河川6箇所＞
- ・信濃川水系麻績川 長野県麻績村宮の下地先(2箇所)
  - ・信濃川水系皿川 長野県飯山市北町地先
  - ・信濃川水系志賀川 長野県佐久市下宿地先
  - ・信濃川水系三念沢 長野県長野市豊野町豊野地先
  - ・信濃川水系滑津川 長野県佐久市石神地先

○ 2019年台風19号 堤防決壊は西日本豪雨の4倍、浸水面積も上回る  
 (三ヶ尻 智晴=日経 xTECH/日経コンストラクション 2019/10/28)

台風19号で決壊した国管理の堤防 (資料：国土交通省)



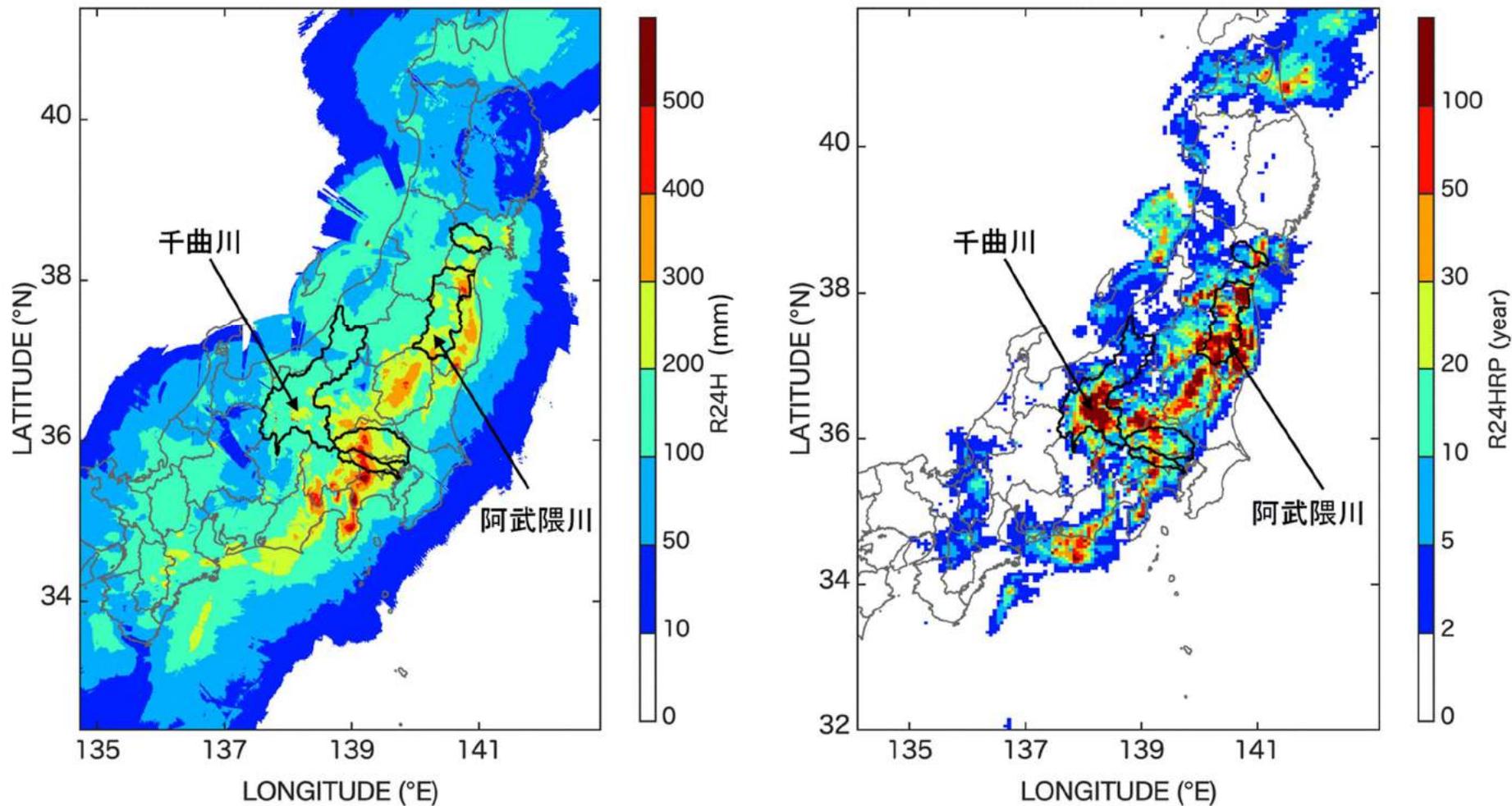
国管理河川の決壊 (7河川12カ所)						県管理河川の決壊 (67河川128カ所)	
県	水系	河川	決壊地点	決壊幅	整備状況		
宮城県	鳴瀬川水系	吉田川	大郷町柏川	約100m	完成堤防	北上川水系など4水系で18河川36カ所	
福島県	阿武隈川水系	阿武隈川	須賀川市浜尾	約50m	完成堤防	夏井川水系など11水系で23河川49カ所	
長野県	信濃川水系	千曲川	長野市穂保	約70m	完成堤防	信濃川水系で5河川6カ所	
茨城県	久慈川水系	久慈川	常陸大宮市塩原	約70m	暫定堤防	久慈川・那珂川水系で4河川6カ所	
			常陸大宮市富岡	約100m	暫定堤防		
			常陸大宮市下町	約40m	暫定堤防		
			常陸大宮市野口	約200m	暫定堤防		
埼玉県	荒川水系	越辺川	川越市平塚新田	約70m	完成堤防	荒川水系の都幾川と新江川で2カ所	
			東松山市正代	約20m	完成堤防		
			東松山市早俣	約100m	完成堤防		
栃木県			—	—	—	利根川・那珂川水系で13河川27カ所	
新潟県			—	—	—	信濃川水系魚野川と関川水系矢代川で2カ所	

(2019年10月23日午前8時時点の被害状況。国土交通省の資料を基に日経コンストラクションが作成)

## 1-3 台風19号の降水量

国立研究開発法人防災科学技術研究所 水・土砂防災研究部門 令和元年台風第19号に伴う大雨と強風について（速報）

図1. (左) 2019年10月13日0時における前24時間降水量の分布 (mm) (右) 2019年10月13日0時における前24時間降水量の再現期間 (年)。



データは国土交通省 XRAIN を利用 太い黒枠は河川の流域界を示す。

測定された降水量が「確率的に何年に1回起こるか」を極値統計の理論に基づき算出したものを、降水量の「再現期間」と呼んでいます。台風19号に伴う10月13日0時時点で記録された前24時間降水量の再現期間を、5kmメッシュで計算しました。千曲川流域や阿武隈川流域では、24時間降水量の再現期間が百年を超えている箇所が多くあり（右図）、それぞれの流域において「非常に稀な降水量であった」ことが分かります。

## 1-4 千曲川の氾濫（台風19号）

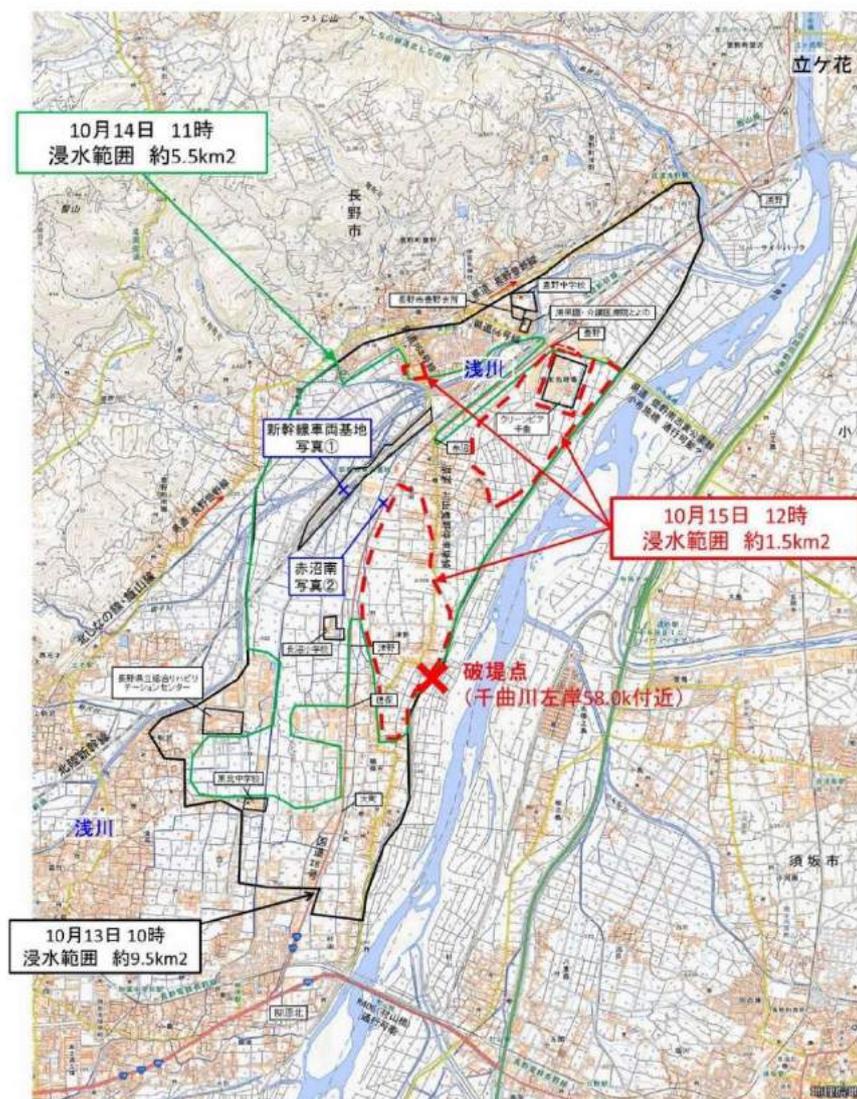
千曲川の穂保で約70メートルにわたって破堤して洪水が堤内地に流入し、千曲川と並行して流れている支川・浅川の周辺が氾濫域になりました。さらに、千曲市雨宮など11カ所で濁流が堤防を越える越水が発生しました。

浅川等の支川が合流した後の立ヶ花の観測水位の推移（右下図）をみると、立ヶ花の最高水位は12.44m（時間単位の最高水位であって10分単位の最高水位はこれより大きい）で、計画高水位を超え、計画堤防高をも約20cm超えました。立ヶ花は狭窄部ですので、その直上流で水位が

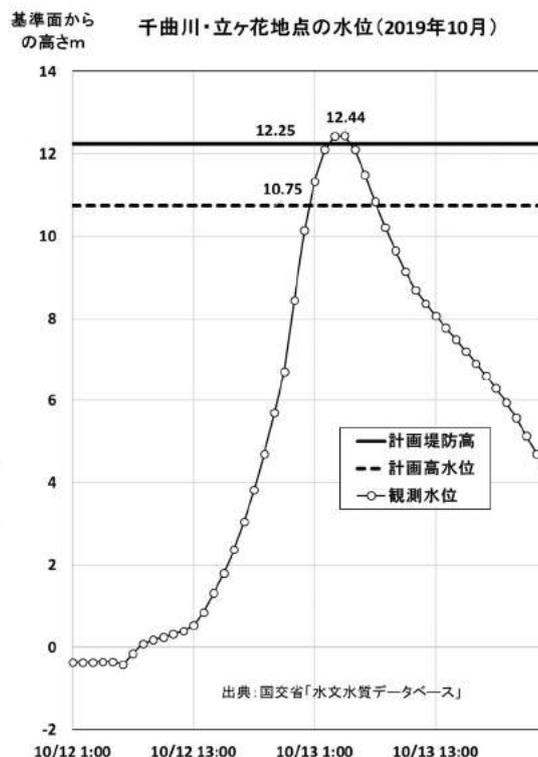
高くなり、穂保地点で越水し、破堤に至ったと考えられます。

### 長野市穂保地区の状況

（出典：北陸地方整備局の資料）



千曲川・立ヶ花地点の水位（2019年10月）



千曲川への合流点から数十 km 上流の浅川にある浅川ダムの流入量と放流量を見ると（次ページの表）、千曲川が決壊した10月13日3～5時より前の浅川ダムの流入量と放流量はほぼ同じで、何の役割も果たし

ていません。

ただし、浅川ダムの集水面積は15.2 km<sup>2</sup>で、微々たるものです。千曲川の立ヶ花地点の流域面積6442 km<sup>2</sup>の約1/400です。

浅川ダムの建設に380億円の事業費（国庫補助率50%）が投じられましたが、無意味な治水対策でした。

今回の破堤は、未曾有の豪雨で千曲川の水位が上昇し、穂保地点で越水したことによって引き起こされたのですから、そのように破堤の危険性のある箇所をピックアップし、耐越水堤防工法を導入することが急務です。

## 長野の千曲川決壊 台風19号 県内1人死亡4人不明 (信濃毎日新聞 2019年10月14日)



猛烈な風雨を伴う台風19号が12日夜に県内に最接近し、一夜明けた13日、千曲市から飯山市にかけての千曲川流域で氾濫被害が広がった。長野市穂保では村山橋下流左岸の堤防が約70メートルにわたって決壊。家々が濁流にのまれ、2階近くまで水に漬かった住宅も出た。県によると、千曲川の堤防が決壊したのは1983(昭和58)年以来。

佐久広域連合消防本部によると、13日午前7時半ごろ、行方が分からなくなり捜索中だった佐久市中込の中島正人さん(81)の遺体が同市中込で見つかった。中島さんは車の上で救助を待っ

ていたところを流されたという。

同市白田入沢区では、60代男性が12日夕に「小学校に土のうを取りに行く」と言って外出したまま連絡が取れていない。東御市では同日午後7時ごろ、千曲川の田中橋近くの道路が陥没し、車3台が転落。1台の3人が行方不明になっている。

県によると、負傷者は重傷が長野市、上田市、南佐久郡佐久穂町、埴科郡坂城町の計4人。軽傷が7人。県警、消防、自衛隊は12日から13日午後6時半までに655人を救助した。

県などによると、流域では長野市穂保の堤防決壊の他、千曲市雨宮など11カ所で濁流が堤防を越える越水が発生。氾濫は千曲市役所付近、長野市松代、長沼、篠ノ井、須坂市、上高井郡小布施町、中野市立ケ花、飯山市街地などに拡大した。県は長野市穂保の排水を早ければ14日朝にも完了するとしているが、作業は難航する可能性もある。

上田市諏訪形では約300メートルにわたって堤防が削られ、この影響で上田電鉄別所線の鉄橋が崩れ落ちた。決壊の恐れがあるため、国土交通省千曲川河川事務所が緊急復旧工事に着手した。

県危機管理部などによると、13日午後6時半時点で、県内の避難者は16市町村の1896人。長野市では正午までに指定避難所31カ所に避難したのは4444人、自主避難所23カ所に1747人が避難。中野市は12カ所に最大1656人が避難した。

住宅の床上、床下浸水は長野、須坂、千曲などで多数発生。長野市赤沼の長野新幹線車両センターも水没した。複数の車両が水に漬かったが、JR東日本は13日夜、長野-東京間で北陸新幹線(長野経由)の運転を本数を制限して再開した。長野以北は富山-金沢間を結ぶ便を除き14日も終日運休する。

河川の氾濫により、県と佐久市、飯山市の下水道処理施設が冠水し、下水の受け入れを停止した。対象は長野市や佐久市など東北信地方6市町村の計約20万人。

長野地方気象台によると、大雨・洪水警戒レベルで最高の5に相当し、最大級の警戒や避難を求める大雨特別警報は13日午前3時20分に県内は解除された。

14日午後6時までの県内の24時間降水量は北部、中部、南部でいずれも20ミリと予想。気象台は、大雨で地盤が緩んでいることや河川が増水していることから引き続き警戒を呼び掛けている。

浅川ダム (出典:国土交通省「川の防災情報」)

月日	時分	総貯水量	全流入量	全放流量
		1000m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup> /s	m <sup>3</sup> /s
10月12日	12:00	0.00	0.58	0.60
	13:00	0.00	0.96	1.06
	14:00	1.00	2.29	2.53
	15:00	1.00	4.01	4.16
	16:00	1.00	5.02	5.09
	17:00	2.00	6.39	6.27
	18:00	2.00	7.32	7.04
	19:00	2.00	7.06	7.06
	20:00	2.00	7.06	7.06
	21:00	2.00	6.99	6.93
	22:00	2.00	7.17	7.19
23:00	3.00	7.79	7.80	
10月13日	0:00	2.00	6.76	6.84
	1:00	2.00	6.23	6.23
	2:00	1.00	5.62	5.66
	3:00	1.00	4.99	4.92
	4:00	1.00	4.24	4.19
	5:00	1.00	3.63	3.57
	6:00	1.00	3.15	3.12
	7:00	1.00	2.74	2.71
	8:00	0.00	2.41	2.36
	9:00	0.00	2.14	2.12
	10:00	0.00	1.92	1.90
	11:00	0.00	1.79	1.78
12:00	0.00	1.66	1.65	

## 1-5 ダムの緊急放流

### ○ 6つのダムで緊急放流を実施 国土交通省 台風19号

(NHK 2019年10月13日 17時39分)

国土交通省によりますと、台風19号による豪雨で水位が上がり、「緊急放流」を行った国管理のダムは13日午前の時点で、関東と福島県、長野県、合わせて6つのダムです。

治水ダムは、大雨の際に下流への放水量を調整して川の増水を抑える機能がありますが、流入量が多くなり貯水できない状態に近づくと、流入してくる水と同じ量の水を放水する、異常洪水時防災操作と呼ばれる「緊急放流」を行います。

国土交通省によりますと、台風19号による豪雨で12日から13日にかけては各地のダムでこの操作が行われたということです。

「緊急放流」が行われたのは、  
 ▽茨城県北茨城市にある大北川の水沼ダム（茨城県）、  
 ▽茨城県常陸太田市にある久慈川の竜神ダム（茨城県）、  
 ▽栃木県那須塩原市にある那珂川の塩原ダム（栃木県）、  
 ▽神奈川県相模原市にある相模川の城山ダム（神奈川県）、  
 ▽福島県いわき市にある鮫川の高柴ダム（福島県）、  
 ▽長野県伊那市にある天竜川の美和ダム（国交省）です。

これらの緊急放流について、国土交通省は「事前に関係機関を通じて下流の地域住民への周知をして実施した」としたうえで、「放流が原因で大規模な氾濫が発生したという事実は今のところ確認されていない」としています。

### ○ 緊急放流を行うとしていたか、緊急放流を行う可能性があるとしていたダムで、緊急放流を中止したダム（NHKニュースによる）

栃木県	大谷川の中禅寺ダム	栃木県日光市
栃木県	那珂川の西荒川ダム	栃木県塩谷町
水資源機構	神流川の下久保ダム	栃木県藤岡市
国交省	鬼怒川の川俣ダム	栃木県日光市
国交省	鬼怒川の川治ダム	栃木県日光市
国交省	荒川の二瀬ダム	埼玉県秩父市

### ○ ダムの事前放流どう判断 台風19号で6カ所緊急放流

(日本経済新聞 2019/10/20 22:12)

台風19号の豪雨により東日本の6カ所のダムで水位が限界に近づき、「緊急放流」が行われた。ダムの決壊を防ぐ最終手段だが、下流の増水につながる恐れもあり、管理者は難しい判断を迫られた。2018年の西日本豪雨の際には、緊急放流したダムの下流で浸水が発生。これを受けて専門家からは降雨前の「事前放流」によって水位を減らしておくべきとの提言もあったが、4カ所では実施していなかった。

背景にはダムには住民の生活用水などとして、一定の水位を確保しておく必要に迫られている事情がある。国土交通省によると今回の緊急放流による大規模な被害は確認されていないが、ダム運用の課題が映し出された形だ。緊急放流は流入量と同量を下流に流す措置。台風が上陸した

12日夜～13日朝に城山ダム（神奈川県）、美和ダム（長野県）、塩原ダム（栃木県）、高柴ダム（福島県）などで行われた。事前放流したのは美和ダムと高柴ダムの2カ所だった。

国土交通省によると、ダム建設時に建設費用を負担する自治体や電力会社など利水権者との間で、生活用水や農業用水として利用するため最低限の水位を確保するよう取り決めるケースが多い。

事前放流には利水権者全員の合意が必要。放流後結果的に雨が降らなければ、濁水の危険が生じるため、権利者から合意を得るのが困難な場合もあるという。

## ○ 台風19号 城山ダム緊急放流 事前対策入念も当日ドタバタ（東京新聞 2019年10月20日）

台風19号の上陸から十九日で一週間。県内も西部を中心に記録的大雨に見舞われ、城山ダム（相模原市緑区）は一九六五年の運用開始以来、初めて流入する水をためずに流す緊急放流をした。県は事前に慎重に準備を整えてきたが、最後になって実施時間を前倒して、流域自治体への連絡も放流とほぼ同時刻となるなど、課題を残した。（志村彰太）

城山ダムは、洪水を防ぐ「治水」と、農業や工業用水をためる「利水」の機能を持つ多目的ダム。大雨の前にあらかじめ放水し、水位を最高水位（標高一二五・五メートル）から一二・五メートル下げる「予備放流」が操作規則で許されている。県は台風の接近前、水位計の誤差を考慮し水位をさらに一メートル低い標高一二メートルに下げていた。

それでも県は「緊急放流もあり得る」とし、十、十一日、相模原市など流域の自治体に緊急放流の可能性を通知。十二日午後二時半には午後五時の実施を公表した。その後、雨量が想定を下回ったため「放流開始の一時間前に通知する」として延期し、午後八時五十分「午後十時に実施」を通知した。ところが、流入量が急増して同九時半に前倒し。市町への通知は放流開始とほぼ同時になった。

県河川課の藤崎伸二郎課長は「初めてのことで、水位上昇の想定を当てるのは難しかった」と釈明する。しかし、二転三転した県の姿勢に流域の市町は翻弄（ほんろう）された。最初の告知を受け、防災行政無線や防災メール、消防の巡回などで住民に避難を促していたが、最終的に放流開始と同時に報せが来たため、避難所に誘導せず自宅二階に行くよう促した自治体もあった。

県と自治体の連携を巡る問題は、もう一つあった。

県は「緊急放流すれば沿岸の洪水は避けられない」との考えから、市町に通知した時点で「考え得る最悪の浸水被害」を示したハザードマップを基に避難指示を出すべきだという立場だった。延期も住民の避難時間を稼ぐためで、「いつ放流してもおかしくない」と考えていた、とする。

しかし、県ホームページにあるダムの水位計や河川の流量計のデータなどを見て避難方針を決めていた座間市や寒川町は、避難勧告にとどめていた。そのデータも機器の故障により、緊急放流が始まった頃、ダムへの流入量が異常に跳ね上がった数値を示したままデータの更新が滞って

城山ダムの緊急放流を巡る動き	10日	ダム管理事務所は各市町に「緊急放流の可能性もある」と電話連絡
	11日	同事務所は各市町に「事前に水位を下げる予備放流を開始した。今後、緊急放流への移行もあり得る」と電話連絡
	12日午前10時ごろ	ダム水位が標高112.5mまで低下。その後、降雨で水位が上昇し始める
	午後2時19分	県土整備局長が各市町長、町長に「午後5時に緊急放流を開始する」と電話連絡
	午後3時半ごろ	同事務所が各市町に緊急放流の延期を連絡
	午後8時50分ごろ	同事務所が各市町に「午後10時に緊急放流をする」と電話連絡
	午後9時30分	雨量が想定を上回り、緊急放流を開始。放流開始を同事務所から各市町に電話で通告
	13日午前1時15分	緊急放流が終了

いた。

緊急放流は開始から約四時間後の十三日午前一時十五分に終了。護岸の一部破損があったものの、浸水被害は出なかった。

しかし、県と流域市町の間で“認識の差”が生じたことは、十六日の県議会常任委員会でも問題視された。

「放流時刻を直前に早め、市町の対応が混乱した」「午後五時から延期したことで『まだ安全』と認識した住民がいた」などの厳しい声が委員から出た。県には市町からも苦情が来ているという。上前行男・県土整備局長は「情報が混乱した点、市町との連携の点は反省として受け止めている。改善に向けて速やかに検討する」と答弁した。

#### ◆コロコロ時間変更 周辺住民振り回され

(写真) 城山ダムの緊急放流の情報などを受けて避難所を訪れた人たち＝相模原市中央区で

城山ダムが緊急放流するという初の事態に、下流で暮らす多くの住民が避難したが、たび重なる開始時間の変更により振り回された。

平塚市の相模川沿いに住む主婦(40)はスマートフォンで避難指示の緊急メールを見て、十二日午後五時ごろ、家族四人で避難所へ向かった。「緊急放流すると聞いて驚いた。心配だった」と振り返った。

放流が延期になり、家に戻った。「でも、またやるかもしれないというし、どうなるかなと」。再び避難指示が出て、避難所へ。「読み切れないのは仕方ないとも思うけど」と話した。同じく近くに住む自動車内装業の星野武士さん(40)は午後五時ごろ、市内の兄の家に家族と一緒に移動した。「何せ初めての緊急放流なので、これはやばいなと」

ずっと定点カメラがとらえる相模川の様子をスマホで見っていた。「夜間の放流は怖いので、やるなら明るいうちにと考えた」。母の寿子(ひさこ)さんは「かつて床上浸水も経験したことがあるけど、今回はほんとに怖かった」ともらした。(吉岡潤)



#### ○みんなの広場 緊急放流で緊迫した夜＝年金生活者・金澤武司・65

(毎日新聞東京朝刊 2019年10月27日)

21日本紙で城山ダム(相模原市)の相模川への放流を巡り関係機関が混乱した「緊急放流混乱」を読み、台風19号が直撃して緊迫した12日夜を思い出した。

我が家は相模川近くで、そこに流れ込む支流もすぐ近くにあり、西日本豪雨のダム緊急放流での河川氾濫と同じ被害を心配した。妻は他市に1人で住む母親が心配で前日から行っていたので、家には私と社会人の娘の2人だけだった。

娘はスマホで近くの河川の水位や城山ダムの緊急放流の情報を入手した。徒歩約15分の最寄りの避難所の公民館が既に満員状態と分かり、暴風雨の中の移動は危険と思い避難はしないと決めた。万一に備えて床下収納庫の備蓄品や家電製品を2階へ運んだ。不安な一夜を過ごした。翌日、相模川の氾濫は起きなかったことを知ったが、近所の人に他地区の避難所で満員で断られた人がいたと聞いた。

今回は免れたが、他県で起きたような水害が起こる可能性はあり、関係機関は今回の検証を行い、対策を検討してほしい。(神奈川県厚木市)

## 1-6 続けて来る洪水には対応能力が大きく低下するダム

台風19号に続いて発生した台風20号が10月21日に温帯低気圧になりましたが、近畿から関東にかけてかなりの雨を降らせました。

この台風20号の接近に対して、国土交通省関東地方整備局が10月20日に「台風第20号に備えダムの洪水調節容量の確保を進めています」を発表しました。

[http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kyoku\\_s\\_00000412.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kyoku_s_00000412.html)

その本文資料には利根川上流ダム群、鬼怒川上流ダム群などについて10月20日10:00時点の洪水調節可能容量が次ページの通り、示されています。

ダムの数字を見ると、本来の洪水調節容量を大幅に下回っていることに驚かされます。

本来の洪水調節容量と10月20日時点の洪水調節可能容量を比較した表を下記に示します。後者を前者で割った割合をここでは回復率と表現します。

利根川上流ダム群は回復率が26%、鬼怒川上流ダム群は50%、宮ヶ瀬ダムは20%です。（荒川上流ダム群は推定で50%【補遺】を参照）

10月12～13日の台風19号が来てから、1週間程度ですが、水位を十分に下げることができない状態になっています。

洪水期がすでに終わっているのに、すみやかに水位を下げられないということがあるとはいえ、台風が次々を押し寄せてきているのですから、ダムの水位を極力下げて次の洪水の到来に備えなければならないはずなのに、現実のダムはそのようになっていません。

続けて来る洪水には対応能力が大きく低下するのがダムであって、ダムに依存する治水行政の危うさを物語っています。

関東地方のダム・洪水調節池の洪水調節可能量（国土交通省関係）

		洪水期	A 洪水調節容量 万m <sup>3</sup>		B 10月20日時点の洪水調節可能容量 万m <sup>3</sup>	回復率 B/A %
利根川上流	藤原ダム	6/1～9/30	2,120	7,994	2,090	26
	相俣ダム		940			
	藪原ダム		1,414			
	矢木沢ダム		2,210			
	奈良俣ダム		1,310			
鬼怒川上流	五十里ダム	6/15～9/30	3,480	12,530	6,300	50
	川俣ダム		2,450			
	川治ダム		3,600			
	湯西川ダム		3,000			
荒川	二瀬ダム	7/1～9/30	2,180	9,500	7,770	82
	浦山ダム		2,300			
	滝沢ダム		3,300			
	荒川第一調節池		3,900			
渡良瀬川最下流	渡良瀬遊水地	7/1～9/30	17,180		17,510	102
利根川中下流	田中調節池	---	6,100	10,700	12,200	114
	菅生調節池		2,700			
	稲戸井調節池		1,900			
相模川	宮ヶ瀬ダム	6/16～10/15	4,500		920	20

(10月20日時点の洪水調節可能容量：関東地方整備局の2019年10月20日の発表値)

### 【補遺】中下流にある洪水調節池

ダムと比べて、対応能力の回復が早いのが、河川の中下流に設置された洪水調節池です。

渡良瀬川最下流の渡良瀬遊水地、利根川中下流の田中・菅生・稲戸井調節池は本来の洪水調節容量を上回る容量の調節が可能となっています。（回復率が100%を超える理由は現段階では不明です。）

洪水調節池は洪水のピークが過ぎれば、速やかに放流するので、回復が早い利点があります。

なお、荒川の数字は荒川上流3ダムと荒川第一調節池を合わせた数字で、回復率が82%になっていますが、荒川第一調節池の回復率を100%と仮定すると、荒川上流3ダムの回復率は50%と推定されます。

## ○ 関東地方整備局の発表 2019年10月20日 台風第20号に備えダムの洪水調節容量の確保を進めています

### ●国および水資源機構のダム等の備えについて

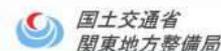
台風第19号では、各ダム等で洪水の貯留を実施し、ほぼ満水となったダムもありました。

通常、この時期(非洪水期)は、各ダムで満水状態を維持しますが、今後の雨に備え水の放流(水位の低下)を行い、洪水調整に使用可能な容量の確保を進めています。

また、調節池等においても洪水調整に使用可能な容量の確保を進めています

## 関東地方整備局管内 ダムの状況について

R1.10.20  
10:00時点



## 1-7 ハツ場ダムは本当に利根川の氾濫を防いだのか？ 治水利水の両面で必要性は失われている

嶋津暉之 水源開発問題全国連絡会・共同代表

(2019年10月23日 朝日新聞のウェブサイト「論座」)

[https://webronza.asahi.com/national/articles/2019102100008.html?iref=wrp\\_rnavi\\_rank](https://webronza.asahi.com/national/articles/2019102100008.html?iref=wrp_rnavi_rank)

(図はウェブサイトには入っていませんが、理解しやすするため、挿入しました。)

利根川水系のハツ場ダムは、来年3月完成の予定で10月1日から試験湛水が行われているが、今回の台風19号により、貯水量が一挙に増加した。ハツ場ダムの貯水量が急増したことで、「台風19号では利根川の堤防が決壊寸前になった。決壊による大惨事を防いだのはハツ場ダムの洪水調節効果があったからだ」という話がネットで飛び交っている。10月16日の参議院予算委員会でも、赤羽一嘉国土交通大臣が試験湛水中のハツ場ダムが下流の利根川での大きな氾濫を防ぐのに役立ったとの認識を示した。

しかし、それは本当のことなのか。現時点で国交省が明らかにしているデータに基づいて検証することにする。

### ハツ場ダムの洪水位低下効果は利根川中流部で17cm程度

10月13日未明に避難勧告が出た埼玉県加須市付近の利根川中流部についてみる。

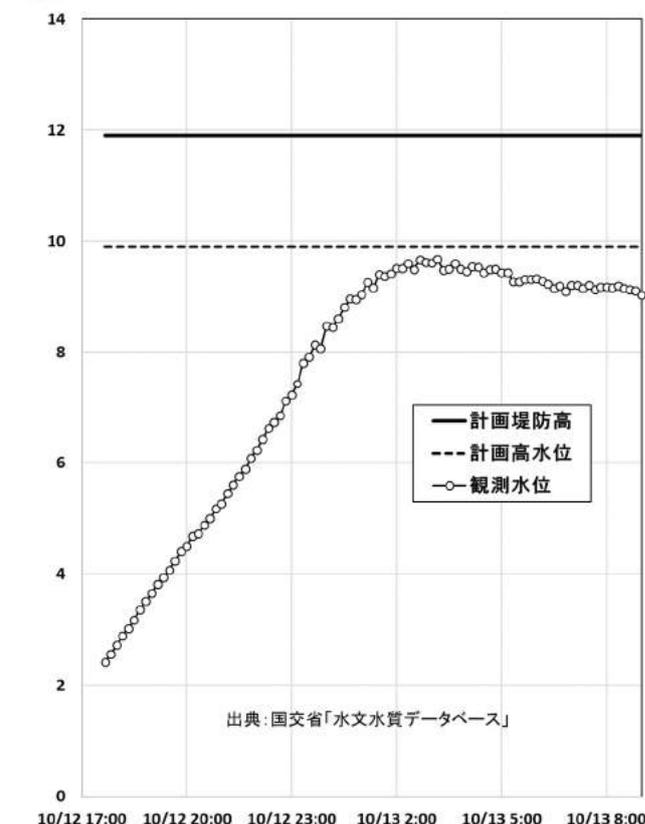
本洪水で利根川中流部の水位は確かにかなり上昇したが、決壊寸前という危機的な状況ではなかった。加須市に近い利根川中流部・栗橋地点

(久喜市)の本洪水の水位変化を見ると、最高水位は9.67m(観測所の基準面からの高さ)まで上昇し、計画高水位9.90mに近づいたが、利根川本川は堤防の余裕高が2mあって、堤防高は計画高水位より2m高いので、まだ十分な余裕があった(図1)。なお、栗橋地点の氾濫危険水位は8.9mで、計画高水位より1m低いが、これは避難に要する時間などを考慮した水位であり、実際の氾濫の危険度はその時の最高水位と堤防高との差で判断すべきである。

ハツ場ダムの治水効果については国交省が行った詳細な計算結果がある(図2)。それによれば、栗橋に近い地点での洪水最大流量の削減率は8洪水の平均で50年に1回から100年に1回の洪水規模では3%程度である。本洪水はこの程度の規模であったと考えられる。

本洪水では栗橋地点の最大流量はどれ位だったのか。栗橋地点の最近8年間の水位流量データか

図1 利根川・栗橋地点の水位(2019年10月)  
基準面からの高さm



ら水位流量関係式をつくり（図3）、それを使って今回の最高水位 9.67mから今回の最大流量を推測すると、約 11,700 m<sup>3</sup>/秒となる。八ツ場ダムによる最大流量削減率を3%として、この流量を97%で割ると、12,060 m<sup>3</sup>/秒になる。八ツ場ダムの効果がなければ、この程度の最大流量になっていたことになる。

この流量に対応する水位を上記の水位流量関係式から求めると、9.84mである。実績の9.67mより17cm高くなるが、さほど大きな数字ではない。八ツ場ダムがなくても堤防高と洪水最高水位の差は2m以上あったことになる。したがって、本洪水で八ツ場ダムがなく、水位が上がったとしても、利根川中流部が氾濫する状況ではなかったのである。

### 河床の掘削で計画河道の維持に努める方がはるかに重要

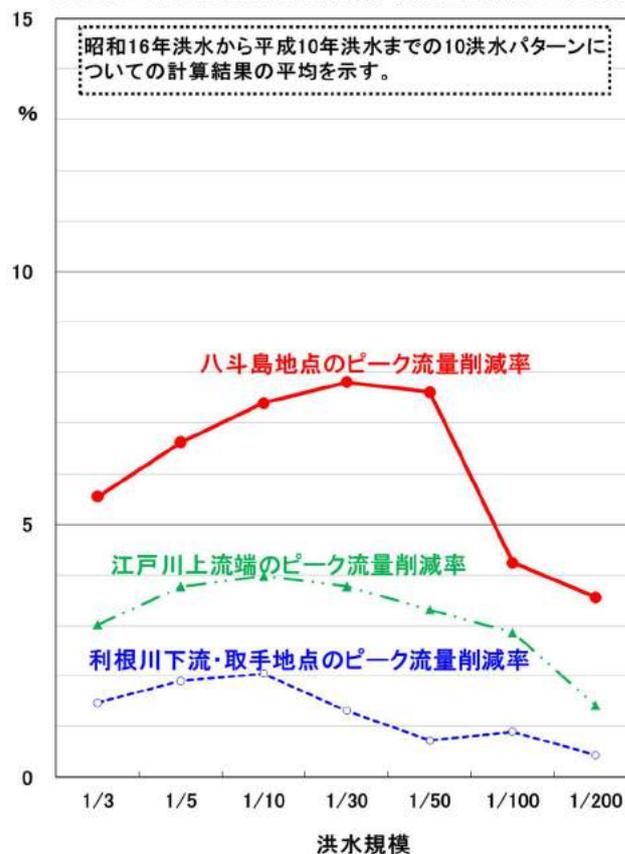
利根川の水位が計画高水位の近くまで上昇した理由の一つとして、適宜実施すべき河床掘削作業が十分に行われず、そのために利根川中流部の河床が上昇してきているという問題がある。

国交省が定めている利根川河川整備計画では、計画高水位 9.9mに対応する河道目標流量は 14,000 m<sup>3</sup>/秒であり、今回の洪水は水位は計画高水位に近いが、流量は河道目標流量より約 2,300 m<sup>3</sup>/秒も小さい。このことは、利根川上流から流れ込んでくる土砂によって中流部の河床が上昇し

図2

### 国交省の計算による八ツ場ダムの洪水ピーク流量削減率

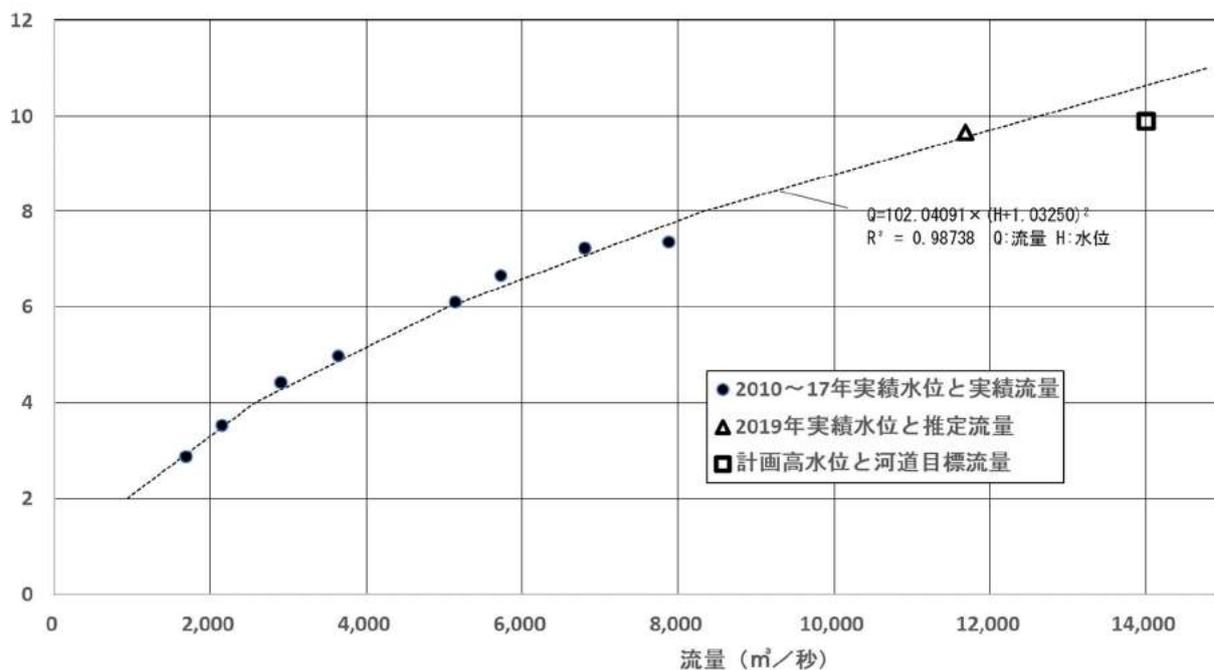
〔八ツ場ダム建設事業 費用便益比算定資料 関東地方整備局(2009年3月)〕



基準面からの  
水位 (m)

図3

### 利根川・栗橋地点の年最高水位と年最大流量の関係



て、流下能力が低下してきていることを意味する。河川整備計画に沿った河床面が維持されていれば、上述の水位流量関係式から計算すると、今回の洪水ピーク水位は70 cm程度下がっていたと推測される。八ツ場ダムの小さな治水効果を期待するよりも、河床掘削を適宜行って河床面の維持に努めることの方がはるかに重要である。

### 利根川の上流部と下流部の状況は

以上、利根川中流部についてみたが、本洪水では利根川の上流部と下流部の状況はどうであったのか。後出の図6のとおり、利根川は八斗島（群馬県伊勢崎市）より上が上流部で、この付近で丘陵部から平野部が変わるが、八斗島地点の本洪水の水位変化を見ると、最高水位と堤防高の差が上述の栗橋地点より大きく、上流部は中流部より安全度が高く、氾濫の危険を心配する状況ではなかった（図4）。

一方、利根川下流部では10月13日午前10時頃から水位が徐々に上昇し、河口に位置する銚子市では、支流の水が利根川に流れ込めずに逆流し、付近の農地や住宅の周辺で浸水に見舞われるところがあった。八ツ場ダムと利根川下流部の水位との関係は中流部よりもっと希薄である。八ツ場ダムの洪水調節効果は下流に行くほど小さくなる。

前述の国交省の計算では下流部の取手地点（茨城県）での八ツ場ダムの洪水最大流量の削減率は1%程度であり（図2）、最下流の銚子ではもっと小さくなるから、今回、浸水したところは八ツ場ダムがあるうがなかろうが、浸水を避けることができなかった。浸水は支川の堤防が低いことによるのではないだろうか。

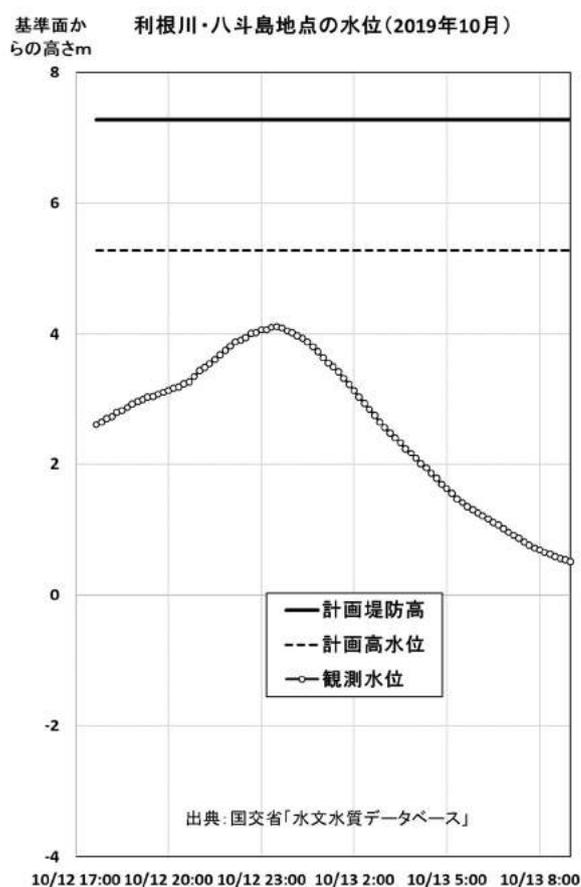
なお、東京都は利根川中流から分岐した江戸川の下流にあるので、八ツ場ダムの治水効果はほとんど受けない場所に位置している。

### ダムの治水効果は下流に行くほど減衰

ダムの洪水調節効果はダムから下流へ流れるにつれて次第に小さくなる。他の支川から洪水が流入し、河道で洪水が貯留されることにより、ダムによる洪水ピーク削減効果は次第に減衰していく。

2015年9月の豪雨で鬼怒川が下流部で大きく氾濫し、甚大な被害が発生した。茨城県常総市の浸水面積は約40km<sup>2</sup>にも及び、その後の関連死も含めると、死者は14人になった。鬼怒川上流には国土交通省が建設した四つの大規模ダム、五十里ダム、川俣ダム、川治ダム、湯西川ダムがある。その洪水調節容量は合計12,530万m<sup>3</sup>もあるので、鬼怒川はダムで洪水調節さえすれば、ほとんどの洪水は氾濫を防止できるとされていた河川であったが、下流部で堤防が決壊し、大規模な溢水があつて凄まじい氾濫被害をもたらした。

図4



この鬼怒川水害では4ダムでそれぞれルール通りの洪水調節が行われ、ダム地点では洪水ピークの削減量が2,000 m<sup>3</sup>/秒以上もあった。しかし、下流ではその効果は大きく減衰した。下流の水海道地点（茨城県常総市）では、洪水ピークの削減量はわずか200 m<sup>3</sup>/秒程度しかなく、ダムの効果は約1/10に減衰していた。

このようにダムの洪水調節効果は下流に行くほど減衰していくものであるから、ダムでは中下流域の住民の安全を守ることができないのである。

### 本格運用されていれば、今回の豪雨で緊急放流を行う事態に

本洪水の八ツ場ダムについては重要な問題がある。関東地方整備局の発表によれば、本洪水で八ツ場ダムが貯留した水量は7500万m<sup>3</sup>である。八ツ場ダムの洪水調節容量は6500万m<sup>3</sup>であるから、1000万m<sup>3</sup>も上回っていた。

八ツ場ダムの貯水池容量の内訳は下の方から計画堆砂容量1750万m<sup>3</sup>、洪水期利水容量2500万m<sup>3</sup>、洪水調節容量6500万m<sup>3</sup>で、総貯水容量は10750万m<sup>3</sup>である（図5）。貯水池の運用で使う有効貯水容量は、堆砂容量より上の部分で、9000万m<sup>3</sup>である。ダム放流水の取水口は計画堆砂容量の上にある。

本洪水では八ツ場ダムの試験湛水の初期にあったので、堆砂容量の上端よりかなり低い水位からスタートしたので、本格運用では使うことができない計画

堆砂容量の約1/3を使い、さらに、利水のために貯水しておかなければならない洪水期利水容量2500万m<sup>3</sup>も使って、7500万m<sup>3</sup>の洪水貯留が行われた。

本格運用で使える洪水貯水容量は6500万m<sup>3</sup>であるから、今回の豪雨で八ツ場ダムが本格運用されていれば、満杯になり、緊急放流、すなわち、流入水をそのまま放流しなければならない事態に陥っていた。

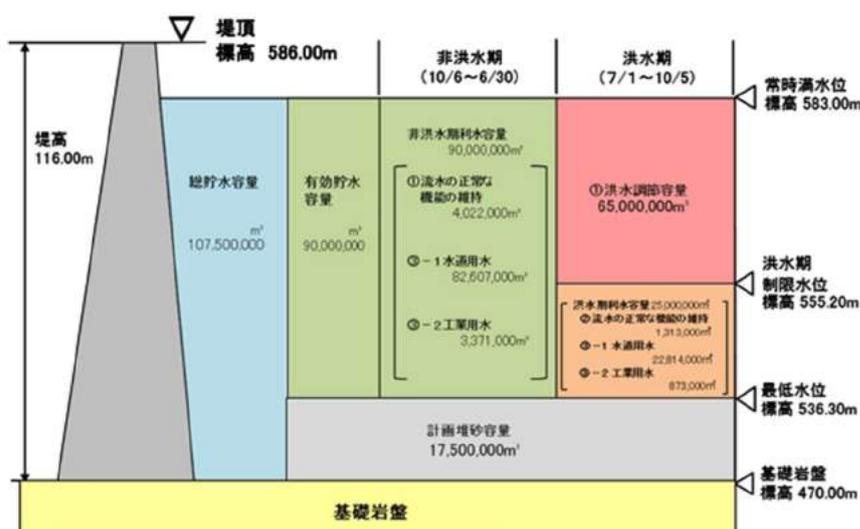
今年の台風19号では全国で6基のダムで緊急放流が行われ、ダム下流域では避難が呼びかけられた。2018年7月の西日本豪雨では愛媛県・肱川の野村ダムと鹿野川ダムで緊急放流が行われて、西予市と大洲市で大氾濫が起き、凄まじい被害をもたらした。今年の台風19号の6ダムの緊急放流は時間が短かったのが、事なきを得たが、雨が降り続き、緊急放流が長引いていたら、どうなっていたかわからない。

ダム下流で、ダムに比較的近いところはダムの洪水調節を前提とした河道になっているので、ダムが調節機能を失って緊急放流を行えば、氾濫の危険性が高まる。

八ツ場ダムも本豪雨で本格運用されていれば、このような緊急放流が行われていたのである。

以上のとおり、本豪雨で八ツ場ダムがあったので、利根川が助かったという話は事実を踏まえないフェイクニュースに過ぎないのである。

図5 八ツ場ダム貯水容量配分図



洪水期／梅雨時期、台風やその他豪雨等により、大きな洪水の発生が予想される期間。主に夏から秋。  
非洪水期／洪水期以外の期間。

## 必要性を喪失した八ツ場ダムが来年3月末に完成予定

八ツ場ダムは今年中に試験湛水を終えて、来年3月末に完成する予定であるが、貯水池周辺の地質が脆弱な八ツ場ダムは試験湛水後半の貯水位低下で地すべりが起きる可能性があるため、先行きはまだわからない。

八ツ場ダムはダム建設事業費が5320億円で、水源地域対策特別措置法事業、水源地域対策基金事業を含めると、総事業費が約6500億円にもなる巨大大業である。

八ツ場ダムの建設目的は①利根川の洪水調節、②水道用水・工業用水の開発、③吾妻川の流量維持、④水力発電であるが、③と④は付随的なものである。

①の洪水調節については上述の通り、本豪雨でも八ツ場ダムは治水効果が小さく、利根川の治水対策として意味を持たなかった。利根川の治水対策として必要なことは河床掘削を随時行って河道の維持に努めること、堤防高不足箇所を堤防整備を着実に実施することである。

②については首都圏の水道用水、工業用水の需要が減少の一途をたどっている。水道用水は1990年代前半でピークとなり、その後はほぼ減少し続けるようになった。首都圏6都県の上水道の一日最大給水量は、2017年度にはピーク時1992年度の84%まで低下している。これは節水型機器の普及等によって一人当たりの水道用水が減ってきたことによるものであるが、今後は首都圏全体の人口も減少傾向に向かうので、水道用水の需要がさらに縮小していくことは必至である。これからは水需要の減少に伴って、水余りがますます顕著になっていくのであるから、八ツ場ダムによる新規の水源開発は今や不要となっている。

八ツ場ダムの計画が具体化したのは1960年代中頃のことで、半世紀以上かけて完成の運びになっているが、八ツ場ダムの必要性は治水利水の両面で失われているのである。

八ツ場ダムの総事業費は上述の通り、約6500億円にもなるが、もし八ツ場ダムを造らず、この費用を使って利根川本川支川の河道整備を進めていけば、利根川流域全体の治水安全度は飛躍的に高まっていたに違いない。

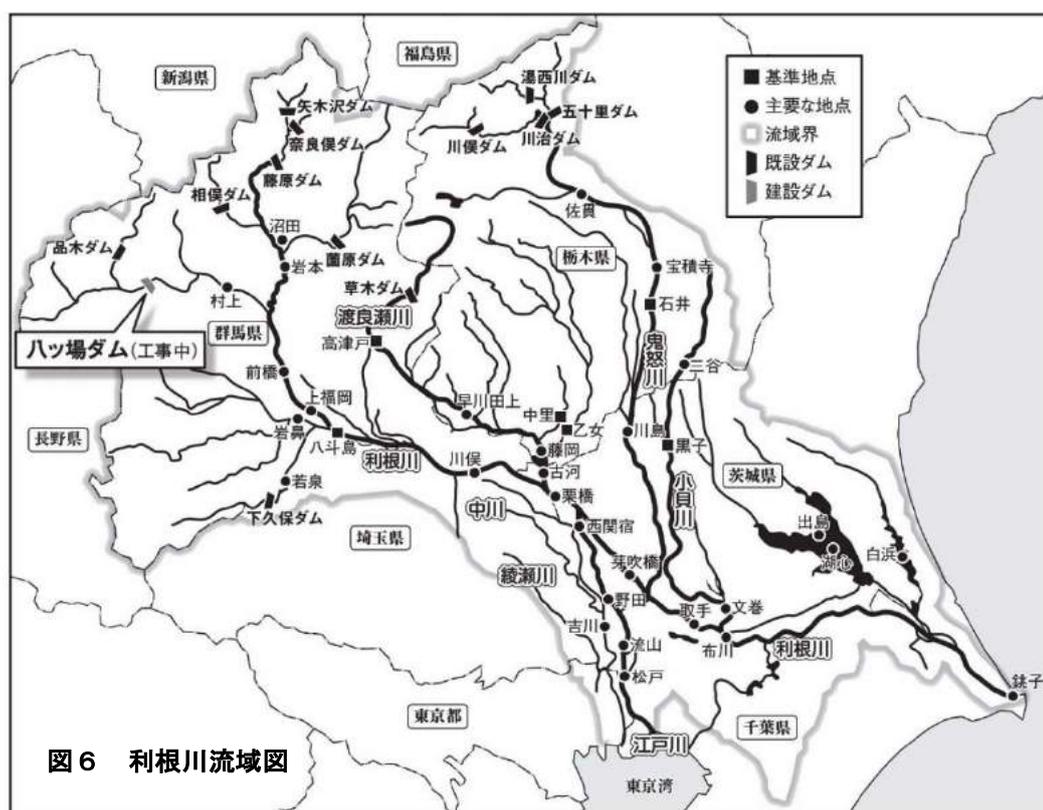


図6 利根川流域図

(国土交通省資料から)

## 2 ダムによる治水の幻想

### ○ 緊急放流によるダム下流の氾濫（2018年夏の西日本豪雨）

2018年7月の西日本豪雨は、各地で大きな被害をもたらしました。洪水を防ぐためにつくられたはずのダム8基が満杯になって洪水調節機能を失いました。

愛媛県を流れる肱川（ひじかわ）では、2基のダムが機能を喪失しました。

#### 愛媛県の肱川

野村ダムと鹿野川（かのがわ）ダムは、洪水調節などを目的とする国土交通省のダムです。西日本豪雨では、この二つのダムが逆に深刻な洪水被害をもたらしました。野村ダムの下流では、ダムの放流により、5人が亡くなり、約650戸が浸水しました。鹿野川ダムの下流でもダムの放流により、3人が亡くなり、約4600戸が浸水しました。



大洲市での氾濫（朝日新聞 2018年8月15）

#### ダムからの緊急放流が引き起こした氾濫

右下の図は野村ダムの流入量と放流量の変化を示しています。

野村ダムは5～6時間で満杯になり、洪水調節機能を失い、緊急放流を行いました。最大放流量は約1800 m<sup>3</sup>/秒にもなりました。

これは、ダムからの放流量として定められている300 m<sup>3</sup>/秒の6倍でした。鹿野川ダムも同様に、本来の放流量の6倍の放流を行いました。その結果、野村ダムと鹿野川ダムの下流では大きな氾濫となりました。



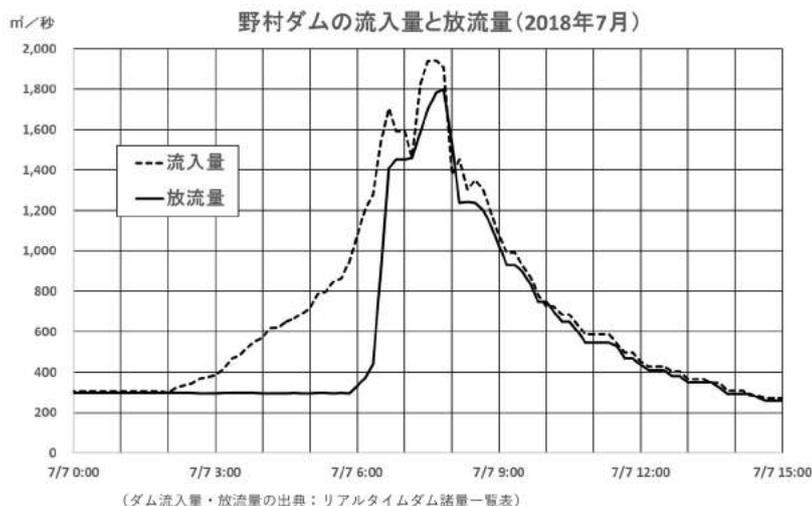
（毎日新聞 2018年7月20日）

#### ダムがあるために避難の時間が失われた

「ダムがなければ、もっと大きな被害が出た」という学者もいますが、それは事実ではありません。

野村ダムのグラフを見ると、ダムへの流入量が300 m<sup>3</sup>/秒から1400 m<sup>3</sup>/秒まで約4時間半かけて上昇したことがわかります。一方、放流量は1時間足らずで300 m<sup>3</sup>/秒から1400 m<sup>3</sup>/秒まで急上昇しました。

野村ダムがもしなければ、流量の上昇に要する時間は4～5時間でした。しかし、野村ダムは満杯になるまで洪水を貯め、その後、一気に放流したため、流量上昇時間が1～2時間に短縮され、しかも、そのうちの数十分で流量が急上昇しました。野村ダム下流では、避難がほとんど困難な状況になり、甚大な被害が発生



しました。鹿野川ダムでも同様です。

## ○ 中下流部で減衰するダムの洪水調節効果 (四つの巨大ダムで防げなかった 2015 年 鬼怒川水害)

2015年9月の台風18号では鬼怒川が大きく氾濫し、甚大な被害が発生しました。鬼怒川の決壊で、溢れた洪水が家々を次々と襲っていく凄まじい光景がテレビで放映されました。茨城県常総市では、浸水家屋は床下浸水約6,600戸、床上浸水約4,400戸、浸水面積は約40km<sup>2</sup>にも及びました。その後の関連死も含めると、死者は14人になりました。線状降水帯が栃木県北部を中心に居座り続けたことによる大豪雨が引き越した洪水でした。

### 鬼怒川上流の4ダム

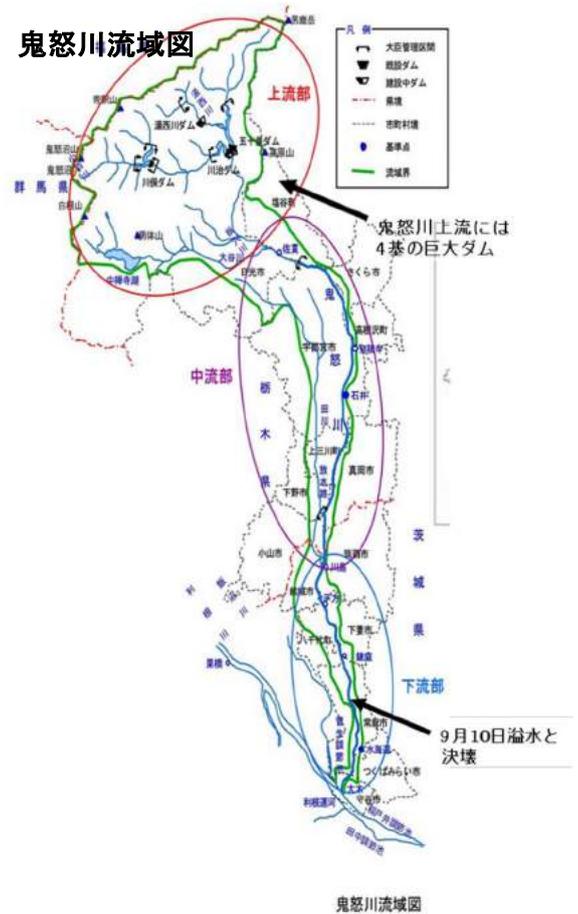
鬼怒川上流には国土交通省が建設した四つの大規模ダムがあります(右上図)。五十里ダム、川俣ダム、川治ダム、湯西川ダムです。湯西川ダムは2012年に完成したばかりで、ダムの上にまたダムをつくる、屋上屋を架すダム建設が行われました。

4ダムの洪水調節容量は合計12,530万m<sup>3</sup>(八ッ場ダムの洪水調節容量6,500万m<sup>3</sup>の約2倍)もありますので、鬼怒川はダムで洪水調節さえすれば、ほとんどの洪水は氾濫を防止できるとされていた河川でした。

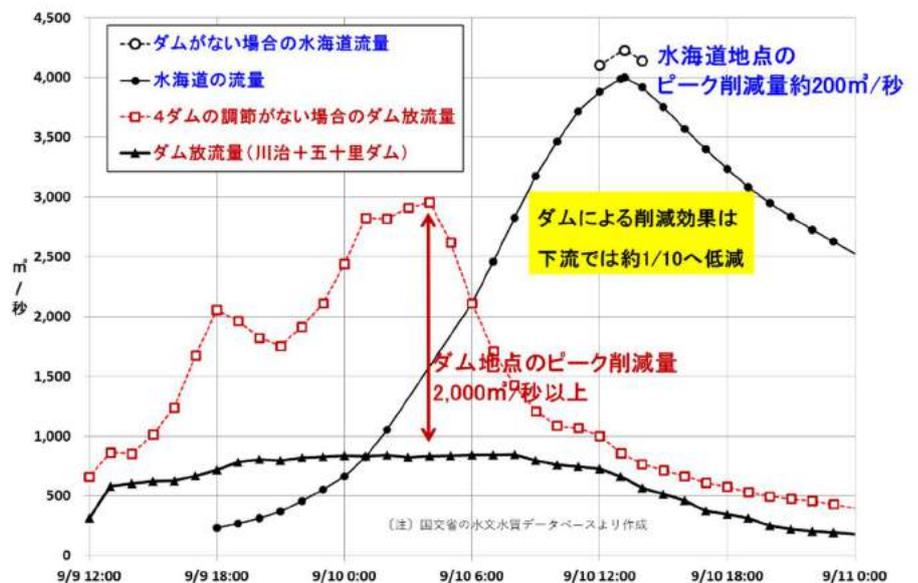
しかし、堤防が決壊し、大規模な溢水があつて凄まじい氾濫被害をもたらしました。ダムでは流域住民の安全を守ることができなかつたのです。

### ダムの効果は下流では減衰

鬼怒川水害の時、4ダムではそれぞれルール通りの洪水調節が行われ、ダム地点では洪水ピークの削減量が2,000m<sup>3</sup>/秒以上もありました。しかし、下流ではその効果は大きく減衰しました。下流の水海道地点(茨城県常総市)では、洪水ピークの削減量はわずか約200m<sup>3</sup>/秒しかなく、ダムの効果は約1/10に減衰していました(上図)。



ダム地点(134km)の放流量と下流・水海道地点(11km)の流量



### 3 今後進めるべき治水対策の柱

#### 3-1 耐越水堤防工法の普及を！

##### (1) 耐越水堤防をめぐる経過

有効な治水対策である耐越水堤防をめぐる経過は次の通りです。

(石崎勝義・元建設省土木研究所次長『消されかかっている越水堤防』より)

##### ① 耐越水堤防工法の研究開発

旧・建設省土木研究所が「洪水が越水しても簡単には決壊しない堤防」(耐越水堤防)の工法を1975年から1984年にかけて研究開発。

##### ② 耐越水堤防工法の実施

建設省が一級河川の一部で1980年代の後半から耐越水堤防を実施。

##### ③ 耐越水堤防の普及の通知

建設省が耐越水堤防の普及を図るため、2000年3月に「河川堤防設計指針(第3稿)」を発行し、関係機関に通知。

#### 耐越水堤防(フロンティア堤防・アーマーレビー(鎧型堤防))の実施例(施工開始時期1988~1998年度)

河川名		所在市町村	施工時期	施工延長
水系名	河川名			
石狩川	美瑛川	北海道上川郡美瑛町	平成元年度～平成11年度	4.6km
留萌川	留萌川	北海道留萌市	平成2年度～平成3年度	2.9km
雄物川	雄物川	秋田県大仙市	平成2年度～平成6年度	1.6km
那珂川	那珂川	茨城県水戸市、ひたちなか市、那珂市	平成10年度～平成15年度	9.0km
信濃川	信濃川	新潟県長岡市	平成2年度～平成11年度	1.5km
雲出川	雲出川	三重県津市	平成8年度～平成11年度	1.1km
加古川	加古川	兵庫県加古川市	昭和63年度～平成7年度	3.4km
江の川	馬洗川	広島県三次市	平成2年度～平成9年度	0.8km
筑後川	筑後川	福岡県久留米市	平成8年度～平成13年度	1.1km

#### 耐越水堤防

川裏側の法面を遮水シートと接続ブロック等で保護して、越水による洗堀を防ぐようにする。

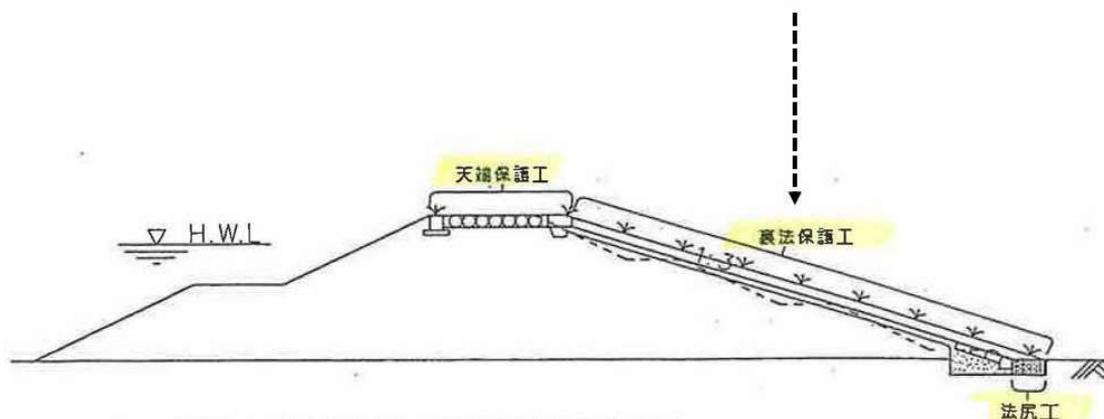


図6.3.1 越水を考慮した強化堤防の基本構造  
(建設省「河川堤防設計指針(第3稿)」2000年3月)

#### ④ 耐越水堤防の退場

国交省が2002年7月に③の「河川堤防設計指針(第3稿)」を廃止

#### ④の背景(ダム推進の妨げになるから)

2000年12月から始まった川辺川ダム住民討論集会で、耐越水堤防を整備すれば、ダムが不要になるのではないかと指摘され、耐越水堤防の存在がダム推進の妨げになると、国交省が考えたからと推測されます。

上記の耐越水堤防工法は石崎勝義氏によれば、整備区間1メートルあたり50～100万円で整備が可能です。

[注]耐越水堤防工法は上記の被覆型(堤防の川裏側を接続ブロックと遮水シートなどで被う工法)と、下記の自立型(堤防のコアに土とセメントをまぜた地中壁をつくる工法など)がある。

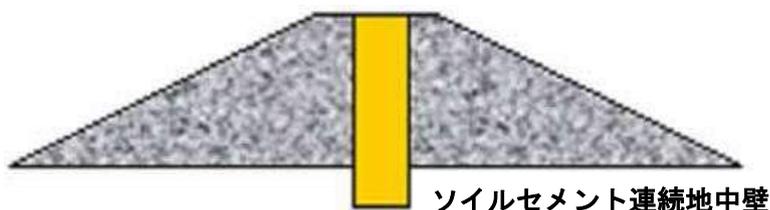
### (2) 自立型の耐越水堤防工法

#### 1) ソイルセメント連続地中壁工法(大熊孝氏が推奨)

ソイルセメント連続地中壁を堤防中心部に設置して堤防を強化する工法です。代表的な工法としてTRD工法とパワーブレンダー工法があります。

##### ① TRD工法

(Trench cutting Re-mixing Deep wall)



##### ② パワーブレンダー工法

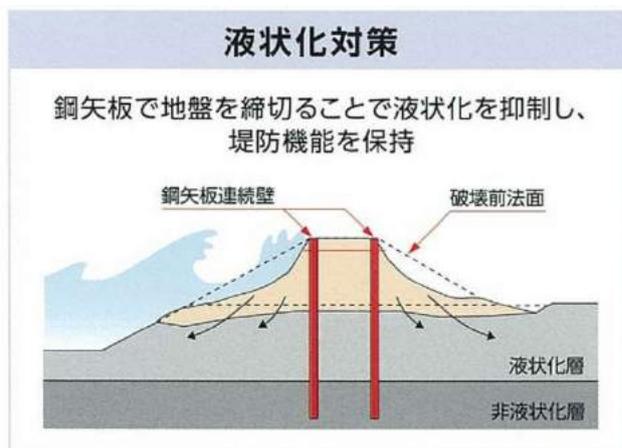


#### 2) ハイブリッド堤防(鋼矢板)(今本博健氏が推奨)

鋼矢板による堤防補強はよく行われていることですが、ハイブリッド堤防は鋼矢板を堤防中心部に挿入するものです。

海岸堤防の液状化対策として実施されている例があります。高知県高知市の仁ノ海岸堤防は右図の通り、鋼矢板を2列にして挿入しています。インプラント堤防といわれています。

この仁ノ海岸堤防の例では1メートル当たり200万円程度の工費になっています。



### (3) 国土交通省と土木学会の誤った見解への反撃を！

#### ○ 耐越水堤防に関する国土交通省の回答（国交省治水課 2015年8月27日）

耐越水堤防に関する国交省の現在の見解は次の通りです。

質問：土木研究所が過去に行った堤防強化工法の実験結果をなぜ評価しないのか。

回答：越水対策工法については、土木学会より、堤防を被覆する工法は耐侵食性、耐震性など長期にわたる実効性が未だ明らかではない点などが示されており、現実的な治水対策案として採用できる状況にはなっていないと考えています。

質問：スーパー堤防整備対象区間（江戸川・荒川・多摩川・淀川・大和川の下流部 119km）以外の河川について耐越水堤防へ強化する計画、見通しを示されたい。

回答：堤防強化に関する技術開発が各方面で実施されているところですが、現在の技術レベルでは高規格堤防以外に越水に耐えられる構造は確立されていません。したがって、現時点では、高規格堤防以外の区間の耐越水堤防の計画はありません。

〔注〕荒川・多摩川・淀川・大和川の下流部 119kmのスーパー堤防（高規格堤防）は現在までの進捗速度であると、整備完了まで約700年の年数が必要ですので（40ページの【補遺】を参照）、上記の国交省の回答は日本のどの河川も耐越水堤防にする見通しが現実でないことを意味します。

#### ○ 土木学会の報告書

「耐越水堤防整備の技術的な実現性の見解」について

耐越水堤防整備の技術的な実現性検討委員会報告書

平成20年10月27日 社団法人 土木学会

##### 自立型耐越水堤防

越水対策としての堤体中央へのコアの導入は、わが国の堤防が地盤条件の悪いところに施工されるため長期的に変形すること、地震の作用を受けることが通常であり、盛土内に異物が混入した場合にはそこに剥離、空洞化が発生しやすいことから、技術的に難しいと判断する。

##### 被覆型耐越水堤防

被覆型の越水対策の場合、耐侵食効果の長期間の機能維持には被覆植生のムラ、シート間の継ぎ目の長期的保持、シートの品質の保持、堤体内の空気の効率的な排気、地盤沈下や地震による変状、水防活動や利用者による被覆工の偶発的損傷など、多くの課題がある。このように、長大な堤防において長期間にわたり越水を許容する実現性は乏しい。

したがって、既往提案である被覆型や自立型の越水対策により、歴史的に築造された長大な堤防が計画高水位以下で有するのと同等の安全性を、縦断方向に連続的にかつ長期間にわたり確保することは、構造的あるいは材料的な課題が十分に明らかにされておらず技術的に困難である。

### 3-2 流域治水（建築規制、立地規制をも行う治水対策）の推進を！

#### （1）滋賀県流域治水の推進に関する条例（2014年3月制定）

近年の水害発生区域を見ると、河川のすぐ近くにおいて、氾濫の危険性のあるところに新しい家々が立ち並んでいる新興住宅地であることが少なくありません。開発規制がされていないのです。

この点で、建築規制、立地規制を治水対策の重要な柱としたのが、嘉田由紀子・前滋賀県知事（現・参議院議員）が2014年3月に制定した「流域治水の推進に関する条例」です。

この条例は、「浸水警戒区域」を指定し、近くに避難場所がなく、地盤のかさ上げもしない場合、原則として区域内の住宅や福祉施設などの新築・増改築を許可しないとしています。

治水対策として建築規制、立地規制を行うのは画期的なことです。

#### （2）条例の要点（滋賀県のQ&Aより）

##### ○「浸水警戒区域」とは？

200年確率の降雨があった場合に人命被害を生じるおそれが判明した区域に対し、指定をおこなおうとするものです。

##### ○「浸水警戒区域」の指定は、どのようにおこなわれるのですか。

区域指定にあたっては、具体的に議論を重ね、合意形成を図ったうえで「水害に強い地域づくり計画」を策定することとしております。

##### ○なぜ「200年確率の降雨」を対象とするのですか。

「200年確率の降雨」は、最大規模の災害を想定して設定したものです。

##### ○「浸水警戒区域」の中では、新たに建物は建築できないのですか。

建築できます。次に示す建物は条例に定める条件をクリアしていただきたいと考えています。

1.住宅 2.社会福祉施設 3.特別支援学校および幼稚園 4.病院、診療所および助産所  
販売所や工場など、上記以外の建物については、条件を設けることはありません。

##### ○「浸水警戒区域」の中にある既に建っている住宅は、建て替えないといけないのですか。

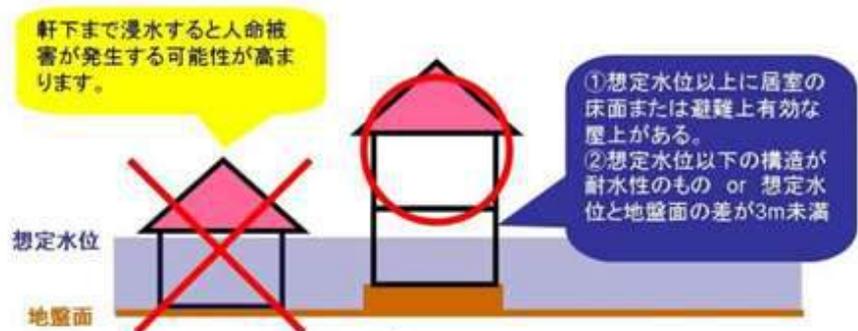
将来、増改築する時に、安全に住むための条件をクリアしてください。

地盤盛土等の対策を行い、想定水位以上の高さに避難できる空間を確保してください。

または、地域防災計画等に位置づけられた避難場所など、浸水が生じた場合に確実に避難できる要件（広さ、距離、経路、管理状況等）を満足する避難場所が付近にあることが必要です（ただし、社会福祉施設等は除きます）。

「建築制限」は、上記（右

図）の条件を満たし、水害リスクに対応した安全な住まい方がされるかどうかを県がチェックする制度です。



## ○「浸水警戒区域」で地盤の嵩上げをして家を建てる場合、どれくらいの嵩上げが必要ですか。

2階建ての場合、想定浸水深が3メートルのところであれば最高で2センチ、4メートルのところであれば最高で1メートル2センチです。

## ○「浸水警戒区域」の中で住宅等を建築する場合、どのような手続きが必要なのですか。

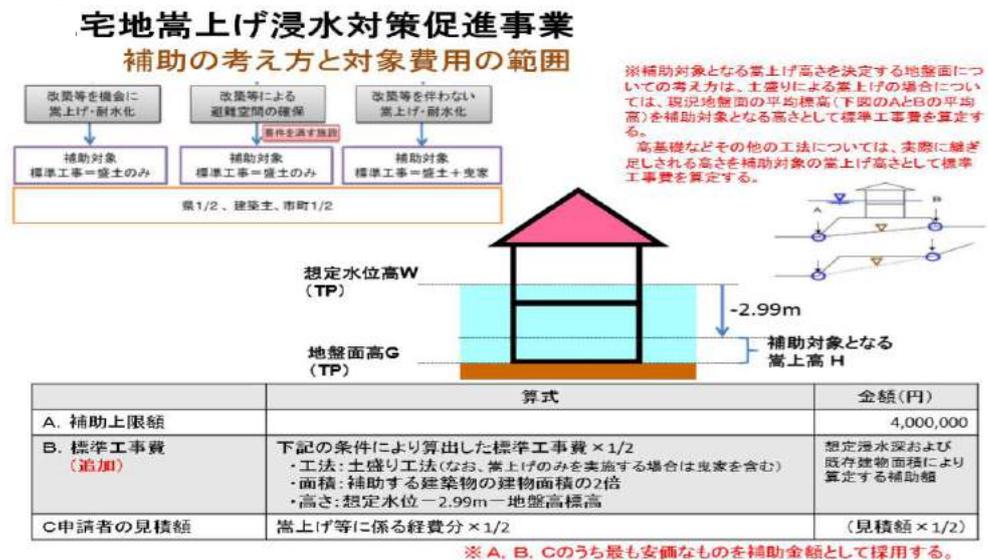
従来の建築確認申請の前に、知事あてに想定浸水深に対する安全性適合の許可申請をしていただくこととなります(条例第14条)。

水害リスクは、現行の建築確認手続きの中の審査要件になっていないため、建築確認申請の前に行っていただきます。

## ○「浸水警戒区域」に指定された区域に対し、県として支援を考えていますか。

「多重防御」による人命被害回避方法への支援制度として、「宅地嵩上げ浸水対策促進事業」と「避難場所整備事業」が創設されました(2017年6月)。

「宅地嵩上げ浸水対策促進事業」は、「浸水警戒区域」内の既存住宅の、住宅の改築(建て替え)および増築時に、地盤の嵩上げ(盛土、法面保護)等工事の費用を助成しようとするものです。



### 【補遺】 スーパー堤防(高規格堤防)事業の現状

多摩川・江戸川・荒川・多摩川・淀川・大和川の下流部119kmがスーパー堤防の整備対象区間になっていますが、堤防対象地に居住する人々に(数年間以上)立ち退きを求める土地区画整理や都市再開発を前提とするため、スーパー堤防の整備は遅々として進んでいません。

#### ア 江戸川・荒川・多摩川・淀川・大和川下流部のスーパー堤防整備の必要年数の試算

- ・計画区間 118.967km
- ・実際に完成した高規格堤防 3.355km (1:30の基本断面形状の確保区間)
- ・進捗率  $3.4\text{m} \div 119\text{km} = 2.8\%$
- ・スーパー堤防の事業が20年経過して、整備率が2.8%とすれば、119kmの整備を終えるためには、 $20\text{年} \div 0.028 = \text{約}710\text{年}$ 必要。

#### イ 進まない理由

- ① 人々が住んでいる場所に堤防をつくるという手法そのものに無理がある。
  - i 区画整理や再開発などのまちづくり事業が先行しないと、進められない。
  - ii 現住居を終の棲家として余生を送るとしてきた人々を強制的に追い立てる問題を引き起こしている。
- ② 巨額の事業費が必要である。

1メートルあたり3,000~4,000万円(耐越水堤防工法は1メートルあたり50~100万円)

## IV 水道等の民営化問題

元に戻る

### 1 水道法の改正と施行

水道法の一部を改正する法律案が2018年12月の臨時国会で可決され、2019年10月1日に施行されました。改正法案に賛成した会派は自由民主党、公明党、日本維新の会、希望の党、反対した会派は立憲民主党・市民クラブ、国民民主党・無所属クラブ、無所属の会、日本共産党、自由党、社会民主党・市民連合でした。

水道法改正のポイントは二つあります。一つは「広域連携の推進」です。都道府県の主導のもとに、市町村水道の統合が進めることが可能になりました。

もう一つは「水道民営化」の道を開くことです。地方公共団体が施設の更新改造も含めて、水道施設の運営権（コンセッション方式<sup>\*</sup>）を民間業者に約20年間、譲渡することが可能となりました。

なお、水道の民営化は今回の水道法改正だけではなく、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI<sup>\*\*</sup>法）」の改正もベースになっています。PFI法そのものは1999年に制定されていますが、2018年6月にその手続きを簡素化するための改正が行われました。

#### ※コンセッション方式

利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

#### ※※PFI (Private Finance Initiative)

公共施設の設計、建設、維持管理、修繕等の業務全般を一体的に行うものを対象とし、民間事業者の資金とノウハウを活用して包括的に実施する方式。

水道法の改正とPFI法の改正により、日本でもこれから、水道等の民営化が検討されていくこととなります。水道等の民営化については次のことが大いに危惧されます。

- ① 特に外国資本が入った民間企業の場合、企業の利益を上げるために経営の効率化が行われ、その利益が外国資本の株主に回され、水道の利用者に還元されないことになるのではないのか。
- ② 経営効率化といっても、その多くは人件費の削減によることになり、合理化で、働く人々にしわ寄せがいき、正規職員から非正規職員への転換が進むのではないのか。
- ③ 水道という生活に身近な施設の運用を民間企業に丸投げするのは危険ではないのか。利益を追求するために様々なサービスが低下し、料金が上昇していくことになるのではないのか。

現在、水道等の民営化に熱心な地方自治体は、浜松市と宮城県です。その二つの地方自治体の状況を見てみます。

### 2 浜松市・西遠流域下水道事業の一部民営化

浜松市では西遠流域下水道事業の民営化が2018年度から始まりました。水道・下水道関係では国内初の例となる施設運営権の長期譲渡です。さらに、浜松市は水道事業も民営化する方針でしたが、市議会や市民団体から反対の声が強いことから、当面延期となりました。

すでに実施された下水道民営化の実態は次の通りです。

【資料1】の通り、水処理世界最大手の仏ヴェオリアと日本の会社が設立した浜松ウォーターシンフォニー株式会社が20年間運営を行うことになりました。

市が運営権を譲渡するのは西遠流域下水道事業の下水処理場と中継ポンプ場2カ所で、下水管の部分は譲渡されません（下水道事業費のうち、処理場とポンプ場にかかる分は約4割）。

運営権譲渡の対価は25億円です。民営化で20年間の総事業費を約86億円削減できるとされています。

【資料2】の通り、料金の収受は市が行い、料金収入の24%を運営権者に渡すことになっています。

なお、運営権者が行う処理場等の改築費の負担割合は、運営権者10%、市35%、国庫補助金55%になっています。運営権者にとって随分有利な仕組みですが、改築した資産が市の資産になるからという理由のようです。

20年間で約86億円も削減できるという根拠資料を情報公開請求で入手したところ、その要点は次の通りでした。

- ・86億円は現在価値に換算した金額（将来の価値を20年国債の利率で割り引いて20年間の効果を現在価値に換算した金額（割引率1.59%/年））で、現在価値化前は106億円の削減。
- ・人件費が33億円増加、運營業務等委託費が25億円減少 → 従来は民間会社に委託していたが、管理の一部を運営権者が直営で実施
- ・修繕費が46億円減少、改築費が72億円減少 → 耐久性がある設備を導入、調達方法の改善（長期契約等）など
- ・ユーティリティ（電気代、薬品費、消耗品費等）が39億円減少 → 機器、調達方法の改善など

情報公開請求で開示された根拠資料はこの程度の大づかみなもので、削減コストを詳細に検討したものとは思われませんでした。この民営化は、浜松市が最初に民営化の名乗りが上げたいということで進められたものであって、危ういところがあります。

## 【資料1】 浜松市・西遠流域下水道事業の民営化

国内初となる下水道の長期運営権の譲渡となる浜松市の西遠流域下水道事業の民営化が2018度から始まった。

水処理世界最大手の仏ヴェオリアと日本の会社が設立した浜松ウォーターシンフォニー株式会社が20年間運営を行う。

運営権譲渡の対価は25億円。

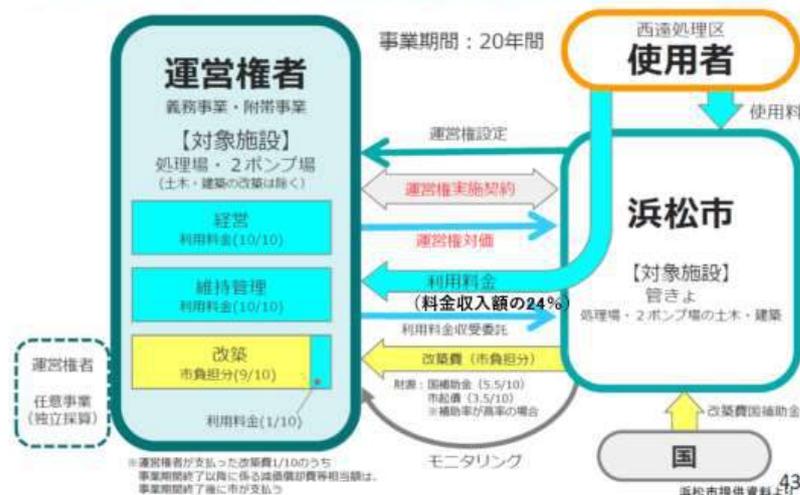
民営化で20年間の総事業費を約86億円削減できるとされている。市が運営権を譲渡するのは西遠流域下水道事業の下水処理場と中継ポンプ場2カ所で、下水管の部分は譲渡されない。

〔注〕西遠流域下水道は元々は静岡県の子会社であったが、2005年の市町村合併に伴い、対象流域が浜松市のみとなり、合併特例法の適用により2016年3月末に浜松市に移管された。管理は移管前は静岡県下水道公社を通して民間会社に委託し、移管後は市が直接、民間会社に委託していた。したがって、もともと市が直営で運営したものではなく、運営方式を模索した結果、今回の民営化を選択したのであって、特異な事例である。

## 【資料2】日本ではじめての下水道の運営権譲渡

（参考）コンセッション事例紹介（下水道） 内閣府資料

### 浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業



### 3 水道・工業用水道・下水道の一部民営化を2022年から行う宮城県

【資料3】水道・工業用水道・下水道の民営化を計画している宮城県



宮城県が水道用水供給事業、工業用水道事業、流域下水道事業の民営化を計画しています。

村井 嘉浩知事の主導によるもので、村井知事は2018年12月、参議院厚生労働委員会で参考人として水道法改正賛成の意見を述べました。

2022年1月から民営化を実施するというスケジュールで進んでいます。

【資料4】

## みやぎ型管理運営方式 (案) 現状との違い



【資料3】の通り、民営化を計画しているのは、二つの水道用水供給事業、三つの工業用水道事業、四つの流域下水道事業です。

【資料4】の通り、民営化を計画しているのは、水道用水供給事業、工業用水道事業、流域下水道事業の管路を除く処理場等の部分で、資産の割合としては3割にとどまります。

【資料5】の通り、民営化することにより、20年間で水道・工業用水道・下水道で166~386億円(現在価値化前の数字は335~546億円)の費用が削減できることになっています。

335~546億円も費用を削減できることの根拠を知るため、宮城県に対して情報公開請求を行いました。精査が必要ということで開示が約4か月も延期され、6月ようやく開示されました。開示された資料は、「みやぎ型管理運営方式導入可能性等調査業務報告書 2018年3月」です。

この資料を見ると、驚くことに、上記の費用削減額は民営化で削減できる個々の費用を積み上げて求めたものではなく、民営化による費用削減率を単純に10~45%に設定して求めたものでした。次のように書いてありました。

## 【資料5】

## 『みやぎ型』で期待される効果



- 『みやぎ型』を導入することで、維持管理にかかる費用や設備等の改築にかかる費用の**コスト削減**が期待されています。
- これによって、**料金上昇の抑制**や**経営の安定化**の効果が期待されています。



※上記数値は、導入可能性等調査に基づき県が試算した期待値であり、実際のコスト削減額及びVFMは、運営権となる民間事業者からの提案により確定する。

## VFM(バリュー・フォー・マネー)

VFM = (コスト削減額(現在価値換算後)) - (租税公課) - (利益)

「民間事業者に対するマーケットサウンディングを通じて、標準的に達成可能と見込まれる経費等削減率についてヒアリングを行い、その結果をもとに設定した。」

マーケットサウンディングとは、事前に広く意見や提案を求める対話型の市場調査のことですが、要するに、民営化を受注する可能性がある会社にどれくらい費用を削減できるかを聞いただけということなのです。

そのような会社は当然、費用をかなり削減できると答えるに決まっています。実際の具体的な根拠があるとは思われません。

この程度の根拠で宮城県において水道等の民営化が進められていくのですから、本当に大丈夫かと思ってしまうのです。

## 4 浜松と宮城の事例を見て言えること

## ○ 民営化は管路を除く部分のみ

浜松市・西遠流域下水道事業の民営化も、宮城県が計画中的水道用水供給事業、工業用水道事業、流域下水道事業の民営化も、管路を除く処理場等の部分であって、資産の割合としては3～4割にとどまります。

処理場等の管理の民間委託は従来から行っていることです。上記の民営化はそれに施設運営権の譲渡がプラスされたものですが、それで現状とどの程度変わるのか、今一つ分からないところがあります。

資産の大半を占める管路部分を含めた民営化が行われないのは、全体の民営化が実際には結構難しいことを物語っています。

## ○ 大幅な費用削減の根拠への疑問

民営化すれば、大幅なコスト削減がされることになっています。浜松市西遠下水道は20年間で106億円の削減、宮城県の水道・工業用水道・下水道の場合は20年間で335～546億円の削減です(現在価値化前の数字)。

みやぎ型管理運営方式導入可能性等  
調査業務

報告書(本編)

平成30年3月

株式会社日本総合研究所

しかし、そのような大幅なコスト削減が本当にできるのか、どれだけの裏付けがあるのか、よくわかりません。浜松市と宮城県への情報公開請求で開示された根拠資料は大づかみなもので、具体的な根拠を示すものではありませんでした。

浜松市も宮城県も民営化の先鞭をつけることが先にあって、コスト削減の数字は民営化推進の理由づけのためにつくられたものであるように思われます。

### ○ 魔法の杖のような方法があるのか。

水道等の事業は施設の老朽化、人口等の減少による料金収入の長期的減少、技術職員減少による技術継承への懸念という深刻な問題に直面していることは事実であり、対応策を真剣に考えなければなりません。

しかし、民営化すれば、それらの問題が本当に解消できるのでしょうか。魔法の杖のような方法があるのでしょうか。

それらの問題を解消できる方法がもしあるならば、その方法の詳細を徹底的に調べて、公共のまま、そのような方法の導入に努めればよいのではないのでしょうか。

民営化すれば、それらの問題が解消できるような宣伝に惑わされることなく、民営化の実態をしっかりと吟味することが必要です。

## 5 私たちが取り組むべきこと「市民が参加できる制度への改善を！」

政府は水道の民営化推進の旗振りをしています。水業等の民営化を現在、日本で推進しているのは、上記の浜松市、宮城県と、大阪市等のほんの一部の自治体であって、ほとんどの自治体は推進の意向を示していません。

水道事業が上記の通り、水道施設の老朽化、人口減少による料金収入の減少、職員減少と技術継承への懸念の問題に直面していることは事実であり、これらの問題に取り組まなければなりません。行政に任すべきではありません。

行政は水需要が頭打ちになることが分かっているながら、利水ダムを造り続け、水道事業の経営悪化を助長してきました。水道事業の今後の在り方を行政に任せるのではなく、私たち市民が取り組めるよう、市民が参加できる制度への改善を求めていく必要があります。

その点で参考になるのは、ドイツにおける市民参加です。この問題に言及した六辻彰二氏の論考の抜粋を下記に掲載しておきます。

### 海外メジャーが熱視線、安くて安全な「日本の水」は守られるのか (抜粋)

六辻 彰二 (むつじ・しょうじ) (国際政治学者)

(読売新聞 2019/4/17(水))

#### フランスとドイツ、どこが違うのか

日本では水道事業にコンセッション方式を導入する仕組みがほぼでき上がったわけだが、海外に目を向けると、単純に市場原理を導入したところでは、むしろマイナスの影響の方が大きいことがわかる。

例えば、1980年代から水道事業にコンセッション方式を導入しているフランスでは、上水道の30%、下水道の24%を民間業者が経営している。

民間企業が参入した後、まず起きたのは水道料金の高騰、水質の悪化である。また、民間業者が民間からの投融資で資金を調達すれば、配当や利払いの負担が大きくなり、これが最終的には

水道料金に跳ね返ってくる。そうすると結局、料金を抑えるために資金を拠出するのは公的機関ということになる。フランスでは資金の90%近くを公的機関が拠出しており、自治体の財政負担を減らすという当初のもくろみは達成できていない。

これらに対する不満が高まった結果、2000年から14年にかけて、49の自治体で水道事業が「再公営化」された。そこには、首都パリが10年にヴェオリアやスエズとの契約期間の終了段階で、契約を更新しなかったという事例も含まれる。

期待された結果が得にくい大きな原因は、透明性の低さだ。フランスでは民間業者を監督する専門機関はなく、民間が設定した価格が妥当かどうかを自治体が判断する基準もない。規制の緩さは民間業者の裁量の余地を大きくする。事業の効率化などが期待できる反面、民間業者による水増し請求や安全管理の手抜きの温床にもなっている。

実際、パリ市が02年に行った監査では、経済的に正当化できる水準を25~30%も上回る料金が設定されていた。

もちろん、民間参入の全てに問題があるわけではない。例えば、ドイツでは上下水道の64%が民間業者によって経営されているが、2000年から14年までの間に再公営化されたのは8自治体と49自治体のフランスより少ない。加えて、料金の上昇率もインフレ率を下回り続け、水道の水をそのまま飲む13か国の中にも入っている（フランスは入っていない）。

ドイツの場合、コンセッション方式ではなく、自治体と民間が資金を出し合い、水道管理会社を設立する手法が一般的だ。この仕組みでは事業者の裁量の余地は大きくないが、監督者である自治体との間の情報格差は小さく、監査などが実質的なものになるというメリットがある。その一方で、ドイツでは事業者のパフォーマンスを他の企業と比較するベンチマーキングと呼ばれる制度が導入されている。これによって業務の効率化を促し、ムダをなくす仕組みが出来上がっているのだ。

フランスとドイツの違いを生んだ背景として、地方自治の制度上の差がある。日本以上に中央集権色が強いフランスでは、自治体に対する住民の働きかけが弱く、これが結果的に、問題の目立つコンセッション方式を存続させる一因になってしまった。これに対しドイツは、連邦制であることも手伝って住民の地方政治への関心が高い。自治体には住民の監視の目が光り、パフォーマンスの悪いサービスは存続が難しくなる。

## 日本がとるべき道

日本に目を転じると、施設の老朽化や人口減少が進む中、これまで通りの水道経営では持続性が疑わしい。とはいえ、公営が常に最上と言えないのと同様、単純な民間委託も万能薬とは言えない。

ムダをなくし、利用者の満足度を引き上げるうえで重要なのは、公営か民営かという経営主体の問題ではなく、いかに透明性を高め、水道事業者の監督を実質的なものにできるか、いかに利用者にとって水道事業を可視化できるかにある。

これにかんがみると、改正水道法は心もとない。政府は水道事業に民間参入の道を開くことに腐心してきたが、その裏返しで、民間業者を監督する専門機関の設置はおろか、ドイツのようなベンチマーキングの導入も想定されていない。

.....

日本では首長選、議会選など地方選挙の投票率が3割前後にとどまることも珍しくなく、地方政治が話題になる機会は少ない。利用者の関心が低ければ、水道の危機そのものが放置されることになりかねない。住民が地元への関心や自治意識を持つことが、水道の持続性を高めるための第一歩といえるだろう。

# 日本のダム問題の経過と現状

水源開発問題全国連絡会・共同代表 **嶋津暉之**



## 1 日本に約二千五百基——「ダムは本当に必要か」を問い続けて

日本では数多くのダムが建設されてきた。日本ダム協会「ダム便覧」によれば、巻頭のデータファイル資料1のとおり、ダム建設が進められ、ダムの総基数は約二千五百基にもなっている。ダム建設のピークは一九五五―七五年であり、その後は建設基数が減ったものの、今なお全国で約七十基のダムが建設されつつある。国土交通省のダム予算も二〇〇五年度の四十三億四千万円から二〇一九年度の二十七億四千万円に減ったものの、ここ数年は

二千五百―二千八百億円を維持してきている（データファイル資料7）。

私がダム問題に関わったのは、ダム建設のピーク時期である一九七〇年頃であった。当時、ダム計画が再浮上し、反対運動が進められていた八ツ場ダムの予定地（群馬県長野原町）を訪れた。長野原町川原湯地区の住民は、反対期成同盟を結成してダム建設絶対反対の姿勢を示していたが、建設省（当時）と群馬県の執拗な攻勢を受けて、毎日がダム問題に明け暮れる生活を余儀なくされていた。

連日の会議や抗議行動で疲れ果て、苦悩し、片時も心を休めることのできない日々を送っていた。地元住民の厳しい状況を目の当たりにして、私はその後、ダムが本当に必要

なのかを追求し続けることになった。そのことが私のライフワークとなった。

### 水使用合理化を裏証

当時は高度成長時代の真只中であつて、水道用水・工業用水の需要が増加し続けてきており、ダム建設で水源を次々と確保しなければならぬと思われていた。多くのダムは利水・治水を目的とした多目的ダムであつたが、当時は利水を主目的としてダム建設が進められていった。

しかし、水道用水・工業用水とも水節約、水使用合理化を推進すれば、需要の増加を抑制することができるはずであり、ダム建設を求める前に需要の抑制にとりくむべきであ

る。

そのように考えて水使用合理化技術の研究を進め、やがて東京都公害局（現・環境局）に就職して地下水使用事業所を対象として、地盤沈下対策として水使用合理化推進の指導を実践するようになった。そして、水使用合理化の推進で、事業所の使用水量を大幅に削減できることを実証するに至った。

### 反対運動の現場でダムの弊害を裏証

やがて、ダム建設や河口堰、湖沼開発の反対運動にとりくんでいる人たちと連携するようになり、ダム建設等の河川開発は地元住民の生活に多大な影響を与えるだけでなく、様々な問題を引き起こすものであることをつづさを知るようになった。

ダムが引き起こす問題を列挙すれば、①ダム周辺の自然だけでなく、ダム下流の川の自然まで非常に大きな影響を与えること、②川の水質をひどく悪化させることがあること、③堆砂の進行でダム上流域に氾濫常襲地帯をつくること、④同時に下流への土砂供給量を激減させ、河口部周辺の海岸線を後退させていくこと、⑤地質が脆弱なところではダムによる貯水位の上下で地すべりを誘発することがあること、⑥ダム下流への砂礫の流

出をなくしてダム下流部の河床の泥質化を引き起こすことなどである。

ダム建設に代わる手段があるならば、何よりもその代替手段を選択すべきであることを強く思うようになった。

## 2 ダムをめぐる時代の変化

私は東京都での仕事（一九八四年に東京都公害研究所（現・環境科学研究所）に異動、二〇〇四年退職）とは別に、全国の仲間とともにダム等の河川開発の反対にとりくみ、差し止めの裁判にもいくつか関わるようになった。しかし、ダム等の開発事業がストップされることはなかった。

### 九〇年代に大きく変化

しかし、一九九〇年代に入ってダムをめぐる状況が大きく変わってきた。一つは水道用水の需要が頭打ちの傾向になり、利水の面でダム等の必要性が揺らいできたこと（水需要の動向の変化については後述）であり、もう一つは日本の財政事情が厳しくなり、巨額の予算を使うダム等の大型公共事業を疑問視す

る世論が高まってきたことである。長良川河口堰（三重県）建設反対運動が大きく広がって全国化し、各地のダム等の開発事業にも批判の目が注がれるようになった。

そして、アメリカの動きが日本のダム反対運動に大きな影響を与えた。アメリカの第一期クリントン政権で開墾局長に就任したダニエル・ピアード氏が「もう、ダム建設の時代は終わった」（一九九四年）と宣言したのである。開墾局はアメリカで最大のダム建設・管理機関である。ピアード氏の宣言は日本のダム等の反対運動を勇気づけるものとなった。

これらの背景、動きがあつて、ダム計画の一部が少しずつ中止されるようになった。まず、一九九六年十二月に稲戸井調節池総合開発事業（茨城県）などの四ダムが中止になり、それを皮切りに全国でダム事業の中止がおこなわれるようになった。

### 長野県の「脱ダム宣言」、全国に波及

ダム中止で特筆すべきであるのは田中康夫長野県知事の「脱ダム宣言」である。

二〇〇一年二月に長野県の新規ダムをすべて中止することを表明した。そして、各水系ごとに市民参加の治水・利水ダム等検討委員

会を設けて各ダムの是非を議論することにした。

長野県では十基のダム計画があったが、その議論を経て、下諏訪ダム、蓼科ダムなどの八基のダムが中止になり、角間ダムも中止の方向にある。

浅川ダムのみは次の村井仁知事が方針を転換して事業推進としたため、本体工事が進められ、二〇一六年度に完成したが、長野県では九基のダムが中止またはほぼ中止になった。

そして、細川内ダム（徳島県）、清津川ダム（新潟県）、紀伊丹生川ダム（和歌山県）、戸倉ダム（群馬県）などの大規模ダムも中止になった。二〇〇五年度までに中止になったダムは大小合わせて、百五基にもなった。

ほとんど中止されることがなかったダム計画が一九九六―二〇〇五年度に百基以上も中止になったのであるから、時代が大きく変わってきたのである。

### 3 二〇〇九年度からの茶番劇「ダム検証」で問題ダム事業が推進へ

それでも、全国でおお百四十基を超えるダム計画が推進されており、各地のダム反対団

体はそれらのダムを中止させるべく運動を展開し、政党へのはたらきかけを懸命におこなった。

二〇〇九年九月に民主党政権が発足し、国土交通大臣に就任した前原誠司氏は、全国で計画中の百四十四ダムの見直しをおこなうことを言明した。そして、八ッ場ダムの中止も明言した。

長年、ダム反対運動に関わってきた私たちは、前原大臣の言明で、ダムをめぐる状況は根本から変わり、不要不急のダム計画が次々と中止されていくものと思った。

#### ダム懐疑派を排除、非公開の検証

しかし、その期待はまもなくしぼんでいくことになる。二〇〇九年十一月、ダム検証の手順と基準を定め、各ダムの検証結果を審議する会議として「今後の治水のあり方に関する有識者会議」のメンバーが発表されたが、ダムに懐疑的な専門家は一切排除されていた。さらに、同会議は非公開で開催することにもなった。

ここではダムの是非について真つ当な議論がおこなわれるはずがなかった。そして、すでに本体工事に着工したダム、本体工事の駆け込み契約したダムなどが除かれ、検証対象は百四十四ダムから八十四ダムになった。

ます希薄になる時代であるから、ダム建設の推進は時代錯誤である。

利水面から見てみよう。全国の水道の一日最大給水量の動向を見ると、データファイル資料2のとおり、一九九〇年代中頃まで給水量は増加傾向が続いてきたが、九〇年代中頃にピークとなり、そのあとは転じてほぼ減少の一面を辿るようになった。一九九四年度から二〇一六年度までの二十二年間の減少量は一日当たり千五百五十一万立方メートルにもなる。これは約三千万人分の水通用水に相当する膨大な水量である。

一日最大給水量の減少は一人当たりの水量が減ってきたことによるものであるが、それには三つの要因がある。一つは節水型機器の普及等によって節水が進行してきたこと、一つは空調機の普及等により、夏期のピーク給水量の出方が小さくなったこと、もう一つは漏水防止対策で漏水量が減ってきたことである。

一方、日本の総人口はすでにピークを迎え、これからは減少の一面を辿っていく。国立社会保障・人口問題研究所の最新の推計によれば、日本の総人口は次第に減少し、二〇四五年には二〇一五年人口の八四％、二〇六五年には六九％まで減っていく。

翌年、二〇一〇年十月から八十四ダムの検証が徐々に進められたが、ダム事業者みずから検証作業を担うもので、第三者による検証ではなかった。さらに、ダム事業の見直しを求める市民や有識者を検証作業から排除するものであった。

#### ダム案が圧倒的有利となる茶番劇

そして、その検証の内容はダムの必要性の有無には触れず、基本的にはダム案と代替案との費用比較をおこなうだけのものであった。ダム案の費用はすでに投じた費用を除く残事業費とするもので、ダム案が圧倒的に有利になる枠組みでの比較であるから、自動的にダム案が選択されるものであった。

八ッ場ダムの利水面の検証を例に取れば、当時の全事業費は四千六百億円であった。そのうち、利水分は二千億円であったが、すでに事業費の大半を使っていたので、利水分の残事業費は六百億円となっていた。

一方、利水の代替案は利根大堰のかさ上げや既設ダムの治水容量の振り替えなどを組み合わせるものであったが、その事業費は千八百億円となり、八ッ場ダムの残事業費六百億円の三倍にもなるということで、ダム案が選択された。検証する前から結果がわかる仕組みでの検証であり、茶番劇の検証であった。

### 「検証」の結果、問題ダムのほとんどにゴーサイン

そのような形だけの検証で、問題ダム事業に次々とゴーサインが出ることになった。

現在、八十四ダムのうち、四ダムを除く八十ダムの検証が終わり、五十五ダムが推進、二十五ダムが中止となったが、中止ダムのほとんどはダム事業者の都合で中止したものであり、適切な検証がおこなわれた結果ではなかった。

このダム検証により、八ッ場ダム、設楽ダム（愛知県）、川上ダム（三重県）、思川開発（南摩ダム）（栃木県）、最上小国川ダム（山形県）、石木ダム（長崎県）等々、反対運動が進められている問題ダムが次々と推進されるようになった。それらのなかにはすでに本体工事に入り、完成に近づいたダムもある。

### 4 ダム建設の推進は時代錯誤、縮小の一面を辿る水需要

以上のように、茶番劇のダム検証により、全国的に再び、ダム事業が推進されつつあるが、これからの時代は、ダムの必要性がますます

一人当たり水量も今後、節水型機器の普及により、さらに小さくなると予想されるから、人口の減少と相まって、水道の一日最大給水量が今後は縮小の一面を辿っていくことは必至である。

水通用水だけでなく、工業用水もデータファイル資料3のとおり、ほぼ減少の一面を辿っており、水需要の縮小傾向は歴然たる事実なのである。

すでに各地域で必要な水源開発は十分におこなわれており、今後は水需要の減少に伴って水余りがますます顕著になっていく時代であるから、新たなダム建設が利水面で必要となるはずがない。むしろ、水余りが一層顕著になることにより、既設ダムの一部が次第に不要になっていくのである。

#### 東京都―架空の水需要予測によるダム事業への参画

水通用水の減少傾向は東京都も例外ではない。東京都は一極集中で水通用水が増加していると思われがちであるが、実際はデータファイル資料4のとおり、東京都の水通用水も急速に減ってきた。一九九二年度は一日当たり六百七十七万立方メートルの需要があったが、二〇一八年度に同四百七十七万立方メートルになり、この

二十六年間に二四%も減ってきた。一人当たりの水量の減少によるものである。

東京都は利根川・荒川水系の水源地開発事業に食欲に参画してきたので、東京都水道は保有水源を正しく評価すれば、現在、同六百九十四万立方メートルも保有しており、有り余る水源を抱えている。それにもかかわらず、東京都は八ッ場ダムと霞ヶ浦導水事業に参画し、さらに同五十六万立方メートルの水源地を得ようとしている。

東京都は八ッ場ダム等への参画の理由をつくるため、データファイル資料4のとおり、今後、水需要が増加していくという架空の水需要予測をおこなっている。減少し続けている水需要が反転して急速な増加傾向に転じることはありえないことであるが、実績無視の水需要予測が平然とおこなわれている。

#### ダムが完成すると修正される水需要予測

全国各地でも、ダム事業に参画している水道事業者は、東京都と同様な架空予測をおこなっている。十三軒の反対地権者の家屋と農地を強制取用しようとしている長崎県の石木ダムは、主目的が佐世保市水道の水源地確保であるが、佐世保市の水需要予測も実績無視のままの架空予測である（データファイル

資料5）。

しかし、これはダムができるまでの話であり、ダムが完成すると、水道事業者は臆面もなく、水需要予測を大幅に下方修正する。

例えば、北海道の当別ダムに参画している札幌市水道はダム完成までは一日最大給水量が二〇三五年度に八十七万立方メートル（二〇一六年度実績五十六万立方メートル）と予測していたが、二〇一二年度に当別ダムが完成すると、二〇三五年度の予測値を六十二万立方メートルに変更し、大幅な下方修正をおこなった。

以上のように、ダムへの参画の理由づくりのため、実績と乖離した架空の水需要予測がまかり通っているのである。

### 5 「河川ムラ」のためのダム推進

原子力発電を巡る利権によって結ばれた、産・官・学の関係者によって構成された利益共同体は「原子力ムラ」と呼ばれるが、不要となったダム建設が続けられているのも、「原子力ムラ」と同様の「河川ムラ」といふべき利権集団の力が働いているからに他ならない。

ダム事業は、ダム本体工事を請け負うゼネコンに対してだけではなく、様々な業務を関連業界に発注する。数多くの関連工事、測量、設計、地質調査、環境調査等々であり、それらの発注額はダム本体よりはるかに大きく、一つのダム事業が立ち上がれば、関連業界が多くの仕事を受注できるようになる。

そのうちの有力関連会社には、国交省や都道府県の官僚が天下ることが少なくない。それらの関連業界から一部の政治家に政治献金もおこなわれる。そして、国交省や都道府県は御用学者を使って、ダム推進のお墨付きを得るようにする。

まさしく政官業が一体となって、それに学も加わって、「河川ムラ」のために、必要性が失われたダム事業がいまだに進められているのである。

なお、同じ河川に関わる事業でも、河道整備とダム事業では、発注の規模と裾野が大きく異なる。ダム事業は、ダム本体工事はゼネコン、そのほかに前述のように様々な業態の仕事が発注される。一方、河道整備工事の受注は、地元の上建会社であり、一工事の発注額はダムに比べてはるかに小さく、関連業務も少なく、「河川ムラ」を取り仕切るゼネコンにとって、ダムと河道整備ではその事業規

模および権益対象としての魅力が大きく異なるのである。

### 6 西日本豪雨と鬼怒川水害で明らかになった治水ダムの限界と危険性

#### 二〇一八年西日本豪雨の氾濫におけるダムの機能喪失

水需要の確実な減少傾向により、利水面では新規ダムの必要性がなくなり、更に水余りの進行で既設ダムの一部は必要性を見直すことも可能になってきているが、一方、治水面でのダムの必要性はどうだろうか。

二〇一八年七月の西日本豪雨では、治水目的を持つ八基のダム（野村ダム（愛媛県）、鹿野川ダム（愛媛県）、野呂川ダム（広島県）、河本ダム（岡山県）、引原ダム（兵庫県）、一庫ダム（兵庫県）、日吉ダム（京都府）、岩屋ダム（岐阜県））が満杯になって、洪水調節機能を失った。治水ダムの機能喪失が凄まじい氾濫を引き起こしたのは愛媛県・氾濫川である。

氾濫川は愛媛県西予市から大洲市を流れて瀬戸内海に注ぐ一級水系河川である（図1）。

西予市にある野村ダム、大洲市にある鹿野川ダムは、いずれも洪水調節機能を持つ国土交通省の多目的ダムである。西日本豪雨において野村ダムの下流では、ダムの放流により、五人が死亡し、約六百五十戸が浸水した。鹿野川ダムの下流でもダムの放流により、三人が死亡し、約四千六百戸が浸水した。

野村ダムの流入量と放流量の変化を見ると、図2のとおり、野村ダムが洪水調節をおこなったのは、流入量が増加し始めてから五〜六時間だけのことであつて、あとは洪水調節機能を失って緊急放流をおこなった。野村ダムが下流に放流すべき流量は毎秒三百立方メートルであるが、最大放流量はその六倍の毎秒約

千八百立方メートルにもなった。六倍も放流したのであるから、ダム下流で大きく氾濫したのは当然のことであつた。

しかも、ダム流入量が毎秒三百立方メートルから毎秒千四百立方メートルにまで四時間半で上昇しているのに対して、放流量は一時間足らずで毎秒三百立方メートルから毎秒千四百立方メートルまで急上昇している。ダムがなければ、流量の上昇に要する時間が四時間半あつて避難することができたのに、ダムがあるために、その放流で流量上昇時間が一時間足らずに短縮され、しかも、そのうちの

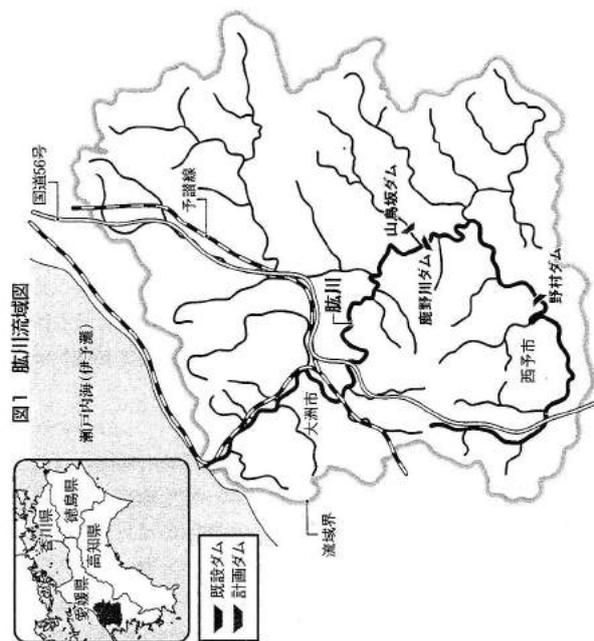
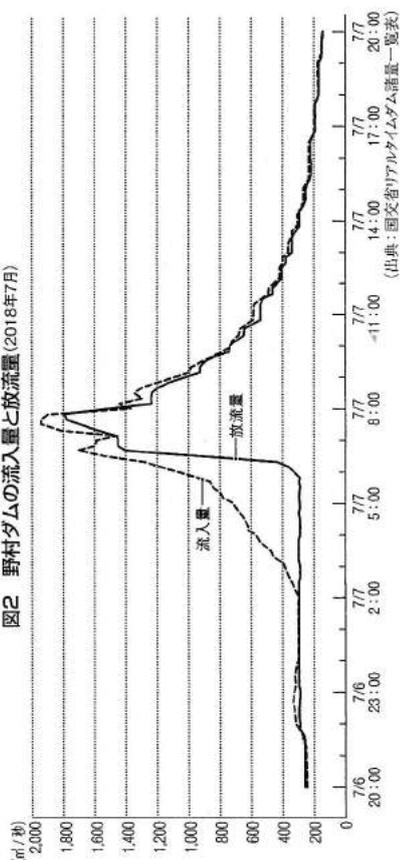


図1 氾濫川流域図

図2 野村ダムの流入量と放流量(2018年7月)



数十分で流量が急上昇した。野村ダム下流の西予市では、避難することはほとんど困難な状況になり、甚大な被害が発生した。

鹿野川ダムでも同様で、ダムの緊急放流により一挙に流量が急上昇して、ダム下流の大洲市でも避難する時間が失われ、凄まじい氾濫となった。

#### ダム偏重行政が招いた水害

肱川では、二つの大型ダム事業に河川予算の大半が注ぎ込まれてきた。一つは鹿野川ダムを大きく改造する事業で、二〇一八年度に完了した。今一つは、山鳥坂ダムの建設である。今のところ、二〇二六年度完成予定となっているが、他のダムと同様、完成が予定より大幅に遅れるのは必至である。

肱川ではこれら二つのダム事業を優先して進め、堤防などの河道整備の大半は、両ダム事業が完了したあとに実施されることになっていった。

そのため、肱川下流部は無堤防の区間がかなりある。西日本豪雨で肱川流域が大きく氾濫したのは、当然の結果であった。

肱川の氾濫は自然界ではありえない流量の急上昇による広域氾濫であり、ダムに依存し、河道整備をなおざりにしてきたことが、

このように深刻かつ甚大な災害を引き起こした。

#### 四つの大規模ダムで防げなかった二〇一五年鬼怒川水害

二〇一五年九月の台風十八号では、関東平野を流れる鬼怒川が大きく氾濫し、甚大な被害が発生した。鬼怒川から溢れた洪水が家々を次々と襲っていく凄まじい光景がテレビで放映された。

茨城県常総市では、浸水家屋は床下浸水約六千六百戸、床上浸水約四千四百戸、浸水面積は約四十平方メートルにも及んだ。その後の関連死も含めると、死者は十四人になった。線状降水帯が栃木県北部を中心に居座り続けたことによる大豪雨が引き起こした洪水であった。

鬼怒川上流には国土交通省が建設した四つの大規模ダムがある(図3)。五十里ダム、川俣ダム、川治ダム、湯西川ダムである。湯西川ダムは二〇一二年に完成したばかりで、ダムの上にまたダムをつくる、屋上屋を架すダム建設がおこなわれた。

四つのダムの洪水調節容量は合計一億二千五百三十万立方メートル(八ッ場ダムの洪水調節容量六千五百立方メートルの約二倍)もあるので、

鬼怒川はダムで洪水調節さえすれば、ほとんどの洪水は氾濫を防止できるとされていた河川であった。

しかし、堤防が決壊し、大規模な浸水があつて凄まじい氾濫被害をもたらした。ダムでは流域住民の安全を守ることができなかったのである。

#### ダムの効果は下流では減衰

鬼怒川水害の時、四つのダムではそれぞれルール通りの洪水調節がおこなわれ、ダム地点では洪水ピークの削減量が毎秒二千立方メートル以上もあった。しかし、下流ではその効果は大きく減衰した。

下流の水海道地点(茨城県常総市)では、洪水ピークの削減量はわずか毎秒二百三十立方メートルしかなく、ダムの効果は約一〇分の一に減衰していた。ダムによる洪水ピークの削減

量が下流で激減するのは、①支川の合流に伴うダム効果の低減、②河道貯留によるダム効果の低減という二つの要因が働くからである。特に鬼怒川中流部は川幅が非常に広いので、②の河道貯留効果がはたらかみやすい。

鬼怒川でも、河川予算の大半が湯西川ダムなどの建設に使われてきた。その一方で、堤防整備などの予算は毎年度十億円程度にとどめられてきたため、氾濫の危険性が高い下流

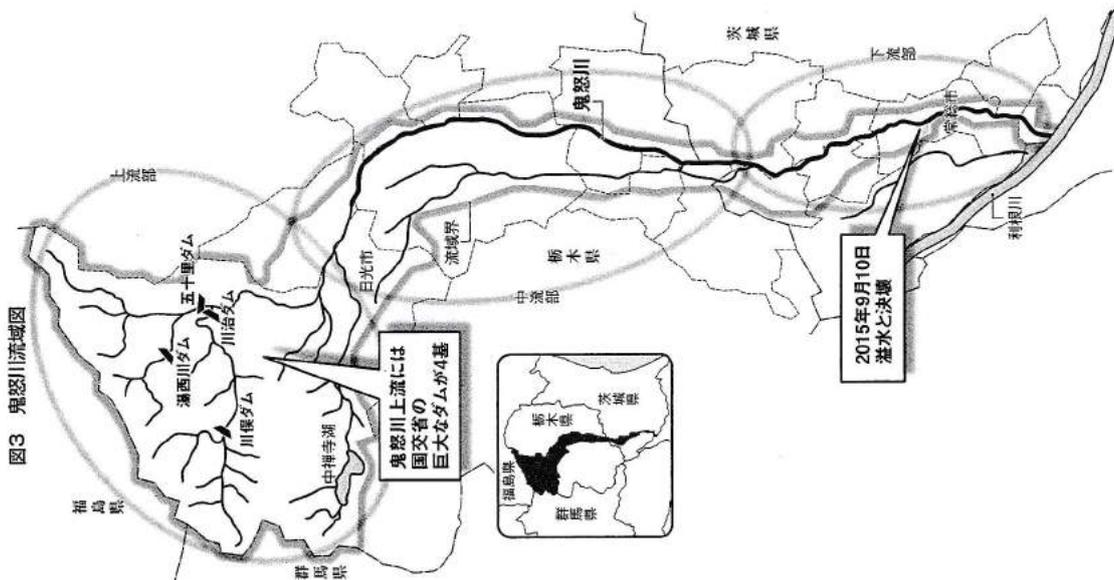


図3 鬼怒川流域図

部の対策がなおざりにされ、無堤地区と破堤危険地区が放置されてきた。

以上のように、下流部でのダムの治水効果はさきわめて限られており、また、肱川のようにダムが治水機能を失えば、緊急放流により、ダム下流で凄まじい氾濫を引き起こすことがある。集中豪雨が頻発するようになった今、ダムに偏重した河川行政を改めなければ、悲惨な水害が繰り返

返されることになる。

### 7 人びとの生命と財産を守る治水 行政への転換

#### 洪水が越水しても決壊しづらい堤防「耐越水堤防」の普及を

ダム偏重の河川行政を改め、人びとの生命と財産を守る治水行政に転換するためにとりくむべき課題はいくつかあるが、そのなかで、特に重要な洪水対策が二つある。

水害で最も恐ろしい現象の一つは、堤防の決壊である。堤防が決壊すると、洪水が一挙にあふれて人命を奪うことを考えれば、堤防の決壊を防ぐための堤防強化が極めて重要である。

洪水が越水しても決壊しない、あるいは決壊しづらい堤防に強化する安価な技術「耐越水堤防」の工法はすでに確立され、実用化されている。

旧建設省土木研究所は「耐越水堤防」の工法を一九七五年から一九八四年にかけて研究開発し、旧建設省が九河川で一九八〇年代の後半から耐越水堤防工法を実施した。

旧建設省はその実績を踏まえて耐越水堤防の普及を図るため、二〇〇〇年三月に「河川堤防設計指針（第三稿）」を発行し、関係機関に通知した。その第六章に耐越水堤防の工法がしっかりと書かれている（データファイル資料⑥）。

しかし、国土交通省（二〇〇一年から建設省が国交省へ）は二〇〇二年七月にこの指針を廃止し、耐越水堤防の普及を中止した。耐越水堤防工法は国が認めない工法となり、お蔵入りとなった。

この二年の間に何があつたのか。二〇〇一年十二月に熊本県の川辺川ダム住民討論集會が開かれ、そこで、耐越水堤防を整備すればダムが不要になるという指摘があつた。この指摘を受け、国交省は耐越水堤防の存在がダム推進の妨げになると考え、ダム推進のため、耐越水堤防の普及を取りやめたと推測される。

お金も時間もかかるダムやスーパー堤防に比べ、耐越水堤防は一基あたり五十〜百万円と、比較的安価であるので、短い期間で、全国の河川の安全度を大きく高めることができるのであるが、国交省はその普及を拒んでいる。

#### 滋賀県の流域治水（立地規制、建築規制）の全国化を

もう一つは、流域治水である。

氾濫の危険性のある河川のすぐ近くの住宅地などで水害が発生することが少なくない。この問題を解決するために、嘉田由紀子・前滋賀県知事（現参議院議員）が二〇一四年三月に制定した「流域治水の推進に関する条例」では、立地規制、建築規制を洪水対策の重要な柱とした。この条例は、「浸水警戒区域」を指定し、近くに避難場所がなく、地盤のかさ上げもしない場合は、原則として住宅や福祉施設などの新築・増築を許可しないとしている。

二百年に一度の確率の降雨があつた場合に人命被害を生じるおそれが判明した区域を「浸水警戒区域」に指定し、立地規制、建築規制をおこなうものである。そして、「浸水警戒区域」内の既存住宅を改築・増築する時に、地盤の高上げ等の工事費用を助成する制度もつくられている。

こうした滋賀県の流域治水へのとりくみを全国に広げることが必要である。

#### 今後は既設ダムの一部撤去を視野に

先に述べたように、水道用水の需要は全国

的に減少の一途を辿っており、将来は人口縮小社会の進行も相まって、水需要の規模がますます小さくなっていくことは確実であり、水余りの状況が一層顕著になっていく。それにより、既設の利水ダムの一部は次第に必要性が失われていく。その事実を踏まえれば、今後は川の自然などに多大な影響を与えているダムの撤去を視野に入れるべきである。

日本でのダム撤去は熊本県・球磨川の荒瀬ダム（八代市）が唯一の例であり、二〇一八年三月に撤去工事が完了した。かつての豊かな川の自然が蘇りつつあり、ダム撤去がいかに重要であるかを物語っている。

アメリカのダム撤去が約千五百基にもなるというのに、日本のダム撤去はまだ入り口段階にある。ただし、日本は堤高十五メートル以上をダムと定義しているが、アメリカは堤高が十

五メートルのもの（日本では堰）もダムとしているので、ダムの数の数え方が違っている。

日本で次にダム撤去が期待されたのは荒川中流の玉淀ダム（埼玉県寄居町）である。発電と農業用水の確保を目的としたダムで、二〇〇八年に玉淀ダム撤去促進期成同盟會が結成されて撤去運動が展開されてきたが、実現の見通しは立っていない。

荒瀬ダムは球磨川中流に一九五五年に建設された県営の発電専用ダム（堤高約二十五メートル）であった。ダム湖にたまった堆砂や汚泥による環境悪化が顕著であつたので、地元が要望し、潮谷義子・前熊本県知事が二〇〇二年十二月に荒瀬ダムの撤去方針を表明した。

その後、二〇〇八年四月に就任した蒲島郁夫知事が「撤去費用が存続費用を上回る」として存続に方針転換したが、漁協が存続に反

対したため、蒲島知事は再び撤去を決め、二〇一二年九月から撤去工事が開始された。総事業費は約八十四億円で、うち十六億円は国から補助を受けた。

荒瀬ダムは堤高が約二十五メートルで比較的小さいダムであるが、それでもダム撤去に八十四億円、撤去工事に五年半を要した。アメリカのダム撤去はダイナマイトで一挙に爆破する荒っぽいものもあるが、日本では手順を踏んで丁寧な撤去工事がおこなわれた。

日本におけるダム撤去の今後の進展は容易ではないが、ダムが多くの深刻な問題をもたらしてきたことと、水余りがますます進行していくことを踏まえれば、川がかつての豊かな自然を取り戻すため、各地で必要性が希薄となつたダムの撤去が検討されていくことを強く期待したい。（しまず・てるゆき）

石田一紀・池上惇・津止正敏・藤本文朗 編著

# 長寿社会を生きる

健康で文化的な介護保障へ

●定価 本体2100円＋税／四六判



孤独死、虐待、介護離職など、高齢者介護をめぐる深刻な問題——被介護者や介護者の声をふまえて、そもそも介護とは、からあらためて考えます。介護者の養成、家族への支援、高齢者の発達なども視野に、制度の現実と打開の道を探ります。

新日本出版社

T151-0051 東京都港区千代田4-25-6  
☎03-3423-8402 FAX03-3423-8419



## 水源開発問題全国連絡会第 26 回総会決議（案）

### ダム偏重の治水から人命最優先の治水への転換を求める決議

#### 1 日本の河川の脆弱さが明らかになった

「スーパー台風」といわれた 2019 年台風 19 号（以下「台風 19 号」という）で発生した大規模降雨により、長野県千曲川をはじめ 71 河川で 140 か所の堤防が決壊し、甚大かつ深刻な被害をもたらした。決壊する危険性がある箇所が長年放置され、且つ、越水に対し脆弱で決壊しやすい土を積んだだけの「土まんじゅう」の堤防であったことによるものであり、日本の河川の脆弱さがあらためて明らかとなった。決壊危険箇所の早急な堤防整備と、越水に対して強い耐越水堤防工法の導入が急務となっている。

#### 2 ダムの治水機能の限界とリスクが明らかになった

台風 19 号当時試験湛水中であった八ッ場ダムには、本格運用中であれば貯水できない程の大量の洪水が流入したが、その効果は下流では小さなものであった。関東・東北の 6 つのダムで緊急放流が実施され、複数のダムで緊急放流が検討されて、ダム下流は避難のため、大混乱になった。ダムの治水効果は不確実で、下流に行くにつれて減衰していくものであり、且つ、ダムの能力を超える洪水に対しては治水機能を失い緊急放流というリスクを発生させる。台風 19 号の被害により、ダムの治水機能の限界とリスクがあらためて明らかとなった。

#### 3 人命最優先の治水への転換を

2015 年の関東・東北豪雨では茨城県鬼怒川の氾濫により、人命が失われた。

2018 年の西日本豪雨では愛媛県肱川でダムの緊急放流で氾濫し、人命が失われた。高梁川水系小田川では真備地区が氾濫により死者 51 人という壊滅的被害を受けた。

2019 年の台風 19 号等による豪雨でも、堤防決壊などによる氾濫で、人命が失われている。

記録的な豪雨をもたらす大型台風は、海水温度の上昇により今後も発生することが予測されている。豪雨はどこで発生するかわからないから、豪雨がどこで発生しても確実に被害を軽減できる河道整備に重点をおく対策こそ人命最優先の治水である。なかでも、短時間で大量の氾濫を発生させる堤防決壊を防止するため、越水に対して強い耐越水堤防工法を導入することが喫緊の課題である。

わたしたちは、河川管理者である国及び自治体に対し、治水対策をダム偏重から人命最優先へと転換させ、予算と人材を河道整備へ集中させることを求める。

2019年11月17日

総会参加者一同

# 石木ダム建設早期断念を実現させる総会決議

今年9月19日、こうぼるの13世帯の土地は全て所有権が国に移管されてしまった。しかし、人々はこれまで通りそこで暮らし、田畑では作物が実っている。家屋明渡し期限の11月18日が過ぎても、この景色に変化はないだろう。土地収用法を根拠としても、60人近い人々を力づくで追い出すことなど人道上できるわけがない。しかし、法的には不法占拠という状態におかれ、住民は様々な不利益を被ることになる。また、建設工事への抗議行動は9年以上に及んでいる。これほど住民を苦しめる事業が公共事業と言えるだろうか。しかも、ダムの必要性は既に失われているというのに。

長崎県は13世帯の人々が11月18日を過ぎても生活を続けることへの対応なのか、石木ダム事業の工期を2022年度から2025年度へ3年間延長するとしている。事業認定後2度目の工期延長で、合計年数は9年にもなる。石木ダム事業に緊急性がないことを起業者自らがさらけ出しているのである。

しかし、3年延長しても石木ダムは完成しない。なぜならば、13世帯の皆さんはもちろんのこと、私たち支援者も闘い続けるからだ。そうなるとさらに工期延長になるだろう。いつまでたってもできないのである。長崎県は3年延長という姑息な策をとって疲れを待つのではなく、石木ダム中止を決断しなければならない。中止して、内水氾濫と最下流部の堤防整備を急ぐべきだ。

佐世保市は今回の3年延長、合計9年の延長で石木ダムの再評価をせざるを得ないと考えている。それはあまりにも当然のことである。現実をしっかりと見据えて科学的根拠を持つ水需要予測を行ない、石木ダムの呪縛から自らを解き放つときが来た。

私たちは、石木ダムは治水利水の両面で全く不要であることを確信している。治水は知事の裁量で、利水は佐世保市長の裁量で見直しすればダムは止まる。私たちは、多くの皆さんと連帯して、一日も早く長崎県と佐世保市に石木ダム建設を断念させ、こうぼるの皆さんの人権回復を実現させることをここに決議する。

2019年11月17日

第26回水源連総会 in 川棚

連絡先：水源連事務局

223-0064 横浜市港北区下田町6-2-28

電話・FAX 045-877-4970

[mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp](mailto:mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp)